

平成 2 6 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 2 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 2 5 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 2 5 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 2 5 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 2 5 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 8 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 9 号 平成 2 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 0 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について	
議案第 1 1 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につい て	
議案第 1 2 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 について	
議案第 1 3 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に	

関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 17 号 工事請負契約の締結について

議案第 18 号 工事請負契約の締結について

議案第 19 号 訴えの提起について

報告第 1 号 平成 25 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 25 年度旭市奨学基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 25 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 4 号 平成 25 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第 5 号 平成 25 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第 6 号 平成 25 年度旭市病院事業会計継続費の精算について

報告第 7 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

報告第 8 号 私債権等の放棄について

提案理由の説明並びに政務報告..... 6

議案の補足説明及び報告の説明..... 16

散 会..... 66

第 2 号 (9 月 5 日)

議事日程..... 67

本日の会議に付した事件..... 67

出席議員..... 67

欠席議員..... 68

説明のため出席した者..... 68

事務局職員出席者..... 68

開 議..... 70

議案質疑..... 70

決算審査特別委員会設置..... 77

決算審査特別委員会委員の選任	7 7
決算審査特別委員会議案付託	7 8
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	7 9
常任委員会議案付託	7 9
常任委員会請願付託	7 9
常任委員会陳情付託	8 0
散 会	8 0

第 3 号 (9月9日)

議事日程	8 1
本日の会議に付した事件	8 1
出席議員	8 1
欠席議員	8 1
説明のため出席した者	8 1
事務局職員出席者	8 2
開 議	8 3
一般質問	8 3
7 番 飯 嶋 正 利	8 3
1 0 番 伊 藤 保	1 0 6
2 番 高 橋 秀 典	1 2 4
4 番 有 田 恵 子	1 4 2
9 番 太 田 將 範	1 6 0
散 会	1 7 6

第 4 号 (9月10日)

議事日程	1 7 7
本日の会議に付した事件	1 7 7
出席議員	1 7 7
欠席議員	1 7 7
説明のため出席した者	1 7 7

事務局職員出席者	1 7 8
開 議	1 7 9
一般質問	1 7 9
1 7 番 滑 川 公 英	1 7 9
1 番 林 晴 道	1 9 4
1 3 番 伊 藤 房 代	2 0 9
3 番 米 本 弥一郎	2 1 4
1 1 番 島 田 和 雄	2 3 2
散 会	2 5 3

第 5 号（9月25日）

議事日程	2 5 5
本日の会議に付した事件	2 5 5
出席議員	2 5 6
欠席議員	2 5 6
説明のため出席した者	2 5 6
事務局職員出席者	2 5 7
開 議	2 5 8
決算審査特別委員長報告	2 5 8
質疑、討論、採決	2 6 0
常任委員長報告	2 6 2
質疑、討論、採決	2 6 5
常任委員長請願報告	2 6 7
質疑、討論、採決	2 6 8
常任委員長陳情報告	2 6 8
質疑、討論、採決	2 6 9
発議案上程	2 7 1
発議第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	2 7 1
質疑、討論、採決	2 7 2

事務報告	273
閉 会	273

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成26年9月3日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議長報告事項
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案上程
- 日程第6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳

15番 向 後 悦 世

17番 滑 川 公 英

19番 佐久間 茂 樹

21番 高 橋 利 彦

16番 景 山 岩三郎

18番 木 内 欽 市

20番 林 俊 介

22番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直

教 育 長 多 田 哲 雄

病院事業
管 理 者 吉 田 象 二

行政改革
推 進 課 長 加 瀬 正 彦

企画政策課長 伊 藤 浩

税 務 課 長 佐 藤 一 則

環 境 課 長 浪 川 昭

健康管理課長 野 口 國 男

子育て
支 援 課 長 山 口 訓 子

商工観光課長 堀 江 隆 夫

建 設 課 長 大久保 孝 治

下 水 道 課 長 石 毛 隆

消 防 長 佐 藤 清 和

病院事務部長 飯 塚 正 志

庶 務 課 長 横 山 秀 喜

生涯学習課長 佐久間 隆

監 査 委 員 長
事 務 局 長 田 杭 平 三

副 市 長 加 瀬 寿 一

代表監査委員 木 村 哲 三

秘書広報課長 飯 島 茂

総 務 課 長 堀 江 通 洋

財 政 課 長 林 清 明

市民生活課長 伊 藤 正 男

保険年金課長 渡 邊 満

社会福祉課長 加 瀬 恭 史

高齢者
福 祉 課 長 石 毛 健 一

農水産課長 高 木 寛 幸

都市整備課長 林 利 夫

会 計 管 理 者 赤 松 正

水 道 課 長 鈴 木 邦 博

病院経理課長 土 師 学

学校教育課長 石 見 孝 男

体育振興課長 石 嶋 幸 衛

農業委員会
事 務 局 長 岩 井 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長 伊 藤 恒 男

事 務 局 次 長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、クールビズ期間中でございますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成26年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（高橋利彦） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利彦） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

9番、太田将範議員、10番、伊藤保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（高橋利彦） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月25日までの23日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月25日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお
願いいたします。

○議長（高橋利彦） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第19号まで
の19議案と、報告第１号から報告第８号までの報告８件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長などの出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（高橋利彦） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第19号までの19議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件を一
括上程いたします。

議案第 １号 平成２５年度旭市一般会計決算の認定について

- 議案第 2 号 平成 25 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 25 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 25 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 25 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 25 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 25 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 25 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 26 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につい
て
- 議案第 12 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について
- 議案第 13 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正す
る規約の制定に関する協議について
- 議案第 17 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 18 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 19 号 訴えの提起について
- 報告第 1 号 平成 25 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 25 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 25 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 25 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 25 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 平成 25 年度旭市病院事業会計継続費の精算について
- 報告第 7 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（高橋利彦） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成26年旭市議会第 3 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号から議案第 8 号までは、平成25年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第 1 号は、平成25年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額320億3,196万3,592円、歳出総額289億5,543万3,530円となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億8,915万5,670円を差し引いた実質収支は、19億8,737万4,392円となりました。

議案第 2 号は、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額93億9,536万469円、歳出総額90億1,209万4,740円、差し引き 3 億8,326万5,729円となりました。施設勘定は、歳入総額8,228万9,218円、歳出総額7,963万5,713円、差し引き 265万3,505円となりました。

議案第 3 号は、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額 4 億 7,569万4,616円、歳出総額 4 億6,164万8,503円となり、差し引き1,404万6,113円となりました。

議案第 4 号は、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額44億 2,374万7,456円、歳出総額43億3,784万383円、差し引き8,590万7,073円となりました。

議案第 5 号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額 7 億 2,002万2,392円、歳出総額 6 億5,337万5,259円、差し引き6,664万7,133円となりました。

議案第 6 号は、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額

7,108万6,929円、歳出総額5,950万1,541円、差し引き1,158万5,388円となりました。

議案第7号は、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万9,388件、普及率は84.8%、年間給水量は581万2,495立方メートルとなりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は14億2,489万1,759円、事業費用は13億689万3,000円となり、当期純利益は1億1,799万8,759円となりました。

資本的収支については、収入1億2,200万9,050円に対し、支出は2億3,024万998円となり、収支不足額1億823万1,948円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金1億1,799万8,759円を減債積立金及び建設改良積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、病院本体の入院患者数は26万9,408人、外来患者数は72万2,395人、飯岡診療所の外来患者数は6,422人となりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は361億7,951万2,776円、事業費用は353億2,618万3,727円となり、当期純利益は8億5,332万9,049円となりました。

資本的収支については、収入7億6,497万2,117円に対し、支出は37億6,044万5,272円となり、収支不足額29億9,547万3,155円は当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金13億2,907万368円のうち、6億8,135万3,527円を退職給付積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ10億8,380万円を追加し、予算の総額を300億9,940万円とするものであります。

議案第10号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第11号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第12号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定についてでありまして、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第13号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、建替住宅等の取得期限を平成29年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新田幽学児童遊園及び飯岡岡児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、多数の者が集まる催しにおいて、露店等に消火器の準備などを義務付けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、地方自治法の一部改正に伴う規約の改正を行うにあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第17号及び議案第18号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第17号は、旭市道の駅建築外構工事について、議案第18号は、旭市道の駅機械設備工事について、それぞれ一般競争入札を執行し仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、訴えの提起についてでありまして、抵当権設定登記が存在する旧海上中学校跡地について、訴訟を提起し、抵当権の抹消登記手続きを求めるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、平成25年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成25年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成25年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成25年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成25年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第6号は、平成25年度旭市病院事業会計継続費の精算について、報告第7号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第8号は、私債権等の放棄について、それぞれ報告するものであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

初めに、8月31日現在の国及び県の支援金の支給状況について申し上げます、

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%にあたる807世帯に、加算支援金が約82%にあたる658世帯に、合わせて13億8,550万円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、325世帯に1億6,099万6,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、286世帯に2億8,855万9,000円を支給しております。

次に、固定資産税の減免期間の延長について申し上げます。

東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方々が建替えまたは購入した住宅にかかる固定資産税の減免については、対象となる1,281戸に対して、これまでに減免を行った戸数は151戸に留まっており、被災者の住宅取得が停滞している状況にあります。

こうした現状を踏まえ、被災者の経済的負担の軽減と人口の流出防止を図るため、住宅の取得期間を平成29年12月31日まで3年間延長することとし、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、県の災害義援金について申し上げます。

被災者に対する県の災害義援金については、これまで3回にわたり配分を受けたところでありますが、先般、県から通知があり、最終配分として本市へ3,311万7,000円が交付されることとなりました。

今回の配分は、亡くなった方と半壊以上の住家被害を受けた方が対象とされており、できるだけ早く被災者に配分できるよう、事務手続きを進めてまいります。

今後も、被災者が一日でも早く震災前の生活に戻れるよう、引き続き支援に取り組んでまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、関係地権者のご理解とご協力をお願いするとともに、海上野球場付近の延長510メートル区間の工事を発注したところであります。

津波避難道路のうち、飯岡地区の（仮称）横根三川線については、測量設計業務を実施しており、今後、地権者の皆様から道路用地を取得できるよう、ご理解とご協力をお願いして

まいります。

また、旭地区の椎名内西足洗線については、社会資本整備総合交付金の交付決定がありましたので、地元の皆様への説明会の開催に向けて調査・測量設計業務に着手いたしました。

次に、防災について申し上げます。

総合防災訓練については、8月31日に飯岡漁港をメイン会場として、地元住民の皆様をはじめ、関係団体のご協力をいただき実施いたしました。

今回は、メインの訓練会場から観光遊歩道を通して上永井公園まで徒歩による避難訓練を実施するとともに、そのほかの海岸地域でも、津波避難タワーなど津波避難施設として指定されている10か所に加え、旧いおか荘の屋上への自主避難訓練を行ったところであります。

こうした実践的な訓練を継続していくことで、災害発生時でも住民一人一人が適切な行動をとれるよう意識の啓発を図り、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県海匠土木事務所により進められている海岸基盤整備工事については、現在、下永井から平松までの区間で実施されており、矢指地区については、平成26年度中の発注に向けて調整が進められているところであります。

残る区間についても、早期の着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

次に、海岸保安林について申し上げます。

三川浜地先で予定しております延長450メートルの減災盛土については、今年度末の完成をめどに工事の発注を行いました。これにより、市有保安林区間の減災盛土は全て完成しますが、今後も県と連携して海岸地域の整備と適正な維持管理に努めてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

使用済小型家電のリサイクルについては、10月1日からの実施に向けて、現在準備を進めているところであります。

また、回収方法については、市役所本庁及び各支所に回収ボックスを設置することとしており、多くの市民の皆様にご協力をいただけるよう、今後、広報等を通じて制度の周知を図ってまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、現在、早期完成を目指して事業を進めているところであります。

次に、旭中央病院について申し上げます。

わが国は、現在、超高齢化社会に直面しており、2025年には75歳以上の高齢者の数が3,500万人に上ると言われております。このため国は、誰もが高齢となり介護の必要な生活になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、予防、医療、介護、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、その一環として、医療については各医療機関がそれぞれの特徴や役割を有効に運用し、役割分担をすることが重要であるとしております。

こうした国の政策を受け、旭中央病院では、紹介と逆紹介の推進を図るなど、自院完結型から地域完結型へ大きく舵を切ることといたしました。

現在、紹介患者センターを設けるなど、市民の皆様にご理解いただけるよう進めており、ご協力をお願いしてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金については、支給対象者に対して7月上旬から申請書を発送し、随時受け付けを行っているところであり、これまでに3,240名に総額5,536万円の支払いを終えております。申請は本年12月26日まで受け付けますが、漏れのないよう今後も広報等で周知してまいります。

子ども・子育て支援新制度については、来年4月1日の施行に向けて国の示したスケジュールに沿って準備を進めているところであります。このため、本市でも今後、利用者の支給認定や施設及び事業所に対する認可、確認等を行っていくこととし、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、社会福祉について申し上げます。

臨時福祉給付金については、子育て世帯臨時特例給付金と並行して事務を進めており、これまでに5,456名、金額にして7,042万円の支払いを終えております。こちらも申請期限は12月26日までですが、漏れのないよう周知に努めてまいります。

敬老大会については、今月15日の敬老の日に、保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設を会場として開催いたします。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、現在、土砂搬入などの造成工事を行っており、10月からは基礎工事の杭打ちを始める予定であります。今後も工期内の完成を目指し、しっかりと工事監理を行ってまいります。

豊畑小学校と萬歳小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、児童や避難時等における地域住民の安全を確保するため、地震による天井等の落下防止工事及び老朽箇所の補修を行うもので、8月末に工事に着手したところであります。

富浦小学校の避難階段設置工事については、津波災害時の児童と地域住民の安全を確保するため、既存校舎に外階段を設置し、屋上を避難施設として整備するもので、8月中旬に着手し11月中の完成を予定しております。

次に、学校教育について申し上げます。

外国語指導助手派遣事業については、4名のALTが帰国するとともに、新たに4名がアメリカ合衆国から着任いたしました。継続の2名と合わせた6名により、今後も英語指導や国際理解を深める教育を推進してまいります。

次に、旭市・茅野市児童交流事業について申し上げます。

本年度は、8月6日から8日までの日程で、富浦小、矢指小、共和小の5年生30名が茅野市を訪問し、交流を深めました。こうした交流を通じて、姉妹都市としての相互理解と友好親善を図るとともに、豊かな人間性や社会性を養い21世紀を担う視野の広い人材を育ててまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

文化振興事業については、8月3日に東総文化会館を会場に第10回旭市民音楽祭を開催いたしました。当日は19団体206名の参加により、ピアノ、三川小学校と中央小学校音楽部による吹奏楽、篠笛、ロックなどが演奏され、大勢の観客の方々から好評をいただいたところであります。

今後も引き続き、市民参加による音楽活動を支援し、市民の文化意識の高揚に努めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

今月5日から7日までの3日間、総合体育館において「世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選手選考会」が開催され、全国各地から16名の選手が集い、熱い戦いが繰り広げられます。議員の皆さんにも、ぜひ応援をお願いするところであります。

また、10月12日には、「旭市復興支援第5回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、エキシビションとしての小中学校の吹奏楽や郷土芸能など、市民の一体感のさらなる醸成を図るため、多くの市民が参加できる大会にしてまいります。

さらに、10月22日と23日の2日間、あさひ健康パークにおいて「第6回向太陽杯パークゴルフ大会」を開催いたします。全国各地の選手と市内選抜選手合わせて160名が参加する予定であり、心温まるおもてなしで「食の郷」「交流の郷」をPRしてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業について、本年度は国の放射性物質検査対象から千葉県産米は除かれましたが、県は野菜等と同じモニタリング検査扱いとして、安全を確認するための放射性物質検査を行いました。検査の結果、旭産の米については8月18日に安全が確認されましたので防災無線等で周知いたしました。また、飼料用米については、本年度の取り組み面積が昨年の173ヘクタールから大きく増えて210ヘクタールとなっております。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

飯岡西部地区の基盤整備工事は、9月21日に起工式を予定しており、工事に着手することとなります。今後も、県や地元農業者と連絡調整を密にして、早期完成に向けた支援を行ってまいります。

次に、畜産について申し上げます。

豚流行性下痢「PED」については、県と連携して消毒ポイントを設け、畜産関係車両の消毒を実施してまいりました。その後、ワクチンの十分な供給や各農場の消毒体制の整備により沈静化が進みましたので、県、市ともに消毒ポイントでの作業を7月25日で終了いたしました。現在は、各農場での衛生対策の徹底を県とともに指導しているところであります。

次に、交流事業について申し上げます。

ジェフユナイテッド市原・千葉レディースから、今年も中学生の選手18名が本市を訪れ、7月28日から8月1日までの5日間、受入れ農家に宿泊して農業生産の現場を体験しました。参加した選手には、暑い中での慣れない作業は大変なことであったと思いますが、ジェフの指導者からは「農家の方々との交流体験が選手の成長に大きく寄与している」と聞いており、今回受け入れていただいた6軒の農業者のご理解ご協力に感謝を申し上げます。

次に、産業まつりについて申し上げます。

「いきいき旭・産業まつり」と「ふるさとまつり・ひかた」は、今年も合同で11月9日に文化の杜公園で開催することとなりました。このまつりを通じて市民のさらなる連帯感の醸成を図るため、より良い運営に努めてまいります。

また、11月23日には「海上産業まつり」を海上コミュニティ運動公園で開催いたします。県内一の野菜生産地のPRや模擬店での各種販売、ステージイベント等での来場者へのおも

てなしを行います。なお、会場周辺は駐車場が少なく大変混雑しますので、臨時駐車場からシャトルバスでの来場をお願いしてまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、矢指ヶ浦、飯岡ともに7月12日から8月24日までの44日間開設いたしました。冷夏の予報が一転、暑い日が続いたことから大勢の人で賑わい、事故もなく無事終了することができました。

この間、7月12日にはゲーム大会や宝探しなどを催した「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」が、19日には地曳き網やゲーム大会などを催した「矢指ヶ浦復興イベント」が開催され、多くの皆様に楽しんでいただきました。

7月14日から8月7日まで、国内外のプロも参加した「あさひ砂の彫刻美術展」が開催されました。今年は七夕市民まつりまで展示期間を延長したことから、旭市を大いにPRできたものと思っております。

7月26日、27日には、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」が開催され、初日の花火大会では、大会史上最多となるおよそ1万発の花火が打ち上げられ、夜空を華やかに彩りました。

また、8月6日、7日には、「地域に愛され60年」をテーマに「旭市七夕市民まつり」が開催されました。60回の節目の年となった今回は、旭地域だけでなく海上、飯岡、干潟地域からも積極的な参加をいただき「旭は一つ」の掛け声での芸の披露に感動する場面があり、また、姉妹都市の茅野市からも木遣りの出演があるなど、多くの人々で賑わい、盛況のうちに終了することができました。

さらに、夏のまつり開催に併せ、本年度は本町通り商店街、ひがた駅前商店街等の3つの商店街組織が国の支援である「地域商店街活性化事業・にぎわい補助金」を活用し、商店事業者自ら商店街に人を呼び込むイベントの開催を通じて地域の活性化が図られた今年の夏でありました。

これらの事業運営にご協力をいただきました、観光協会、商店街組織をはじめ関係機関に心から感謝を申し上げる次第であります。

次に、秋の観光について申し上げます。

恒例となりました袋公園秋の釣り大会が10月26日に、長熊釣堀センターの釣り大会が11月3日に、菊花大会が11月上旬に開催される予定であります。

次に、旧「食彩の宿いいおか荘」について申し上げます。

東日本大震災を後世に伝えるとともに、防災に関する知識の普及向上を図るため、建物1階に整備を進めておりました防災資料館が完成し、7月にオープンしたほか、隣接する市営海浜プールも4年ぶりにオープンいたしました。

今後も大勢の方に訪れていただけるような運営に努めてまいります。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅については、運営する会社の設立に向けて、6月27日に発起人会が発足しました。構成は、旭市をはじめ、ちばみどり農業協同組合、旭市商工会、海匠漁業協同組合に、市内金融機関6行を加えた10団体であります。8月25日には、第1回（仮称）株式会社道の駅旭発起人会を開催し、来年4月の会社設立に向けた協議を開始したところであります。

道の駅建設工事については、平成27年度中の開業に向けて、7月に敷地の造成工事に着手しております。

また、8月25日には建築外構工事と機械設備工事について仮契約を締結したところであり、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

さらに、電気設備工事については、8月26日に落札業者と契約を締結したところであります。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

東日本大震災からの復興と合併10年目の機会を捉え、全国に向けて旭の魅力を発信するとともに地域の活性化を推進するため、8月6日の第60回旭市七夕市民まつりの開会式で、「あさピー」へ特別住民票を交付しました。

今後も、市内をはじめ、市外県外のイベントなどへ積極的に参加して、より多くの方に知ってもらえるようPR活動を展開していきたいと考えております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合い、ご意見やご提案をいただくため、地区懇談会を10月19日から市内6か所で開催いたします。

この懇談会に、より多くの市民に参加いただき、今後の市政の進展に結びつけていきたいと期待するものであります。

最後に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎については、現在、建設地の決定に向け、本年3月に策定した「旭市新庁舎建設基本構想」で示した4か所の候補地の中から選定作業を行っております。今後、パブリックコメントや市民会議を開催し、市民の皆様や議会からの意見をいただきながら建設位置を決定

してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（高橋利彦） 日程第 7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第 1 号、平成25年度旭市一般会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お配りしております平成25年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料を、これです、ご覧ください。

資料の 1 ページをお願いいたします。

第 1 の決算規模ですが、平成25年度一般会計の決算規模は、歳入が320億3,196万4,000円で、前年度と比べて 4 億3,821万1,000円、1.4%の増、歳出が289億5,543万4,000円で、前年度と比べて 1 億1,914万3,000円、0.4%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億8,915万6,000円を差し引いた実質収支は19億8,737万4,000円となりました。

2 ページをお願いいたします。

第 2 の歳入の決算額ですが、第 2 の 1 表は、歳入の構成比の推移を表したものです。

平成25年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で29.5%、2 番目は市税で22.4%となっております。

続いて、3 ページに移ります。

第 2 の 2 表は、歳入の主な 4 項目について決算額の推移を表したものです。

平成25年度は、前年度と比べて、市税は2.6%の増、地方交付税は0.6%の増、国県支出金

は1.2%の増、市債については18.2%の減となっております。それぞれの額は、下の表に記載したとおりであります。

次に、4ページをお願いいたします。

第3の歳出の決算額ですが、第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものであります。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、公債費、教育費、土木費、衛生費となっております。

5ページをお願いします。

第3の2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて0.2ポイントの上昇、経常的経費の割合は1.0ポイント低下しております。

また、投資的経費の割合についても2.1ポイント低下いたしました。

次に、6ページをお願いします。

第4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。

25年度の経常収支比率は84.9%で、前年度と比べて0.9ポイント低下いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。

第5は、将来の財政負担であります。このうち、上のグラフ、第5の1表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しています。

25年度の決算では11.6%となり、前年度の13.2%と比べて1.6ポイント下がっております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を大きく下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表しています。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成25年度決算の数値は58.0%となり、前年度の83.2%と比べて25.2ポイント下がりました。本数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第4号でご説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。

市債の現在高は、平成25年度末で277億236万9,000円となり、前年度と比べて2億3,884万1,000円減少しました。

9ページをお願いします。

第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

棒グラフの平成25年度をご覧ください。

短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計合わせたものです。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成25年度末の市債現在高277億236万9,000円に對しまして、交付税算入見込額が230億5,002万1,000円で、交付税算入見込額割合は約83.2%となっており、実質負担額は年々減少してきております。

長いほうのグラフの全会計では、平成25年度末の市債現在高615億6,678万7,000円に對しまして、交付税算入見込額が329億5,075万6,000円で、交付税算入見込額割合は53.5%となっておりまして。

10ページをお願いします。

第6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成25年度末における基金の総額は116億3,491万1,000円で、前年度と比べて16億8,846万5,000円増えております。

増の主な理由は、財政調整基金、庁舎整備基金及び東日本大震災復興交付金基金の増によるものであります。

なお、土地開発基金は、平成25年度をもって廃止いたしました。

特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように121億9,933万2,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

復興関連事業費として、震災からの復興に要した事業費及び歳入についてまとめた資料で、事業費総額は32億4,509万3,000円です。

事業の主なものは、表の1番、災害復興基金積立金10億8,072万6,000円、2番、東日本大震災復興交付金積立金9億6,967万6,000円、15番、津波被災住宅再建支援事業2億2,341万円、17番、災害公営住宅整備事業は、繰越額を合わせ4億3,860万7,000円、20番、飯岡中学校改築事業2億1,720万4,000円です。

以下、12ページから22ページまでは、昨年と同様、データを整理したものを表示しております。ご覧ください。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、25年度決算における主な施策の事業概要を決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、資料による説明を終わります。決算書によるご説明をいたしますので、決算書をご用意いただきたいと思います。厚いやつです。

決算書の3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、説明は省略して、18ページの歳入からご説明いたします。

左右見開きとなっておりますので、右ページの収入済額を中心にご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの平成24年度との差し引き増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料13ページに記載してあります。併せてご覧いただければと思います。

それでは、1款の市税は、収入済額71億6,140万7,824円で、前年度比1億8,156万1,684円、2.6%の増となっております。

20ページ、お願いします。

2款地方譲与税は、収入済額3億3,208万3,003円で、前年度比1,469万7,477円、4.2%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額1,329万2,000円で、前年度比3万5,000円、0.3%の減。

4款配当割交付金は、収入済額2,546万円で、前年度比1,046万6,000円、69.8%の増。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,700万6,000円で、前年度比4,262万8,000円、973.7%の増となりました。

4款、5款の大幅な増については、株式譲渡所得及び配当所得に対する軽減税率の廃止に伴うものであります。

次に、22ページ、お願いいたします。

6款地方消費税交付金は、収入済額6億3,353万4,000円で、前年度比544万6,000円、0.9%の減。

7款自動車取得税交付金は、収入済額1億4,790万3,000円で、前年度比4,942万円、50.2%の増。

8款地方特例交付金は、収入済額2,702万2,000円で、前年度比227万円、9.2%の増。

9款地方交付税は、収入済額が94億3,942万8,000円で、前年度比5,590万円、0.6%の増と

なっております。

内訳は、一番右側、備考欄 1 普通交付税が83億6,043万1,000円で、前年度比4,697万4,000円、0.6%の増。

備考欄 2 特別交付税が10億7,899万7,000円で、前年度比892万6,000円、0.8%の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,337万7,000円で、前年度比14万4,000円、1.1%の増となっております。

24ページ、お願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額 6 億9,786万7,097円で、前年度比533万6,316円、0.8%の増。

12款使用料及び手数料は、収入済額 4 億2,413万924円で、前年度比356万9,635円、0.8%の減となっております。

飛びまして、28ページ、お願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額37億4,057万9,261円で、前年度比 1 億9,511万5,961円、5.0%の減となっております。

32ページ、お願いいたします。

14款県支出金は、収入済額23億2,915万969円で、前年度比 2 億6,475万2,326円、12.8%の増となっております。

増の主な理由ですが、35ページの「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金が 8 億9,635万7,898円と大幅な増となった一方で、強い農業づくり交付金対象事業の終了に伴い、5億8,685万円が減となった、これらの差し引きであります。

40ページ、お願いします。

15款財産収入は、収入済額6,220万8,588円で、前年度比2,731万8,957円、78.3%の増となっております。

増の主な理由は、次の42ページ、ご覧いただきたいと思います。

2 項 1 目 1 節土地売却収入、この増によるものであります。

16款寄附金は、収入済額1,267万7,840円で、前年度比108万4,771円、9.4%の増となっております。

44ページ、お願いいたします。

17款繰入金は、収入済額16億1,873万2,297円で、前年度比10億927万2,911円、165.6%の

大幅な増となっております。

増の主な理由は、２項２目災害復興基金繰入金が３億9,190万3,000円の増。

46ページに移っていただいて、２項５目東日本大震災復興交付金基金繰入金が１億1,549万9,000円の増、それから土地開発基金廃止に伴い、２項６目土地開発基金を４億8,042万5,832円繰り入れたことによるものであります。

18款繰越金は、25億1,917万5,831円、前年度比２億9,940万9,305円、10.6%の減。

19款諸収入は、収入済額３億8,542万7,958円で、前年度比１億5,817万553円の減となっております。

減の理由は、24年度は、ふるさと市町村圏基金返還金１億3,519万円、それから消防救急無線施設整備助成金2,560万3,389円などの収入がありましたが、25年度はこれらがなかったためであります。

次に、48ページの下のほうをお願いします。

20款市債は、収入済額24億150万円で、前年度比５億3,550万円、18.2%の減となりました。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出について、款ごとに、主な事業をご説明いたします。

それでは、56ページ、お願いいたします。

１款議会費は、支出済額２億3,339万1,545円で、前年度比5.0%の減となっております。

次に、58ページをお願いいたします。下のほうです。

２款総務費は、支出済額60億7,520万7,174円、前年度比10.2%の増で、増の主な理由は、災害復興基金、財政調整基金等への積み立ての増によるものであります。

翌年度繰越額は、繰越明許費6,213万5,000円、事故繰越し1,729万4,550円で、繰越明許に係る事業は、電算システム運用事業、旭駅バリアフリー施設整備事業の２件。事故繰越しに係る事業は、道の駅施設整備事業の１件であります。

少し飛びまして、69ページ、お願いいたします。

１項１目一般管理費、備考欄９庁舎整備基金積立金は、新たに約３億円の積み立てを行い、平成25年度末現在高を約15億円としたものであります。

少し飛びまして、75ページ、お願いします。下のほうになります。

１項４目財政管理費の備考欄２災害復興基金積立金10億8,072万6,384円は、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、一般寄附金としての災害見舞金、これらを財源として積み立てたものであります。

その下、備考欄 3 東日本大震災復興交付金基金積立金 9 億6,967万5,999円は、東日本大震災復興交付金を財源として積み立てたものであります。

79ページ、お願いします。

上段の 1 項 6 目財産管理費の備考欄 2 財政調整基金積立金は、剰余金、土地開発基金清算金等13億9,321万511円の積み立てを行ったものであります。

83ページをお願いします。

1 項 7 目企画費の備考欄 6 道の駅施設整備事業は、土地購入、調査・設計を行ったものであります。

85ページです。

備考欄 7 「がんばろう！旭」復興支援事業は、復興イベントの開催、復興イベントに対する補助等を行ったものであります。

総務費に係る主要事業につきましては、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから29ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

少し飛びまして、116ページ、お願いいたします。

3 款民生費は、支出済額78億2,778万3,487円で、前年度比5.1%の増となっております。

翌年度繰越額は、事故繰越し231万円で、事故繰越しに係る事業は、障害者自立支援対策事業の 1 件であります。

飛びまして、127ページ、お願いいたします。

1 項 2 目障害者福祉費、備考欄11自立支援給付事業 9 億6,302万8,137円は、居宅介護等介護給付費や生活療養介護給付費等の増により、前年度比8,507万38円の増となっております。

飛びまして、141ページ、お願いいたします。

3 項 1 目児童福祉総務費、備考欄 7 子ども医療費助成事業 1 億5,390万9,138円は、平成24年12月から入院に係る医療費補助を中学 3 年生までに引き上げたこと等によりまして、2,624万6,409円の増となっております。

143ページをお願いいたします。

備考欄13こども発達センター運営事業1,750万1,474円は、25年度の新規事業で、障害のある就学前児童の発達支援を委託したものであります。

飛びまして、149ページ、お願いします。

4 目保育所費、備考欄 5 の保育所統合整備事業 3 億4,602万6,722円は、いいおか保育所の工事費等であります。

151ページ、お願いいたします。

備考欄10私立すこやか保育支援事業2,078万6,794円は、私立保育所の人材確保対策の一環として、保育士等处遇改善臨時特例事業を追加したことにより、968万3,928円の増となったものであります。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の30ページから40ページに記載してあります。

154ページ、お願いいたします。

次に、4款衛生費は、支出済額15億1,195万6,725円で、前年度比3億6,498万8,915円、19.4%の減となっております。

少し飛びまして、159ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費、備考欄7飯岡保健センター管理費5,531万7,455円は、前年度比3,665万2,966円の大幅な増となっておりますが、これは空調設備改修工事を行ったことによるものであります。

171ページをお願いいたします。

1項4目環境衛生費の備考欄2環境衛生事務費1億3,692万3,282円は、前年度比4,029万1,887円の増となっておりますが、主な理由は、東総衛生組合負担金の増によるものであります。

185ページをお願いいたします。

2項1目塵芥処理費の備考欄4災害廃棄物処理事業6,552万1,000円は、前年度比3億7,558万1,015円の大幅な減となっておりますが、これは震災で発生した瓦れきの処理が順調に進んだためであります。

衛生費に係る主要事業は、説明資料の41ページから49ページに記載しております。

下のほう、184ページの下のほうです。

5款労働費は、支出済額158万4,104円で、前年度比2,757万7,491円、94.6%の大幅な減となっております。これは、働く婦人の家を廃止したことによるものであります。

次に、186ページ、お願いいたします。

6款農林水産業費は、支出済額6億3,124万686円、前年度比6億5,074万1,629円、50.8%の大幅な減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費9,860万円となっており、繰越明許に係る事業は、減災林整備事業の1件であります。

少し飛びまして、193ページ、お願いいたします。

1 項 3 目農業振興費の備考欄 5 水田農業構造改革推進事業3,363万7,659円は、水田農業を保持していくため、転作等に対する補助を行ったものであります。

195ページ、お願いします。

備考欄 9 園芸生産強化支援事業7,907万1,082円は、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金として、認定農業者や生産者団体が行う園芸生産施設や機械等の整備に対して補助を行ったものに加えて、25年度は燃料高騰対策として、燃料に補助金を支給したものであります。

205ページ、お願いいたします。

2 項 1 目林業総務費、備考欄 3 減災林整備事業は、津波被害対策として三川地区、中谷里地区に保安林減災盛土工事を行うもので、25年度は、三川地区は調査設計、中谷里地区は工事を完了いたしております。

農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の50ページから55ページに記載しております。

少し飛びまして、208ページ、お願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 4 億2,851万8,156円、前年度比7,507万4,558円、21.2%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費2,081万4,000円で、繰越明許に係る事業は、観光施設整備事業の 1 件であります。

215ページ、お願いいたします。

1 項 2 目商工振興費の備考欄 7 中小企業復旧支援事業2,962万3,000円は、震災により被害を受けた商工観光業者が施設等の復旧整備等を行った場合に補助を行ったものであります。

221ページ、お願いいたします。

1 項 3 目観光費の備考欄 4 観光施設整備事業6,274万1,025円は、東日本大震災と火災による被害を受けた旧食彩の宿いいおか社の修繕及び避難施設としての改修等を行ったものであります。

商工費に係る主要事業は、説明資料の56ページから61ページに記載しております。

222ページ、お願いいたします。

8 款土木費は、支出済額26億522万1,418円、前年度比 3 億844万4,824円、13.4%の増で、翌年度繰越額は、繰越明許費 8 億6,542万400円、事故繰越し1,615万5,720円となっております。

繰越明許に係る事業は、蛇園南地区流末排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事

業、津波避難道路整備事業等、全5事業で、事故繰越しに係る事業は、道路維持補修事業、旭中央病院アクセス道整備事業の2事業であります。

少し飛びまして、233ページ、お願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄6、7及び8の蛇園南地区流末排水整備事業は、繰越明許、事故繰越しを含めて1億5,986万500円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から27年度までの事業として実施しているものであります。

次のページ、235ページをお願いいたします。

一番上、備考欄10から13までの飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、繰越明許、事故繰越しを含めて1億1,280万2,731円となりますが、主な内容は、工事請負費、用地取得費、調査・設計委託料等であります。

次のページ、2項5目橋梁新設改良費の備考欄1と2の橋梁新設改良事業は、繰越明許分を含めて、8,338万9,300円となりますが、内容は、文化の杜公園南側橋梁の工事請負費であります。

少し飛んで、241ページ、お願いいたします。

3項2目街路費の備考欄2と3、街路整備事業は、繰越明許を含めて1億3,514万1,159円となりますが、谷丁場遊正線の道路新設工事、用地取得、物件補償などを行ったものであります。

251ページをお願いいたします。

4項2目住宅建設支援費の備考欄2津波被災住宅再建支援事業2億2,341万円は、東日本大震災の津波で被災した世帯で、住宅を建設、購入または補修した被災者、これを対象に、その一部に補助したものであります。

その下です。

4項3目住宅建設費の備考欄1と、次、253ページ、備考欄2の災害公営住宅整備事業は、繰越明許分を含めて4億3,860万6,650円となっておりますが、その内容は、災害公営住宅建設に係る工事請負費、設計・監理委託料が主なものであります。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の62ページから74ページに記載しております。

同じく250ページで、9款消防費は、支出済額11億4,097万5,689円、前年度比3億357万1,405円、21.0%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費1億3,005万6,000円で、繰越明許に係る事業は、災害に強い地域づくり事業の1件であります。

少し飛びまして、263ページ、お願いいたします。

1 項 3 目災害対策費の備考欄 2、3 及び265ページの備考欄 4 の災害に強い地域づくり事業は、繰越明許、事故繰越し分を含めて4,783万2,826円となりますが、津波避難施設整備工事、防災備蓄倉庫設置工事が主なものであります。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の75ページから78ページに記載してあります。

次に、264ページ、お願いいたします。

10款教育費は、支出済額26億3,255万6,967円、前年度比 3 億7,276万6,984円、12.4%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費 9 億9,056万1,000円となっております。

翌年度への繰越し事業は、小学校大規模改造事業等 3 事業であります。

少し飛びまして、279ページ、お願いいたします。

2 項 1 目学校管理費の備考欄 5 と 6 小学校大規模改造事業は、繰越明許分を含めて 2 億 9,325万5,702円で、嚶鳴小学校、三川小学校、富浦小学校、飯岡小学校、琴田小学校の大規模改造工事に係るものであります。

少し飛びまして、283ページ、お願いいたします。

2 項 2 目教育振興費の備考欄 8 放課後児童クラブ室建設事業5,656万5,959円は、嚶鳴小学校敷地内に児童クラブ専用施設の設置及び干潟児童クラブ室、琴田児童クラブ室の設計業務委託料であります。

287ページをお願いします。

3 項 1 目学校管理費の備考欄 4 飯岡中学校改築事業 2 億1,720万3,650円は、飯岡中学校改築に係る用地購入費等であります。

教育費に係る主要事業は、説明資料の79ページから88ページに記載してあります。

飛びまして、342ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額4,550万2,200円で、翌年度繰越額は、繰越明許費2,808万2,000円となっております。

繰越明許に係る事業は、道路橋梁災害復旧費 1 件であります。

災害復旧費の主なものを申し上げます。

一番下の 3 項 1 目道路橋梁災害復旧費の備考欄 1 と、次のページ、備考欄 2 の道路橋梁災害復旧費は、事故繰越しを含めて3,195万6,200円となっておりますが、その内容は、道路工事の工事請負費、調査・設計委託料が主なものであります。

345ページ、お願いいたします。

中ほどの4項2目社会教育施設災害復旧費1,354万6,000円は、大原幽学旧宅南側斜面の復旧工事を行ったものであります。

災害復旧費に係る主要事業は、説明資料の89ページに記載してあります。

次に、左側、344ページ、左側ですが、12款公債費は、支出済額29億7,496万5,490円で、前年度比5,529万259円、1.8%の減となりました。

以上で、議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算について補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補正説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成25年度の国民健康保険事業の状況について申し上げます。

年間平均の世帯数は1万3,171世帯で、前年度比140世帯、1.1%の減であります。また、被保険者数は2万7,176人で、前年度比731人、2.6%の減であります。年度末の加入割合は世帯比で53.7%、人口比で38.9%となっております。

被保険者数の内訳であります。一般被保険者数が2万6,189人で、前年度比667人、2.5%の減であります。退職被保険者数は987人で、前年度比64人、6.1%の減であります。介護保険2号被保険者は1万1,256人で、前年度比506人、4.3%の減となっております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

349ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は93億9,536万469円で、前年度比1.2%の減となり、歳出決算額については90億1,209万4,740円で、前年度比423万7,461円の増となっております。

358ページをお開きください。

歳入歳出差引残額 3 億8,326万5,729円につきましては、平成26年度に財政調整基金に 1 億9,200万円を積み立てまして、残額の 1 億9,126万5,729円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

369ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は24億5,121万5,841円となり、前年度比で2.7%の増となっております。収納率は66.4%となり、前年度と比べて2.9ポイント上昇しました。また、不納欠損額は 1 億2,511万1,769円で、収入未済額は11億1,536万7,954円であります。

371ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は25億8,541万1,462円となり、前年度比4.6%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金の収入済額は19億7,245万6,370円となり、前年度比0.3%の増であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は6,679万6,092円であります。

3 目特定健康診査事業費等負担金は1,668万9,000円であります。

373ページをご覧ください。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 5 億2,929万8,000円で、前年度比21.0%の減であります。内訳は、普通調整交付金として 2 億9,735万2,000円、特別調整交付金として 2 億3,194万6,000円であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、65歳未満の方のうち退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は 2 億9,946万3,000円となり、前年度比10.6%の減であります。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、65歳以上74歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は10億6,761万9,789円となり、前年度比5.8%の減であります。

7 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の 6,679万6,092円であります。

2 目特定健康診査事業費等負担金は1,668万9,000円であります。

375ページをご覧ください。

2項1目県財政調整交付金は5億4,627万2,000円で、前年度比4.0%の減であります。内訳は、普通調整交付金として3億6,525万4,000円、特別調整交付金として1億8,101万8,000円であります。

8款共同事業交付金の収入済額は11億2,278万1,102円で、前年度比2.9%の減となっております。その内訳を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業交付金の収入済額については、2億2,482万4,683円で、前年度比12.7%の減となっております。これは、高額医療費のうち、1か月につき80万円を超えるものについて交付の対象となるものであります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金については、その収入済額は8億9,795万6,419円で、前年度比0.1%の減となっております。内容としましては、高額医療費のうち1か月につき30万円を超え80万円以下のものが交付の対象となっております。

10款の繰入金について申し上げます。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、収入済額が1億7,523万3,053円となり、前年度比2.2%の減であります。内訳は、保険税軽減分が1億3,401万3,800円、保険者支援分が4,121万9,253円であります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は4,405万8,000円となり、前年度比6.8%の減であります。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,190万円となり、前年度比30.8%の減であります。

377ページをご覧ください。

4節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は2,082万9,000円となり、前年度比0.3%の増であります。

5節その他一般会計繰入金の収入済額は3億円となっております。

2項1目財政調整基金繰入金の収入済額は3億5,000万円となっております。

11款繰越金の収入済額は2億5,003万7,168円となっております。

12款諸収入の収入済額は6,580万5,472円で、主なものは保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入並びに交通事故等による第三者納付金などであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

383ページをご覧ください。

1款総務費の支出済額は4,002万2,480円となり、前年度比5.4%の減であります。内訳は、国保事業の管理運営費である一般管理費1,815万6,250円と、国保税徴収に係る賦課徴収費

1,853万8,965円が主であります。

385ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は54億2,503万7,443円となり、前年度比3.2%の減であります。また、審査支払手数料と第三者納付金並びに返納金を差し引いた1人当たりの給付費は19万7,767円で、前年度比1.1%の減であります。

1 項療養諸費の支出済額は48億211万2,170円となり、前年度比3.4%の減であります。

387ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は5億6,901万293円となり、前年度比2.6%の増であります。

391ページをご覧ください。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は14億2,871万6,889円となり、前年度比3.2%の増であります。

4 款前期高齢者納付金の支出済額は142万8,004円となり、前年度比0.4%の増であります。

393ページをご覧ください。

6 款介護納付金の支出済額は6億9,562万4,686円となり、前年度比2.9%の増であります。これは、第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は5万9,588円で、1万2,041人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対しまして1人当たり3,034円の増であります。

7 款共同事業拠出金は11億2,887万9,820円で、前年度比6.1%の増であります。その主な内容を申し上げますと、1 項1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は2億6,718万4,368円で、前年度比21.0%の増であります。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、1 か月につき30万円を超え80万円以下的高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8億6,169万3,764円で、前年度比2.1%の増であります。

395ページをご覧ください。

8 款保健事業費は1億895万6,923円となり、前年度比4.3%の増であります。

397ページになります。

11 款諸支出金は1億8,313万796円で、その主なものは、399ページになりますが、国庫支出金の精算に伴う返還金及び国保税の還付金並びに中央病院と滝郷診療所への繰出金であります。

少し飛びまして420ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

359ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,228万9,218円となり、前年度比12.1%の増となっております。歳出決算額は7,963万5,713円となり、前年度比44.6%の増となります。

364ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額265万3,505円につきましては、平成26年度に財政調整基金へ133万円を積み立てまして、残額132万3,505円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

飛びまして、405ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入の収入済額は6,560万1,373円となり、前年度比12.3%の増であります。これは、診療日数増加に伴う患者数の増によるものであります。

407ページをご覧ください。

6 款繰入金の収入済額は740万円となっております。

7 款繰越金の収入済額は881万9,004円であります。

8 款諸収入の収入済額は37万9,250円で、主な内容は校医嘱託料等であります。

続いて、歳出になりますが、413ページをお開きください。

1 款総務費ですが、支出済額は4,283万8,560円となり、前年度比131.9%の増となっております。医師採用及び業務日数増による職員給与費の増によるものであります。

415ページをご覧ください。

2 款医業費ですが、これは医薬品や機材の購入費でありまして、支出済額は3,664万7,543円となり、前年度比0.2%の増であります。

421ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

それでは続きまして、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成25年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は9,077人で、前年度比76人、0.8%の増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で3割負担の方が303人で、前年度比15人、4.7%の減、1割負担の方は8,774人で、前年度比91人、1.0%の増となっております。

保険料率につきましては、平成24年度と同様に、旭市においては制度開始前の医療費が低いことから、軽減措置がとられ、県下均一の年額3万7,400円のところを、1,600円安い3万5,800円となっております。所得割につきましても、7.29%のところを0.32ポイント低い6.97%となっております。また、限度額につきましては、県下一律で55万円となっております。

なお、保険料の軽減につきましては、世帯の所得の状況に応じまして、均等割においては、9割、8.5割、5割、2割の軽減、所得割においても5割軽減がとられております。また、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割はかかわらず、均等割も9割軽減されております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

423ページをお開きください。

歳入決算額は4億7,569万4,616円で、前年度比3.8%の増となり、歳出決算額は4億6,164万8,503円で、前年度比3.3%の増となっております。歳入歳出差引残額は、428ページにございますように1,404万6,113円でありまして、平成26年度への繰越金とするものです。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

433ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は3億2,446万7,373円となり、前年度比で3.7%の増となっております。収納率は99.4%であります。また、不納欠損額は10万8,300円で、収入未済額は243万3,027円であります。

2 款繰入金の収入済額は1億3,789万6,634円で、前年度比4.1%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と保険料の軽減分に関する県と市の負担金を繰り入れたものです。

3 款繰越金の収入済額は、1,143万8,398円となっており、前年度比17.7%の増となっております。

4 款諸収入の収入済額は198万2,211円となり、前年度比44.3%の減となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と、広域連合からの賦課徴収業務委託金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

439ページになります。

1 款総務費の支出済額は1,205万6,996円となり、前年度比12.2%の増であります。

1 項 1 目一般管理費の1,012万1,277円は、広域連合に代わって各種届け出を処理するための事務的経費で、前年度比16.7%の増であります。

2 項 1 目徴収費の193万5,719円は保険料の徴収に要した経費で、前年度比6.9%の減であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は4億4,901万407円となり、前年度比3.2%の増であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を、保険基盤安定拠出金として広域連合へ納付したものであります。

441ページになります。

3 款諸支出金の支出済額は58万1,100円となり、前年度比47.4%の減であります。これは、保険料還付金であります。

442ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石毛健一 登壇）

○高齢者福祉課長（石毛健一） 議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、25年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

1 番の高齢者等人口等ですが、この資料は平成26年3月末の状況を、第5期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は前年度と比較して説明いたします。

上から2行目のB欄になります。

65歳以上の第1号被保険者は1万7,877人で、前年度比562人の増となり、伸び率3.2%となりました。

3行下になります。

65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は26.2%で、前年度比1.0ポイントの増となりました。

要介護認定者数は2,659人で、前年度比119人の増、伸び率4.7%となりました。

一番下の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は14.3%で、前年度比0.2ポイントの増となりました。

以下、2番は介護度別認定者数、2ページは、3番、介護保険料、4番、所得段階別第1号被保険者数、3ページは5番、保険料納付状況、6番、保険給付費のサービス別支出状況で、記載のとおりとなっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書のほうをご用意ください。

決算の内容については、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

443ページをお開きください。

歳入歳出予算額45億7,500万円に対し、歳入決算額は44億2,374万7,456円で、前年度と比較して4.1%の増となりました。

歳出決算額は43億3,784万383円で、前年度と比較して4.6%の増となり、歳入歳出差引残額は8,590万7,073円となりました。

次の444ページから448ページの歳入歳出決算の内容については、444ページからの事項別明細書の中でご説明いたします。

次の450ページと451ページは歳入の総括表ですので、説明は省略しまして、452ページの歳入から順を追って説明いたします。

それでは、452ページをお願いいたします。

1款保険料の収入済額は8億5,794万3,098円で、前年度と比較して5.9%の増となりました。収納率は95.9%であります。

3行下になります。

1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料の収入済額は7億7,178万4,220円となります。

2節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,083万2,324円となりました。

3 節過年度分普通徴収保険料の収入済額は532万6,554円となりました。

2 款国庫支出金の収入済額は10億764万580円で、前年度と比較して0.9%の増となりました。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金の、それぞれルール分と介護保険災害臨時特例補助金です。

3 款支払基金交付金の収入済額は12億1,098万7,736円で、前年度と比較して3.2%の増となりました。内容については、454ページになります。第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分でございます。

4 款県支出金の収入済額は6億2,113万8,290円で、前年度と比較して6.1%の減となりました。内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分です。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金として、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で、6億1,839万2,000円で、前年度と比較して5.3%の増となりました。

456ページをお願いいたします。

7 款繰越金の収入済額は1億6万8,848円で、前年度からの繰越金となります。

8 款諸収入の収入済額は753万3,680円で、内訳といたしましては、延滞金7万6,000円、第三者納付金322万6,137円、地域支援事業利用収入421万4,076円、雑入1万7,467円で、備考欄記載のとおりでございます。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次に、458ページと459ページは歳出の総括表ですので、説明は省略して、460ページの歳出から順を追って説明いたします。

それでは、460ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は5,142万8,062円で、主な経費は介護保険料賦課徴収に係る経費、及び認定審査会、認定調査費等でございます。

一番下の欄になりますが、3 項1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,178万5,638円で、認定審査会回数は96回、審査件数は2,970件です。

462ページをお願いいたします。

2 目認定調査費は認定調査に係る経費1,320万484円で、調査件数は3,067件です。

464ページをお願いいたします。

2 款保険給付費の支出済額は41億6,415万9,903円で、前年度比1億5,494万8,060円の増で、伸び率3.9%となりました。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,608人、地域密

着型サービスが86人、施設サービスが612人で、合計2,306人です。

1 項介護サービス等諸費は要介護の保険給付費で、主なものは1 目居宅介護サービス給付費が14億9,381万9,621円、2 目地域密着型介護サービス給付費は2 億6,434万3,148円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホームが該当いたします。

3 目施設介護サービス給付費は18億1,300万6,155円で、月平均の施設入所者数は612人です。

466ページをお願いいたします。

6 目居宅介護サービス計画給付費は2 億1,579万6,378円で、これはケアプラン作成費でございます。

2 項介護予防サービス等諸費は8,778万7,835円で、要支援者の保険給付費です。

468ページをお願いいたします。中段になります。

3 項1 目審査支払手数料は364万4,198円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で6 万2,831件分です。

4 項高額介護サービス等費は6,727万7,792円で、利用者負担が高額になったときに支給するもので、6,487件分です。

470ページをお願いいたします。下段になります。

6 項特定入所者介護サービス等費は1 億8,746万670円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、26年度末における軽減対象者は688人でした。

472ページをお願いいたします。中段になります。

4 款基金積立金の支出済額は1,343万4,000円です。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、25年度末の介護保険給付費準備基金の残高は1 億2,745万5,195円となりました。

5 款地域支援事業費の支出済額は5,094万4 円となりました。

474ページをお願いいたします。

地域支援事業の主なものは、1 項1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費の備考欄2 番、通所介護予防事業382万2,876円で、介護予防拠点において、運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ280人でございます。

476ページをお願いいたします。

2 項1 目包括的支援事業費の支出済額は2,091万5,133円で、主なものは備考欄の3 番、総

合相談・支援事業の13、委託料500万円で、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものです。

478ページをお願いいたします。

3項1目任意事業費の支出済額は2,168万6,837円で、主なものは備考欄記載のとおり、1番家族介護用品給付事業、2番介護相談員派遣事業、3番配食サービス事業等を行いました。

480ページをお願いいたします。

6款諸支出金の支出済額は5,787万8,414円で、主なものは1項2目償還金5,731万404円で、これは24年度保険給付費の精算による国・県、支払基金及び一般会計への返還金です。

以上で歳出関係の説明を終わります。

482ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で議案第4号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、公共下水道事業の状況についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料をお願いいたします。

2ページになります。

1の普及状況です。平成25年度末の処理区域面積は191.8ヘクタールで、事業認可区域202ヘクタールに対しまして95%が整備されました。普及率、これにつきましては、行政区域内人口6万8,241人に対して、処理区域内人口6,502人で9.5%となっており、前年度比0.2ポイント増となっております。また、水洗化率は、処理区域内人口6,502人に対して、使用人口3,754人で57.7%、前年度比0.3ポイント増となっております。

それでは、内容につきまして、決算書によりご説明申し上げます。

決算書の483ページをお開きください。

平成25年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億2,002万2,392円、歳出6億5,337万5,259円で、歳入歳出差引残額は、488ページでございますが、6,664万7,133円となりました。歳入歳出決算額の主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

す。

492ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は下水道事業受益者負担金で、収入済額3,891万4,800円です。なお、収納率は67.2%で、前年度比14.9ポイント増となりました。

2 款使用料及び手数料は、主に 1 項 1 目下水道使用料、収入済額9,826万9,929円で、収納率は98.4%、前年度比2.5ポイント増となりました。

3 款国庫支出金は4,026万円でありまして、管渠建設事業費等に対する補助金で、補助率2分の1でございます。

5 款繰入金は3億5,307万1,248円で、全体事業費から使用料、特定財源等を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金は1億104万7,573円で、前年度繰越金でございます。

494ページをお願いいたします。

8 款市債は8,830万円でありまして、建設事業費等に係ります地方債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

498ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は5,902万9,185円で、公共下水道事業に係る人件費及び事務経費でございます。

500ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額2億7,505万9,553円でございます。

1 項管理費は1億5,302万6,255円で、施設維持管理費に係る人件費や運転業務委託料、汚泥運搬処理業務委託料等でございます。

不用額の2,371万2,745円の主な内容といたしましては、運転業務委託料などの入札執行残や、維持管理において光熱費の支出が少なかったことなどによるものでございます。

502ページをお願いいたします。

2 項工事費は支出済額1億2,203万3,698円でございます。主な内容といたしましては、13節委託料9,478万円、15節工事請負費の2,661万2,250円で、二袋地区面整備工事と同地区で平成24年度に面整備工事を実施した箇所の舗装復旧工事等を行ったものであります。また、翌年度繰越額は繰越明許費2,775万6,000円で、繰り越した事業は管渠工事でございます。

不用額5,384万7,302円の主な内容といたしまして、15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金において、管渠工事に伴う水道管の切り回し工事に係る負担金が現場対応により不要となったことなどによるものでございます。

504ページをお願いいたします。

3款公債費は3億1,928万6,121円でありまして、起債借入金の償還金でございます。内訳といたしましては、元金支払費2億2,922万5,645円、利子支払費が9,006万476円でございます。

最後に506ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であり、記載のとおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に平成25年度末における農業集落排水事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料の2ページを、農業集落排水事業状況一覧、これをご覧いただきたいと思います。

1番の普及事業ですけれども、平成25年度、全体の処理区域内人口2,228人に対しまして、使用人口は1,552人であります。普及率は68.8%となっております。

それでは、決算書について内容をご説明させていただきたいと思います。

決算書の507ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額6,886万円に対しまして、歳入決算額につきましては7,108万6,929円で、執行率は103.2%となりました。歳出決算額につきましては5,950万1,541円で、執行率は86.4%となりました。

次に、内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

少し飛びまして516ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、この収入済額546万円は現年度分で、江ヶ崎地区5件、琴田地区

2件となっております。収入未済額498万8,000円の未納件数は、いずれも過年度分で、江ヶ崎地区6件、琴田地区7件となります。

続きまして、2款使用料及び手数料の収入済額1,568万8,308円は処理施設の使用料であります。徴収率は97.4%でございます。内訳といたしましては、江ヶ崎地区現年度分1,075万1,840円、過年度分5万5,335円、琴田地区現年度分487万6,723円、過年度分4,410円であります。

3款繰入金の3,197万円は、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

4款繰越金の1,796万8,621円は、前年度繰越金が862万8,621円、繰越明許費繰越金が934万円でございます。

5款諸収入については、ございませんでした。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

520ページをお開きください。

1款総務費の支出済額583万3,773円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

2款事業費の支出済額3,119万4,650円は、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費並びに資源循環事業費となっております。

続きまして、522ページをお開きください。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,911万3,118円となります。借入先は財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構です。なお、平成25年度末の地方債残高は2億4,328万2,831円となります。

524ページをお開きください。

4款繰出金は336万円であります。これは、歳入で受けました受益者分担金を一般会計へ繰り出したものです。

最後に526ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書につきましては、記載のとおりでございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

(水道課長 鈴木邦博 登壇)

○水道課長(鈴木邦博) 議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

(1) 総括事項、3行目になりますが、平成25年度はさくら台、横根地区の配水管布設工事等を実施いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,867人、給水件数は1万9,388件となりました。普及率は84.8%で、前年度と比較しますと1.0ポイント増となりました。年間給水量は581万2,495立法メートルで、前年度と比較しますと2,658立法メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は553万7,533立法メートルとなり、前年度と比較しますと3万8,512立法メートルの減となりました。有収率は95.3%で、前年度と比較しますと0.7ポイント減となりました。

建設状況は、建設改良工事としてさくら台、横根地区に、口径50ミリメートルから300ミリメートルの耐震性配水管等を延べ987.3メートル布設いたしました。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明させていただきます。

前に戻りまして、1ページのほうをお願いいたします。

平成25年度の決算報告書でございます。

初めに、(1) 収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額15億1,140万2,000円に対しまして、決算額は14億9,567万6,192円となり、収入率は99.0%となりました。内訳は、第1項の営業収益は水道料金等であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金等で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億2,977万7,000円に対しまして、決算額は13億7,507万1,739円となり、執行率は96.2%となりました。内訳は、第1項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は不納欠損等の過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページのほうをお開きください。

(2) の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額1億7,769万6,000円に対し、決算額は1億2,200万9,050円となり、収入率は68.7%となりました。内訳は、第1項企業債は干潟配水場高区圧力タンク更新にかかわる企業債であり、第2項負担金は消火栓設置や飯岡中学校、いいおか保育所への配水管布設に伴う一般会計からの負担金で、第3項は給水申し込みの納付金であり、第4項出資金は一般会計からの出資金で、第5項補助金はさくら台の配水管布設工事に対する国庫補助金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1款資本的支出は、予算額3億5,472万円に対し決算額は2億3,024万998円となり、執行率は64.9%となりました。内訳は、第1項建設改良費は、さくら台、横根地区の配水管布設工事及び干潟配水場高区圧力タンク更新工事等であり、第2項企業債償還金は建設改良費等にかかわる企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2ページが一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億823万1,948円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255万3,568円と、減債積立金1億567万8,380円で補填をいたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

1の営業収益として、2列目の数字になりますが、14億2,350万500円、2の営業費用として12億8,494万9,478円、差し引き営業利益は、3列目の1億3,855万1,022円となりました。

続いて、4ページをご覧ください。

3の営業外収益として、2列目になりますが、139万1,259円、4の営業外費用として2,145万4,642円、差し引きは3列目のマイナス2,006万3,383円となり、3ページの営業利益を加えますと経常利益は1億1,848万7,639円となりました。

6の特別損失は、3列目になりますが、マイナス48万8,880円で、前段の経常利益に加えますと1億1,799万8,759円が、平成25年度の純利益となり、当年度未処分利益剰余金も同額となります。

次に、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左の資本金でございますが、前年度末残高は22億3,204万9,844円であり、当年度の変動額は、中ほどの段になりますが、一般会計出資金の受け入れ、減債積立金からの組み入れ、企業債の発行、企業債の償還で、合計1,669万9,348円の増となり、当年度末残高は、一番下になりますが、22億4,874万9,192円となりました。

次に、資本剰余金のうち受贈財産評価額は、宅地開発等により開発者負担で水道管を布設

したもののうち、道路部分について寄附を受けたもので、前年度末残高 4 億2,227万8,280円に当年度受入額3,224万8,655円を加えまして、当年度末残高は 4 億5,452万6,935円となりました。補助金は、国、県、市からの補助金で、前年度末残高11億4,464万3,263円に当年度受入額1,160万円を加え、当年度末残高は11億5,624万3,263円となりました。

負担金は、他会計負担金及び工事負担金でありまして、前年度末残高 5 億2,983万6,396円に当年度受入額2,699万1,468円を加えて、当年度末残高は 5 億5,682万7,864円となりました。

給水申込納付金は、前年度末残高15億7,141万9,280円に当年度受入額4,588万3,000円を加えまして、当年度末残高は16億1,730万2,280円となりました。

その他、資本剰余金の当年度末残高は、前年度末残高42万8,640円に変動はございません。

以上、5 項目の資本剰余金の合計当年度末残高は37億8,532万8,982円となります。

次に、利益剰余金でございますが、表の右から 3 列目の未処分利益剰余金は、前年度末残高の 1 億2,983万6,290円の全額を減債積立金に積み立てて処分しましたので、処分後の残高はございません。

当年度純利益の 1 億1,799万8,759円は、当年度未処分利益剰余金となります。

表の右から 4 列目の減債積立金は、ただいまご説明申し上げました 1 億2,983万6,290円のうち、1 億567万8,380円を当年度の資金的収支不足額の補填財源として使用しましたので、当年度末残高は2,415万7,910円となります。

次に、表の一番右の資本合計ですけれども、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番右下になりますが、61億7,623万4,843円となりました。

6 ページの剰余金処分計算書をお開きいただきたいと思います。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右の未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億1,799万8,759円のうち、8,799万8,759円を減債積立金に、3,000万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、7 ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の 1、固定資産、次のページをお願いします。次のページの 2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列63億5,080万9,275円となりました。

次に、負債の部ですが、3 番固定負債と、次のページになりますが、4 流動負債の合計である負債合計は 1 億7,457万4,432円となりました。

次に、資本の部ですが、5 番資本金、6 番剰余金の合計額は、次の10ページになりますが、10ページの下から 2 行目に記載してあります資本合計61億7,623万4,843円となり、これに前

のページの負債合計を加えますと、負債資本合計は63億5,080万9,275円となりまして、資産合計と一致いたします。

次に、13ページのほうをご覧ください。

2番の工事でございますが、(1)は建設工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、15ページをご覧ください。

こちらは、年間の業務量であり、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次、16ページをお願いいたします。

16ページは、事業収入に関する事項で、次の17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

(2)は企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は記載のとおりでございます。

次の20ページから25ページまでは、収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の26ページですけれども、固定資産明細書、続きまして27ページは、企業債明細書となっております、内容は記載のとおりでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の14ページをお開きください。

平成25年度事業報告書でございます。

平成25年度は、地域の拠点病院として各医療機関との役割分担を踏まえ、地域医療機関への当院電子カルテシステムの導入、紹介患者センター設置などの連携を開始しました。また、医師確保に向けての医師住宅の建設、医業事業において高度医療機器を導入するなど、より安全で高度な医療を提供するために取り組んでいます。

決算につきましては、減価償却費の増加など、厳しい経営環境ではございますが、当期利

益金 8 億 8,300 万円、税抜きで 8 億 5,300 万円余りを計上することができました。

次に、業務の概況でございますが、入院患者及び入所者数、年間延べ 35 万 1,012 人、1 日平均 962 人、外来患者及び通所者数、年間延べ 73 万 9,663 人、1 日平均 3,014 人となりました。

具体的な収支につきましては、決算報告書にてご説明いたします。

それでは、前に戻りまして、決算書の 1 ページをお開きください。

決算報告書であります、この決算額につきましては税込み処理で記載してございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第 1 款病院事業収益は、予算額 367 億 6,921 万 5,000 円、決算額は 362 億 5,363 万 5,163 円となり、収入率は 98.6% となりました。

収入のうち主なものとしましては、第 1 項医業収益の決算額は 317 億 6,784 万 5,935 円で、この内訳は、入院収益 168 億 4,294 万 126 円、外来収益 139 億 1,973 万 8,675 円などです。

第 2 項医業外収益の決算額は 26 億 3,346 万 5,244 円で、この内訳は負担金交付金などであり、ます。

2 ページをお開きください。

収益的収支について申し上げます。

第 1 款病院事業費用は、予算額 359 億 3,684 万 8,403 円に対し、決算額は 353 億 7,015 万 1,385 円となり、執行率は 98.4% でした。

支出のうち主なものとしましては、第 1 項医業費用の決算額は 317 億 9,506 万 7,555 円で、その主な内訳は給与費 139 億 308 万 401 円、材料費 107 億 7,453 万 1,019 円であります。

第 2 項医業外費用の決算額は 18 億 4,458 万 3,198 円でした。このうち、診療費の不納欠損額は 2,479 万 9,724 円であります。

3 ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第 1 款資本的収入は、予算額 10 億 7,392 万 6,000 円に対し、決算額 7 億 6,497 万 2,117 円で、収入率は 71.2% となりました。主なものとしましては、第 1 項企業債は 5 億 3,200 万円、第 2 項補助金は 2 億 3,279 万 4,000 円となりました。

4 ページをお開きください。

資本的支出について申し上げます。

第 1 款資本的支出は、予算額 45 億 2,835 万 1,708 円に対し、決算額は 37 億 6,044 万 5,272 円で、執行率は 83.0% でした。

また、翌年度繰越額の合計5,081万4,750円は、医師宿舎建設工事の予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は26億2,151万7,408円で、主なものは資産購入費で17億8,643万6,498円であります。

第2項企業債償還金の決算額は11億3,892万7,864円でした。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する29億9,547万3,155円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

5ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載してございます。

1、医業収益は（1）入院収益から（4）介護保険事業収益までの合計で、317億768万3,368円であります。

2、医業費用は（1）給与費から（6）研究研修費までの合計で、316億239万940円であり、差し引きの医業利益は1億529万2,428円となりました。

3、医業外収益から次ページの10、グループホーム・ケアホーム事業収益までの合計は、37億8,090万8,286円でした。

11、医業外費用から18、グループホーム・ケアホーム事業費用までの合計は、32億3,766万1,704円でした。

この結果、当年度経常利益は6億4,853万9,010円、純利益は8億5,332万9,049円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金4億7,574万1,319円を合わせた当年度未処分利益剰余金は、13億2,907万368円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

資本金のうち借入資本金ですが、当年度企業債の発行額は5億3,200万円、償還金額は11億3,892万7,864円で、当年度末残高は286億8,233万1,230円であります。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、受贈財産評価額の522万円は絵画などの寄附であり、除却額は4,796万1,940円です。

国県補助金の2億3,279万4,000円は、医療機器の設備整備補助金です。

また、補助金の取り崩しは2億222万3,000円で、解体工事に伴う固定資産処理によるものです。これにより、国県補助金の当年度末残高は122億1,492万3,672円となります。

利益剰余金ですが、未処分利益剰余金のうち当年度純利益は8億5,332万9,049円で、前年

度残高と合わせて当年度末残高は13億2,907万368円で、先ほど損益計算書でご説明申し上げたとおりであります。

9ページの剰余金処分計算書についてご説明申し上げます。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の当年度末残高13億2,907万368円のうち、6億8,135万3,527円を議会の議決を経て退職給付積立金とし、残りの6億4,771万6,841円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、10ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち（1）有形固定資産の合計は456億2,953万571円でした。

11ページをご覧ください。

（2）無形固定資産と（3）投資を含めた固定資産合計は、457億4,186万8,566円です。

2、流動資産合計は159億4,247万9,194円です。

3、繰延勘定合計34億6,010万6,297円を合わせた資産合計は、651億4,445万4,057円です。

12ページをご覧ください。

負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は26億4,312万1,178円です。

13ページをお開きください。

続きまして、資本の部であります。

6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は、625億133万2,879円となり、これと負債合計を合わせた負債資本の合計は651億4,445万4,057円となり、資産合計と一致します。

14ページからは事業報告書であります。

1、概要の（1）は総括事項です。

16ページの（2）は議会議決事項、次の17ページの（3）は行政官公庁許認可事項となっております。

18ページ（4）は職員に関する事項を記載しております。

20ページ（5）は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項を記載しております。

21ページの2、工事には、（1）建設改良工事の概況、22ページには（2）保存工事の概況を記載しております。

次に、23ページをお開きください。

3、業務には（1）業務量を記載しております。

24ページ（2）は事業収入に関する事項、次の25ページ（3）は事業費に関する事項です。

続いて、26ページをお開きください。

26ページから29ページは、4、会計（1）重要契約の要旨、（イ）工事請負、（ロ）医療機器等購入、（ハ）ソフト開発費の契約内容などを記載しております。

30ページから37ページまでは、収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載しております。

38ページは固定資産の明細です。

39ページから42ページは、企業債の明細となっております。

以上で議案第8号についての補足説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より平成25年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成25年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業の公営企業会計の各決算の審査結果についてご報告いたします。

決算審査については、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により付されました決算書及び決算関係書類について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係書帳簿、証書等を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月出納検査、定期監査、外郭団体の監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し正確でありました。

また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

公営企業会計の事業運営についても、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

総じて、歳入においては、昨年度から全庁的に取り組んでいる債権回収の成果が収入率の

向上に表れはしているものの、依然として多額の収入未済額が生じています。負担の公平性の観点と貴重な自主財源を確保するためにも、より効果的な収納対策による収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めます。

なお、数値等の詳細については審査意見書に記載したとおりであります。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査については、平成25年度末をもって廃止した土地開発基金も含め、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運営されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率からなる健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、健全化判断比率については法令等の趣旨に沿って適切になされており、いずれの比率も良好な状態にあると認められました。とりわけ、実質公債費比率は11.6%となっており、昨年度の比率13.2%から1.6ポイントの改善が図られたもので、将来負担比率についても58%であり、前年度の83.2%から25.2ポイント向上し、早期健全化基準を大きく下回り良好な状態であると認められました。

また、公営企業の資金不足比率の審査においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

次に、個別の事業の中で、病院事業について補足説明を申し上げます。

本年度は、医業収支及び事業収支全体でも利益が生じたのは、千葉縣市町村総合事務組合退職手当負担金の収支が大幅にプラスであったことが一因です。退職手当引当の負担減は、今後も続く予想されますが、国の求めている高度急性期を担う病院としての機能を維持するための先端医療機器の導入費用や、材料費、委託料などの費用の増加は恒常的に見込まれます。医師、看護師の負担軽減に伴う人件費の増加や、環境改善に伴う費用などもあり、これらに適切に対処できる経営が求められます。

旭中央病院は旭市民にとって安心・安全のよりどころとなっています。地域の中核的な公立病院として、その負託に応えるためには、医師、看護師の充実を図ることで、質の高い信頼される医療を提供するとともに、社会情勢の変化を的確に把握し、さらなる経営基盤の強化に努められることを望むものであります。

最後に、合併による国の財政支援の終了を間近に控えて、一般財源の減少が見込まれる中、現在進行中の各プロジェクトにおいても先行事例を鑑み、成果を上げられることを期待します。

旭市総合計画に掲げた施策の着実な達成を図るには、引き続き全庁的な行財政改革への取り組みが必要であり、安定的で持続可能な財政運営が進められることを強く望み、監査委員の総意といたします。

○議長（高橋利彦） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明の途中ですが、ここで３時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 ３時 ２分

再開 午後 ３時 20分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第９号、議案第17号、議案第18号、議案第19号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第９号、議案第17号、議案第18号、議案第19号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第９号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算にそれぞれ10億8,380万円を追加し、予算の総額を300億9,940万円とするものです。

第２条繰越明許費と第３条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

２ページから３ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。４ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費ですが、２款１項の総務管理費の電算システム運用事業、３款１項社会福祉費の障害者福祉事務費、４項生活保護費の生活保護総務事務費の計３事業につきまして、繰り越しの設定をお願いするもので、これら３事業はいずれも社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に必要なシステム改修業務に関するもので、国において制度設

計が遅滞しており、本年度中の予算執行が困難であるため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正は消防施設整備事業で、消防庫改築に係る事業費の増加に伴い、限度額を270万円増額し、7,260万円とするものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

なお、詳しい事業内容につきましては歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

9ページ、お願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金750万3,000円の追加は説明欄1 障害者自立支援給付費等負担金の増によるものです。

2項1目総務費国庫補助金1,069万円の追加は説明欄1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の新規計上によるものであります。

14款1項1目の民生費県負担金375万1,000円の追加は、説明欄1 障害者自立支援給付費等負担金の増によるものであります。

2項2目衛生費県補助金606万円の追加は、説明欄1 住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の増によるものであります。

10ページをお願いいたします。

15款2項3目出資金清算収入500万円は説明欄1 の土地開発公社出資金清算収入の新規計上によるものであります。

16款1項7目総務費寄附金100万円は、地域振興のための篤志寄附を計上するものであります。

17款2項4目地域振興基金繰入金2,000万円の追加は、定住促進奨励金交付事業に充当を予定するものであります。

11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金9億6,109万5,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものであります。

19款5項5目残余財産清算収入6,600万1,000円は、説明欄1 土地開発公社残余財産清算収入の新規計上によるものであります。

20款1項4目消防債270万円の追加については、5ページ第3表の地方債補正でご説明し

たところであります。

次に歳出になります。

12ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費10億円の追加は、平成25年度決算の確定に伴い繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

7目企画費99万3,000円の追加は、主に、旭市が国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体として選定されたことに伴う国土強靱化地域計画の策定業務に係る経費であります。

8目電子計算費1,180万6,000円の追加は、社会保障・税番号制度の導入に必要な電算システムの改修を行う経費であります。

10目地域振興費2,100万円の追加のうち、説明欄1の定住促進奨励金交付事業2,000万円の追加は、奨励金の交付件数の増加に合わせ、事業費を増額するものです。

13ページをお願いいたします。

説明欄2地域振興基金積立金100万円の追加は、地域振興のための篤志寄附金を、地域振興基金へ積み立てるものであります。

3款1項2目障害者福祉費1,763万5,000円の追加のうち、説明欄1の障害者福祉事務費262万8,000円の追加は、総務管理費の電子計算費と同じく、マイナンバー制度の導入に必要な障害者福祉関連のシステム改修に係る経費であります。

説明欄2の自立支援給付事業1,500万7,000円の追加は、障害者に対する福祉サービスの利用計画書の作成に関する経費であり、サービス利用計画書を作成する対象者の増加に合わせて事業費を増額するものであります。

4項1目生活保護総務費131万6,000円の追加は、1項2目の障害者福祉費と同じく、マイナンバー制度の導入に必要な生活保護関連のシステム改修に係る経費であります。

14ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費2,268万1,000円の追加は、説明欄1の感染症予防対策事業で、法律で定期接種化された、乳幼児を対象とした水痘の予防接種と高齢者向けの肺炎球菌ワクチンの予防接種に係る経費であります。

5目公害対策費210万円の追加は、説明欄1の住宅用省エネルギー設備設置助成事業で、県補助金の追加配分に合わせ、事業費を増額するものであります。

15ページです。

7款1項2目商工振興費193万8,000円の追加は、説明欄1の商業活性化推進事業で、商店

街の街路灯のＬＥＤ化や防犯カメラの設置など、商店街施設の整備について補助を行うものであります。

９款１項２目非常備消防費291万6,000円の追加は、説明欄１の消防庫整備事業で、地盤改良工事等の追加や材料費等の値上がりにより、事業費を増額するものであります。

10款１項２目事務局費81万円の追加は、説明欄１の教育総務事務費で、県立匠瑤高校創立記念事業に対し、補助金を交付するものであります。

16ページです。

10款２項２目教育振興費60万5,000円の追加は、説明欄１小学校教諭補助員配置事業で、発達障害等で特別に支援の必要な児童の個別指導や介助のために配置する補助教員１名分の賃金であります。

最後、17ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

第３表の地方債補正で説明しましたが、消防施設整備事業債270万円の増額により平成26年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、289億411万4,000円となるものです。

以上で、議案第９号の補足説明を終わります。

次に、議案第17号は工事請負契約の締結についてでありまして、内容は、旭市道の駅建設工事（建築・外構）請負契約の締結であります。

契約方法は、一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成26年７月18日に公告を行い、同日から７月31日までの14日間、入札参加資格申請の受け付けを行ったところ７社の申請があり、７社とも資格要件を満たしておりました。

この７社による入札書の受け付けを、平成26年８月７日から８月19日までの13日間行いました。

このうち３社が辞退し、１社が未入札であったため、３社による応札でありました。８月20日に開札した結果、予定価格の範囲内で最低価格を入札した旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃を契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は３億8,199万6,000円であります。

仮契約締結日は平成26年８月25日、工期は平成27年７月31日であります。

なお、予定価格は４億3,178万4,000円、最低制限価格は、３億4,542万7,200円、落札率は88.47%でありました。

続きまして、議案第18号は同じく工事請負契約の締結についてでありまして、旭市道の駅建設工事（機械設備）請負契約の締結であります。

契約方法は一般競争入札により執行いたしました。

公告日、入札参加資格審査申請期間、入札書受け付け期間、開札日は、議案第17号と同様のため省略させていただきます。

入札参加資格申請の受付を行ったところ、3社の申請があり、3社とも資格要件を満たしておりました。

この3社による入札書の受付を行ったところ、1社が辞退したため、2社による応札でありました。

入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格を入札した旭市ニの1710番地、株式会社石川商会住宅機材、代表取締役小関敏男を契約の相手方といたしました。

契約金額は1億5,660万円であります。

仮契約締結は平成26年8月25日、工期は平成27年12月10日であります。

なお、予定価格は1億5,930万円、最低制限価格は1億2,744万円、落札率は98.31%であります。

以上、議案第17号及び議案第18号の補足説明を終わります。

次に、議案第19号は訴えの提起についてでありまして、本議案に係る訴えは、抵当権設定登記がされている土地について市が保有する所有権に基づき、抵当権者の相続人に対し抵当権設定登記の抹消登記手続きを求めるものであります。

対象となる土地は旧海上中学校跡地の一部でありまして、所在は旭市蛇園字後草前3283番、面積は743平方メートルであります。

これまでの経過を申し上げますと、昭和40年3月10日に当時の海上町が前所有者から買収により土地を取得しましたが、その所有権移転の登記をするまでの間の昭和40年9月2日に前所有者を債務者とする抵当権設定登記がなされ、現在まで登記がなされた状態にあります。

この抵当権は、他の土地と共同担保となっており、他の土地の登記簿により昭和46年10月30日弁済による抵当権消滅が確認されたため、抵当権者の相続人を調査し、相続人全員に対し抹消承諾を求めました。

しかしながら、相続人の1人が承諾書を提出できる状態にないため、裁判手続きにより抵当権抹消登記を求めるものであります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第14号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 山口訓子 登壇）

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、議案第10号、第11号、第12号、第14号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第10号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。この子ども・子育て支援新制度は、来年平成27年4月にスタートする予定です。

この新制度においては、各施設や事業者は本基準に従って教育・保育の提供を行うとともに、新制度からの給付費の支給を受ける施設等として旭市の確認を受ける必要があります。このための基準を定める条例として本議案を上程するものです。

この基準につきましては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して市が条例で定めることとされておりますが、この条例の内容につきましては、内閣府令で定める基準と全て同じものでございます。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1章は総則で、本基準の制定の趣旨及び定義等について規定するものでございます。

第1条では、この条例は子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により定めるものです。

第2条では、本条例においての用語の意義を定めております。

3 ページをお願いいたします。

第3条では、一般原則について定めております。

次の4ページでは、第2章特定教育・保育施設の運営に関する基準でございますが、ここでは認定こども園、幼稚園、保育所の運営基準について定めるものでございます。第1節、利用定員に関する基準では、利用定員を定めております。

第4条になりますが、第1項では、特定教育・保育施設のうち認定こども園及び保育所に

については、利用定員の数を20人以上とするものです。第2項では、認定こども園、幼稚園、保育所はそれぞれの区分ごとの利用定員を定めるものとするものです。

下のほうになりますが、第2節、運営に関する基準では、第5条から15ページの第34条までになりますが、運営規程や職員の勤務体制、利用者負担、その他の重要事項を説明して同意を得ることや、受給資格等の確認、特定教育・保育の提供の記録、特定教育・保育の取り扱い方針、運営規程、勤務体制の確保等、運営の内容について定めております。

次に16ページをお願いいたします。

第3節特例施設型給付費に関する基準では、第35条及び次の第36条で、特別利用保育の基準、特別利用教育の基準を定めております。

17ページの下の方になりますが、第3章特定地域型保育事業の運営に関する基準でございますが、ここでは家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営基準について定めるものでございます。

第1節、利用定員に関する基準では、第37条になりますが、特定地域型保育事業ごとの利用定員を定めております。

次の18ページをお願いいたします。

やはり下のほうになりますが、第2節、運営に関する基準でございますが、第38条から24ページの第50条までになりますが、やはりここでも運営についての重要事項に関する規程の概要や連携施設の種類及び名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の重要事項を説明して同意を得ることや、特定地域型保育の取扱方針、運営規程、勤務体制の確保等、運営の内容について定めております。

次に25ページをお願いいたします。

第3節特例地域型保育給付費に関する基準では、第51条及び第52条で、特別利用地域型保育の基準、特定利用地域型保育の基準を定めております。

次の26ページになりますが、附則の施行期日でございます。この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

子ども・子育て新制度では、児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等が、新たに市町村の認可事業として児童福祉法に位置付けられたものです。この新制度において家庭的保育事

業等を行う事業者は、旭市の認可を受ける必要があります。この認可基準を定める条例として本議案を上程するものです。

この基準につきましては、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して市が条例で定めることとされておりますが、この条例の内容につきましては、厚生労働省令で定める基準とほぼ同じものでございますが、1部分だけ千葉県の基準等に準じて市の独自基準として定めております。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1章は総則で、本基準の制定の趣旨、定義及び共通する基準等について規定するものでございます。

第2条は、本条例においての用語の意義でございます。

2 ページで、ここで用語の1つだけ説明させていただきます。

2条第9号、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいうものでございます。

次の第3条から8ページの第21条までになりますが、ここで最低基準の目的等、一般原則、保育所等との連携、職員の一般的要件、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、内部の規程、それから家庭的保育事業所等に備える帳簿などについて定めております。

次に8ページをお願いいたします。

一番下のほうになりますが、第2章、家庭的保育事業でございます。ここから、少し部分的になりますが、この家庭的保育事業は、利用定員5人以下で家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象に保育を実施する事業でございます。第22条から10ページの第26条までになりますが、設備の基準、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連携などについて定めております。

次の10ページをお願いいたします。

下のほうですけれども、第3章、小規模保育事業でございます。この事業は、利用定員6人以上19人以下で小規模な人数のもと保育を実施する事業でございます。第1節で小規模保育事業の区分として、第27条でこの区分をA型、B型、C型とする旨定めております。

第2節小規模保育事業A型でございます。第28条から14ページの第30条までになりますが、このA型の設備の基準、職員などについて定めております。

次に14ページをお願いいたします。

第3節小規模保育事業B型でございます。第31条、第32条で、職員などについて定めております。

15ページでは第4節、下のほうになります、小規模保育事業C型でございます。第33条から16ページの、次のページの36条までになりますが、設備の基準、職員、利用定員などについて定めております。

16ページ、一番下のほうになりますが、第4章、居宅訪問型保育事業でございます。

この事業は、住み慣れた居宅において1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業でございます。次の17ページ、37条から第41条までになりますが、居宅訪問型保育事業、設備及び備品、職員、連携施設などについて定めております。

次に18ページをお願いいたします。

第5章、事業所内保育事業でございますが、この事業は、企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する事業でございます。第42条から23ページの第48条までになりますが、この利用定員の設定、設備の基準、職員、連携施設に関する特例などについて定めております。

24ページをお願いいたします。

附則の施行期日ですが、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号でございます。

議案第12号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

子ども・子育て新制度では、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業については明確な基準のもとに運営されることとなり、この基準を定める条例として本議案を上程するものです。

この基準につきましては、やはり厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して市が条例で定めることとされておりますが、この条例の内容につきましては、厚生労働省令で定める基準と全て同じものでございます。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、本条例においての用語の意義を定めております。

第3条から7ページの第21条までになりますが、この中で最低基準の目的等、一般原則、職員の一般的要件、設備の基準、職員、運営規程、開所時間及び日数、関係機関との連携などについて定めております。

7 ページをお願いいたします。

下のほうですが、附則の施行期日ですが、先ほどと同じでございます。一応読ませていただきます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号でございます。

議案第14号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市口の1631番地1に設置されております新田幽学児童遊園は、利用児童数の減少と遊具の老朽化のため、地元区長から児童遊園の廃止届が提出されました。

また、旭市飯岡520番地に設置されている飯岡岡児童遊園は、地域の児童数の減少と遊具が老朽化しており、また、周辺に民家もなく防犯上も問題があるため、地元区長から児童遊園の廃止届が提出されました。

このため、この2つの児童遊園は、平成26年9月末をもって廃止しようとするものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第13号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例は、平成24年3月28日に公布され、震災により住宅等が半壊以上の被害を受け、

住宅の建て替えや取得した場合に固定資産税の減免を行うもので、被災者の住宅取得が停滞していることなどから取得期限を平成26年12月31日から平成29年12月31日まで3年間延長する改正を行うものであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第16号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） それでは、議案第15号の旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

今回の改正は、平成25年8月15日に京都府福知山市花火大会会場で、死者3名、負傷者56名が発生した火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで、火を使用するコンロなどの器具及びその使用に際し、消火器の準備と露店等の開設届を義務付けようとするものです。

また、屋外での催しで大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものを指定催しとして指定して、指定催しを主催する者で火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出しなかった者に対し、罰則、30万円以下の罰金を科すものです。

続いて、議案第16号の千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、六月以内に施行されることとなったことから、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約第1条において引用する地方自治法の条文に相違が生じることに伴い、同条について必要な改正を行うものであります。

内容につきましては、新たに地方自治法第252条の2、連携協約が追加され、改正前の252条の2、協議会の設置は、252条の2の2に改正されることとなります。

このことから、地方自治法第252条の6、協議会の組織の変更及び廃止の規定に基づき、議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 消防長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 林 清明 登壇)

○財政課長（林 清明） 報告第1号、報告第4号、報告第5号についてご説明申し上げます。

初めに報告第1号です。報告第1号は、平成25年度旭市土地開発基金の運用状況についてでありまして、本基金につきましては平成25年第4回定例会において議決いただきまして、平成25年度をもって廃止いたしました。

まず、上から2行目A欄ですが、平成24年度末現在高でありまして、現金・預金、土地、貸付金、そして合計額を表示してあります。

3行目のB欄から下から2行目のI欄までは平成25年度中の増減を、そして一番下段のJ欄に平成25年度末現在高を表示しております。なお、平成25年度末現在高は、基金の廃止に伴い、ゼロ円となっております。

内容についてご説明いたします。

まず、1の現金・預金の列ですが、上から5行目、土地取得Dの欄、3億9,064万2,253円の減は、土地開発公社保有土地の買い戻し分であります。また、その2つ下、貸付金返済、元金のF欄4億2,326万6,088円及び利子Gの欄299万8,362円の増は、土地開発公社から貸付金の返済とその貸し付けに伴う利子の返済であります。

その下、処分Hの欄4億8,042万5,832円の減は、清算のための処分であり、この金額を一般財政調整基金へ積み立てております。これらにより、平成25年度中増減の計であるI欄は4億4,480万3,635円の減となり、平成25年度末残高Jの欄はゼロ円となっております。

上に戻って、2の土地の列になります。土地取得Dの欄3億9,064万2,253円の増は、土地開発公社から買い戻した土地の取得分であります。

4つ下、処分Hの欄4億8,675万6,519円の減は、基金所有の全ての土地を一般会計へ振り替え処理したものであり、その下の段、平成25年度中増減の計であるIの欄は9,611万4,266円の減となり、25年度末現在高はゼロ円となっております。

また、貸付金の列については、下から5段目、貸付金返済、元金Fの欄4億2,326万6,088円の減は、土地開発公社への貸付金の全額が返済されたことによるもので、最下段、平成25年度末現在高Jの欄はゼロ円となっております。

続きまして、報告第4号は、平成25年度決算に基づく旭市の健全化判断比率についてでありまして、この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

まず、算定項目 1 の実質赤字比率であります、これは、一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2 の連結実質赤字比率であります、これは、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの 2 つの指標の括弧書きにつきましては、参考として逆、黒字の比率を表したものであります。

次に、3 の実質公債費比率であります、これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率でありまして、本市は、早期健全化基準の 25% を下回る 11.6% となっております。

昨年度の 13.2% と比べますと 1.6 ポイント下がりをしまして、議会への報告及び公表が義務化されました平成 19 年度決算以来、6 年連続で前年度を下回っております。

次に、4 の将来負担比率であります、これは、一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

本年度は 58.0% で、昨年度の 83.2% と比べまして 25.2 ポイント下がり、早期健全化基準の 350% を大きく下回っております。

以上のとおり、平成 25 年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4 指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、報告第 5 号をお願いいたします。

報告第 5 号は平成 25 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてでありまして、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を報告するものであります。

平成 25 年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業はありませんので、全て該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成 25 年度は全ての公営企業会計において、経営健全化基準をクリアいたしましたが、一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努め

て参りたいと考えております。

以上で、報告第1号、報告第4号、報告第5号の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 石見孝男 登壇）

○学校教育課長（石見孝男） それでは、報告第2号、平成25年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、A欄の積立ですが、運用利息2万1,436円を積み立ててございます。B欄の基金現在高は、平成25年度末6,748万4,548円となりました。C欄の返還につきましては、360万500円が返済されました。D欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、25年度末で29人、810万2,500円となり、E欄の預金残高は5,938万2,048円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 報告第3号、平成25年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表をご覧ください。

初めに、平成25年度末の基金現在高でございますが、左下をご覧ください。1,000万円あります。

次に貸し付け等の状況でございますが、右上をご覧ください。平成24年度末の貸付残高、E欄ですが2件、9万4,000円、預金残高F欄990万6,000円でありました。

平成25年度中におきましては、下段の合計欄をご覧ください。

合計欄C欄ですけれども、貸し付け状況が23件、254万3,000円、返済D欄ですけれども、22件、232万9,000円が返済されました。

この結果、平成25年度末の貸付残高E欄ですが、3件、30万8,000円となり、預金残高F欄は969万2,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第6号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 土師 学 登壇)

○病院経理課長(土師 学) 報告第6号は、継続事業費の精算であります。

表をご覧ください。

平成23年、24年度、2年間の継続事業を25年度まで繰り越しいたしました再整備事業改修工事その他整備工事は25年10月に終了し、また、平成24年、25年度、2年間の継続事業であります病院情報システム設備整備事業は、予定どおり26年3月に完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告第6号についての補足説明を終わります。

○議長(高橋利彦) 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第7号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 高木寛幸 登壇)

○農水産課長(高木寛幸) 報告第7号、株式会社千葉県食肉公社の平成25年度の事業経営状況及び平成26年度の事業計画について地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

初めに、平成25年度事業報告書についてご説明いたします。

お手元の資料では、第19期事業報告書となります。

1ページをお開きください。

事業実績として、屠畜頭数は、牛が前年比111.0%、1万5,109頭で1,492頭の増でございます。豚は前年比102.9%、41万7,888頭で1万1,692頭の増でございます。

枝肉販売実績は、牛が前年比148.5%、3,636頭で1,188頭の増でございます。豚は、前年比99.3%、14万7,180頭、前年比1,069頭の減でございます。

次に収支ですが、損益計算書でご説明いたします。

少し飛びますが、9ページをお開きください。

収入となる売上高85億1,251万円に対し、費用となります売上原価は80億9,990万9,000円、売上総利益は4億1,260万円で、これから販売費等を差し引いた営業利益は1億8,200万7,000円、税引き後の当期純利益は、7,774万9,000円となりました。

続きまして、13ページをお開きください。

平成26年度事業方針であります。

畜産業界においては、アジア周辺諸国での口蹄疫の発生や韓国での豚コレラの発生、日本での豚流行性下痢(PED)の蔓延など疾病問題と、今後のTPP交渉の動向は予断を許さ

ない状況となっておりますが、食肉公社としては、施設の整備や、集荷・販路拡大を着実に進めながら、県下の食肉流通の基幹センターとして安全・安心、より新鮮な食肉の提供を基本に、食肉処理の効率化・衛生管理体制の更なる強化を図り、地域の発展と畜産振興に寄与できる体質の強化に取り組んでいくというものであります。

14ページをお開きください。

平成26年度事業計画ですが、集荷目標は牛で1万5000頭、前年度比0.7%減、豚については、豚流行性下痢（PED）の影響によりまして38万872頭、前年度比8.9%減の集荷を計画しております。また、販売頭数の計画についても牛、豚とも前年度実績より減になっております。

15ページをお願いいたします。

平成26年度収支計画であります。

本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めることとしておりますが、豚流行性下痢（PED）の影響、また、電気料金の値上げにより当期は7,084万7,000円の損益が見込まれております。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しては、当期までの返済元金の累計は26億1,230万円余りとなり、返済計画に対し着実に償還が行われております。

以上で、報告第7号、株式会社千葉県食肉公社の平成25年度事業経営状況及び平成26年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第8号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 加瀬正彦 登壇）

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 報告第8号、私債権等の放棄について、ご説明申し上げます。

この私債権等の放棄は、平成24年12月に議決いただきました旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づきまして、平成25年度に放棄したいいわゆる私債権等の内容を、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

2枚目の表にございますとおり、放棄した債権は、全部で6種類ございます。債権ごとに、放棄した事由と件数、金額を掲載しております。

内訳といたしまして、市営住宅家賃につきましては、生活困窮等により合計9件で32万7,700円、土地貸付料につきましては、失踪・行方不明等により合計4件で33万2,550円、学

校給食費につきましては、失踪・行方不明等により合計40件で395万9,502円、放課後児童クラブ受託料につきましては、生活困窮により1件で5,000円、水道料金につきましては、失踪・行方不明等により合計57件で48万8,880円、旭中央病院の診療費につきましては、失踪・行方不明等により合計149件で2,479万9,724円となり、全体といたしまして260件で2,991万3,356円の債権を放棄いたしました。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時18分

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成26年9月5日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会請願付託
 - 第 8 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会請願付託
 - 日程第 8 常任委員会陳情付託
-

出席議員（22名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本	弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内	保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋	正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田	將 範	1 0 番	伊 藤 保

11番 島田和雄
13番 伊藤房代
15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
21番 高橋利彦

12番 平野忠作
14番 林七巳
16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介
22番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	刃田哲雄	病院事業 管理 行政推進課長	吉田象二
秘書広報課長	飯島茂	企画政策課長	加瀬正彦
総務課長	堀江通洋	税務課長	伊藤浩
財政課長	林清明	環境課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	健康管理課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	子育て 支援課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	商工観光課長	山口訓子
高齢者 福祉課長	石毛健一	建設課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	下水道課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	消防長	石毛隆
会計管理者	赤松正	病院事務部長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	庶務課長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	生涯学習課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	監査委員 事務局長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛		田杭平三
農業委員会 事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席委員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（高橋利彦） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第19号までの19議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） おはようございます。

それではご質疑申し上げます。

ページ数でいきます。43ページ。説明欄にあります1ですか、土地売却収入の具体的な内容について、以下、物品売却収入、一般寄附金、災害見舞金、農業費寄附金についてお尋ねをいたします。

それと、議長にお伺いですが、通告はしてございましたが、その関連でございまして、災害見舞金、215ページにあるんですが、よろしいでしょうか。

○議長（高橋利彦） 許可します。

○18番（木内欽市） それでは、すみません、215ページの7です。中小企業復旧支援事業、先日のご説明では観光業者にということでございましたが、具体的にお願いをいたします。以上です。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、43ページ歳入のご質問にお答え申し上げます。

最初に、15款2項1目の土地売却収入の具体的内容ですが、普通財産の土地の売却収入で、その内訳は、インターネットによる売却が1件、1,801.38平方メートルで3,003万円、法定外公共物の用途廃止による売却が2件、353.33平方メートル、71万3,414円、その他未利用地の売却が5件、447.51平方メートルで602万5,416円です。

続きまして、2目のほうの物品売却収入ですが、いずれも不用となった物品の売却でありまして、内訳としては、建設課所管の公用車、これの売り払いが6万5,000円、豊畑小学校のピアノの売り払いが5万円、消防通信指令装置撤去工事に伴う金属等の売り払いが7万2,135円、合計で18万7,135円であります。

続きまして、16款のほうの寄附金の関係です。一般寄附金については、企業、団体等から1件、50万円、個人から3件で18万円、計4件で68万円であります。災害見舞金については、災害からの復興のために使ってほしいということで、さまざまな団体及び個人から、合わせて98件、794万7,243円の寄附があったものであります。これらの寄附については、災害復興基金に繰り入れ、復興関連事業の財源に充当しております。

それから、最後に農業費の寄附金、これは企業、団体等から2件で、305万円の寄附があったもので、農業振興事業の財源に充当しております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の215ページ、中小企業復旧支援事業2,962万3,000円、この具体的な内容ということでご質問いただきました。お答えさせていただきます。

答える前に、別な資料で、一般会計の歳入歳出決算に関する説明資料、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。歳入歳出決算に関する説明資料の58ページをお開きいただきたいと思います。

58ページのほうに、中小企業復旧支援事業のところで掲載をさせていただきました。ご承知のように、国の支援の中で、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、いわゆるグループ補助金が旭市で活用をしました。100を超える事業者、国の補助金は4分の3という高率な補助金をいただきまして、復旧に対してこの事業、本当に果たす役割は大きかったのかなというふうに理解しております。

この事業につきましては、実はグループを形成して、そのグループで災害後のいろんなまちづくり、そういうことをやっていくと、そういう実は大きなハードルがございます。いろ

んな実は業種、あるいは地域的な面でグループに属せなくて、ただ同じように災害に多く苦しんでいる中小企業がございました。

そういったことで、このグループ補助金、国、県の支援を受けられない事業者への、市単独の支援としまして事業を創設させていただいたものでございます。要件としましては、東日本大震災により被害の発生した中小企業者、この経営再建に必要な施設及び設備の復旧に要する経費の一部を補助と。補助率は2分の1以内ということでございます。上限は100万円。この事業につきましては、25年度、34の事業者、これで該当させていただきまして、総額2,962万3,000円を活用させていただいた、こういう事業の内容でございます。

よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、土地売払収入なんですが、何筆かご説明がございました。

これはあれですか、例えば隣地の人から要望があつて来たのか、あるいは市が単独で、こういう所は売ろうと決めたのか、いろいろな面があろうかと思いますが、そちらのほうのご説明をお願いいたします。

それとあと、一般の寄附金、あと農業者の寄附金等でございますが、この寄附をされた方の名前とかというのは、議会で報告がありましたんでしたか、どうでしたか、その点。

それとあと、215ページの観光業者ですか、これは事業所はどのような事業所があったのか、大ざっぱで結構ですけれども、どんな事業が該当になったのか、ちょっと教えてください。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 土地売払収入についての再質問にお答えいたします。

ご説明した中で、インターネット公売にかけたという一筆、これについては隣接地の所有者ではございません。その土地が欲しいという方が入札してくださって、その中で売ったということであります。それ以外の土地については、基本的には隣接地の所有者で、なおかつ手続きに当たっては、その方以外の隣接地の所有者の方から同意書をいただいた上で、払い下げをしているということであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、先ほどの農業費寄附金、この受けた方の名前というこ

とで、報告ですけれども、2件ございます、305万円の中で2件ございまして、1件目が5万円、上総ライオンズクラブ国際協会様からいただきました。2件目が、有限会社ブライトピック千葉、代表取締役志澤勝様から300万円いただいております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから中小企業復旧支援事業、具体的に先ほど34事業者ということでご説明をいたしました。その中身ということでございます。

先ほど、観光業とありましたけれども、観光業にこだわらず、いろんな業種に対しまして支援をさせていただいた事業でございます。手元のほうには、34の事業者の一覧を持っているわけですけれども、申し訳ありません、分類をちょっと分けてありませんので、主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

一つは、大きいものは飲食業の方がありました。あるいは宿泊業、例えばオートキャンプ場とか、あるいは中には石材業の方もございました。あるいは自動車解体業、あるいは床屋さんとか、そういうようなことで、多種多様の業種の方に支援をさせていただいたところでご理解をいただければと思います。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 土地、インターネットと今おっしゃいましたけれども、あと商工観光課さんもそういうインターネット、よく皆さんインターネット、インターネットとおっしゃるんですけれども、インターネットを实际見る人はどのぐらいいるのかなと、私なんかもできない口なんで、皆さんはよくインターネット、ホームページとおっしゃいますけれども、それもいいんですけれども、例えば、土地の公売なんか出た場合、時々ありますよね、公売のお知らせと、県有地だとか税務署が差し押さえた、ありますから。

例えば、これから市有地がいっぱいあるんで、もしそういうのがある場合に、そういった面でのお知らせみたいなものはやっていただけないのでしょうか。あと、補助金の問題もそうです。分からなかったという人も、多分いると思うんですよ。そういういい制度があるなら、申し込むんだったなというのもありますので、そういったお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほど、インターネット公売と申し上げましたが、一緒に、広報紙にも掲載いたしましたし、市のホームページ上でも周知を図ったところです。このインター

ネット公売というのは、ヤフーオークションのところの公売のところをお願いしたところ
です。

以上です。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、いろんな補助事業等につきまして、市民
への周知ということで質問かと思います。

我々も、インターネットというものに頼るだけじゃなくて、必ず市の広報紙、ここには掲
載をして、こういう補助事業がございますというお知らせはしているつもりでございます。

それと同時に、やはり商工業者に対しまして、商工会から会員に対してのそういう事業案内、
これにも努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 私も見落としていたということがあろうかと思うんですが、もう少し
目立つよう、ページを1ページ割いてとか、隅っこに載せるんじゃないくて、そういった形で
お願いをできたらなと、このように思います。

最後に、土地の売り払いのことなんですが、先ほど先輩から資料をいただいて、今見てい
るんですが、その場合に、議会の議決にかけるのがありますね、2,000万円以上、面積が
5,000平方メートル以上ということなんですが、こちらの場合は、金額はいつていますが、
筆数が分かれていることで議会にかからないんでしょうが、例えば、一団の土地で、売る、
売らないはともかく、例を挙げれば、例えば大きな土地、海上中の跡地だとか、そういった
場合には、あれ、筆数幾つにも当然分かれていると思うんですよ。それで、この間、裁判の
提起をしたと思うんですが、一筆どこかに入っていて。その場合には、筆ごとじゃなくて、
ああいう場合には一団の土地で見るとでしょう、そこはどうなんでしょう。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 当然、一団の土地を見て、契約が1件であれば議決だということだ
と思います。

○議長（高橋利彦） 木内欽市議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案 2 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第 3 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第 4 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第 5 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第 7 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第 8 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第 9 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（高橋利彦） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（高橋利彦） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任すること
に決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、木内欽市議員、向後悦世議員、太田將範議員。

文教福祉常任委員会より、景山岩三郎議員、伊藤房代議員、島田和雄議員。

建設経済常任委員会より、滑川公英議員、宮澤芳雄議員、飯嶋正利議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会は、ただいま指名したとおり選任することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(高橋利彦) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されるようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選出していただき、その結果
を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時51分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（高橋利彦） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に島田和雄議員、副委員長に太田将範議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（高橋利彦） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第19号までの11議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、22日までに審査を終了されるようお願いいたします。

◎日程第7 常任委員会請願付託

○議長（高橋利彦） 日程第7、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第3号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第3号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部の

とおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第8 常任委員会陳情付託

○議長（高橋利彦） 日程第8、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第3号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第3号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表3、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時53分

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成26年9月9日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	管 理 推 進 課	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（高橋利彦） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（7番 飯嶋正利 登壇）

○7番（飯嶋正利） おはようございます。7番、飯嶋正利です。

平成26年旭市議会第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

本日、私は大きく4点、12項目にわたり質問いたします。よろしくお願いいたします。

大きな1点目、新庁舎建設についてということで（1）建設場所について。

この議会の中でも、この9月くらいになれば、ある程度めどがつくということだったので、そういうことのめどが立ったということであれば、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

（2）番目、建設資材の高騰や作業員等の人員不足の中で、建設単価がだいぶ高騰しているという中でこの建設時期についてお聞かせいただきたいと思っております。

（3）番目、この旭市は、国土強靱化のモデル地域に指定されました。その国土強靱化がこの庁舎建設に対してどのように関係してくるかについてお聞かせいただきたいと思います。

(4) 番目、新庁舎建設後の公共施設の統廃合についてお聞かせいただきたいと思います。

大きな2番目、夏期観光についてということで、今年度の観光客の入り込み客状況についてお聞かせいただきたいと思います。

(2) 番目、今後の改善点についてということでお聞かせいただきたいと思いますというふうに思っております。

大きな3番目、米の価格についてということで、これは今年度の状況ということで(1)をお願いしているんですが、今年度の作況、または状況等分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

(2) 番目、ホールクropp及び飼料用米の受け入れ体制についてということで、今年度の米の価格の暴落を経て、来年度の受け入れ体制についてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思っております。

(3) 番目、その中で、稲作農家に新たな支援策の検討はないのかということでお聞かせいただきたいと思います。

大きな4番目、都市計画について。

この都市計画については私も議員になって、毎年一度質問させていただいております。

(1) 番目、県内市の都市計画税の賦課状況についてお聞かせいただきたいと思います。

(2) 番目、都市計画の見直しの状況ということでお願いいたします。

(3) 番目、今後の都市計画税の見通しはということでお願いしたいと思います。

再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋利彦) 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(堀江通洋) それでは、1点目の新庁舎のご質問ですが、建設場所決定について現状はどうなっているのかというご質問にお答えいたします。

建設場所については、旭市新庁舎基本構想により定められております4か所の建設候補地からの選定作業を行うため、現在、検討するために資料として、人口重心からの距離、他の公共施設や商業施設等の集積等、市民の利便性、一つ。

二つとして、災害発生時の防災拠点としての機能や安全性の確保が保たれるか、防災・安全性、これが2点目。

3点目として、総合計画等との整合性や地域貢献性など、まちづくりとの整合性はどうか。経済性として、建設費や給排水、道路整備等のインフラ整備等々を調査検討し策定いたし

ました新庁舎位置の検討資料により、建設場所の選定作業を進めております。

それらの資料を基に、市内部の旭市庁舎建設検討委員会を開催するとともに、この8月15日から9月5日にかけて、パブリックコメントを広報及びホームページにて意見を募集いたしました。また、旭市新庁舎建設市民会議を8月に1回実施し、新庁舎位置の検討資料を細かく説明いたしました。次回の9月中旬に予定しております市民会議においては、協議いただくところでございます。

なお、今後は市民の皆様からいただいた意見を取りまとめた上、議会へもお示しし報告するとともに、意見をいただき総合的に判断し、庁舎の位置を決定したいと考えております。

2点目でございますが、建設資材の高騰、そういうものを踏まえて、建設時期についてのご質問ですが、5月下旬の新聞報道で、木更津市において新庁舎建設時期を、仮設庁舎への8年間の移転を前提に、東京オリンピック後まで延期するとの記事がありました。さらに、先日、木更津駅付近の商業施設への仮移転の方針が示されたとの報道がされたところです。

本市においては、現庁舎の建設が昭和39年と築後50年を経過しており、耐震性も不足しております。発生が懸念されております大規模地震等に十分耐え得る状況ではなく、防災機能上からも早期建設が肝要と考えます。

また現在、庁舎機能が市内各所に分散しており、市民の利便性を考えても機能集約は必要なことと考えます。

以上のことから、今後も建設に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 新庁舎建設と国土強靱化との関係ということでお答え申し上げます。

旭市における国土強靱化地域計画に関しましては、去る6月3日にモデル事業指定を受けまして、現在その策定に着手しているところであります。現在は国のガイドラインに従いまして、旭市の脆弱性の評価に取りかかっておりますが、この脆弱性評価の中で、プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態の一つとして、市役所本庁舎の倒壊による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下を挙げております。

したがいまして、これらの議論の中では市役所本庁の強靱化が当然上がってくることとなります。

ただし、ハード事業における財政措置等につきましては、国も今の時点ではメニュー化さ

れておりませんので、具体的なお答えはできない状況であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、行政改革推進課からは新庁舎建設に関連して公共施設の統廃合というご質問でございましたので、主に各支所に絞りまして、その統廃合という面、その後の取り扱いについてお答え申し上げます。

支所機能につきましては、新しく建設される本庁舎における窓口サービスの方式などと併せて、これからの支所機能についても検討していく必要がございます。

支所庁舎についてですが、現在各支所には、海上支所に教育委員会、飯岡支所に建設課、干潟支所には農水産課及び農業委員会が配置されています。これらの各課は新庁舎へ配置されることが想定されるため、あいた施設等の資産を有効に活用するためにも、新たな活用方針を検討する必要があります。また、その際には各支所庁舎は耐用年数、それから周辺状況も異なるため、それぞれ異なる活用方針となる場合も考えられます。

平成27年度に、全ての公共施設の総合管理計画を策定する予定でございます。ここでは公共施設のうち、ハコモノ施設の統廃合、それから複合化などの有効活用方針について検討していくことになりますので、支所庁舎につきましても、基本的にはこの総合管理計画の方針に基づいて検討していくことになろうと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから2番目に夏期観光について二つほどご質問をいただきました。

お答えさせていただきますと、1点目、今年の観光客の入り込み状況、主なものにつきましてご報告させていただきます。

最初に、海水浴場、海水浴客でございますけれども、本年は7月12日から8月24日まで44日間開設いたしました。矢指ヶ浦海水浴場、ここの入り込み客につきましては1万2,045人、飯岡海水浴場8,258人、合計で2万303名となっております。

その矢指ヶ浦海水浴場の隣で実施しましたあさひ砂の彫刻美術展、これにつきましては7月14日から8月7日までの25日間展示等をしたわけでございますが、主催者発表によりますと来場者の数6万8,200人ということで聞いております。

また、いいおかYOU・遊フェスティバルは7月26日、27日の2日間開催されました。こ

れは12万人の来場者ということで発表してございます。

また、七夕市民まつりは本年8月6日、7日この2日間の開催、2日間で12万7,000人の来場者ということで主催者が発表してございます。

最後に、いいおか荘の隣にあります市営海浜プール、本年4年ぶりに開設させていただきました。天候等もありまして7月19日から8月31日まで40日間開きまして、合計で6,478名の来場者があったわけでございます。1日約160人を超える小・中学生等を主体としまして、来場いただいたわけでございます。

さらに、議員のほうから今後の改善点ということでご質問いただきました。担当課でいつも考えていることにつきましてお話をさせていただきます。

1点目は、どうしてもその砂の彫刻美術展等でよくあるわけですが、イベント開催時の駐車場の確保、これがなかなかできなくて、今まで会場近くの公共の駐車場の利用、さらには民間の所有地の借り上げ等で行っているわけであります。

イベント会場の条件によりましては、今後駐車場から会場までのシャトルバスの運行、これも今後の課題として考えております。

さらに、改善でございますので、1点だけご報告させていただきます。

本年、飯岡の海浜プールを開設したわけですが、思わぬいい好評がありまして、観光協会のご協力をいただきまして、だんご等の中で販売させていただきました。プールが終わってから、あのだんごがおいしかった、どこで売っているのと、そういう好評の声がありました。特にこれからにつきましては、観光と、そういう市内での食事が提供できるような施設との連携とか、そういった面につきまして考えていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より米の価格について（１）、（２）、（３）回答させていただきたいと思います。

最初に、今年の状況についてということで、米の価格について報告させていただきたいと思います。

米の価格につきましては、ＪＡちばみどりの26年産米の状況ですが、当初買い取り価格は1等米1俵当たりでコシヒカリは10,500円、あきたこまち、ふさおとめ、ひとめぼれにつきましては9,500円、ふさこがねが9,200円となっております。昨年と比較しますと、コ

シヒカリは2,900円、あきたこまち、ふさおとめ、ひとめぼれ、ふさこがねは3,600円ほど安くなっている、こういう状況でございます。

続きまして、（２）ホールクroppサイレージ及び飼料用米の受け入れ状況についてということで、回答させていただきます。

ホールクroppサイレージと飼料用米の今年度の取り組みについて、最初にお答えさせていただきたいと思います。

ホールクroppサイレージが、取り組み戸数21人、取り組み面積が23ヘクタールです。昨年度に比べて、取り組み戸数が3人増えまして、取り組み面積も約5ヘクタール増えております。

飼料用米につきましては、取り組み戸数137人、取り組み面積が210ヘクタールという面積になりました。昨年度に比べまして、取り組み戸数が4人増えまして、取り組み面積も約37ヘクタール増となっております。

今年度は、国の政策見直しによりまして、飼料用米の数量払いへの変更がありましたので、国の交付金の手厚くなるなど、取り組みが拡大しております。今年の米の価格の下落を受けまして、来年度はさらに飼料用米への取り組みが増えるものと考えております。

旭市飼料用米利用者協議会に参加している畜産農家につきましては、飼料用米のさらなる受け入れも可能という話を聞いておりますので、受け入れる量については協議会での調整等が必要ということになりますので、今後も経営安定を図っていきたいと思っております。

また、ホールクroppサイレージにつきましても、専用の収穫機械等の整備が肉牛飼養農家で計画されておりますので、稲作農家との連携で今後増えると思われる状況であります。

続きまして、（３）番の新たな支援策の検討についてということでございます。

これにつきましては、農家の方からライスセンターですとか、そういう自分の家の機械等設備を更新したいと。米の価格が下がって困っていると。それで何か更新したいんだけど、何かいい支援策があるかということで言われております。特に、ライスセンター、米を取り巻く状況から、農業者の皆さんが非常に厳しい状況にあるというのは、農水産課でも十分理解しております。ライスセンターの機械を更新整備するためには、新たな支援策については、それぞれ整備した時期も異なりますので、稼働率も違うということで、個々の状況が違っております。これにつきましては、個別に相談を受けまして、国・県の補助金を活用するため、必要に応じて国・県に要望するなどして、市としても対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、4点目の都市計画についてご回答いたします。

（1）県内市の都市計画税の賦課状況についてですが、平成25年度決算で回答いたします。県内37市の中で都市計画税を課税している団体は28市、課税していない団体は9市でございます。課税していない9市の内訳ですが、勝浦市、鴨川市、富津市、浦安市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市の9市でございます。

税率でございますけれども、一番低い団体が0.05%で、ほとんどの団体につきましては0.2%か0.3%の税率となっております。

それから、（3）今後の都市計画税の見通しでございますけれども、都市計画税につきましては目的税でございます。平成25年度の決算見込みで約2億3,900万円の収入がありました。市にとりましては貴重な財源でございます、都市計画税事業を今後も実施していく上で、重要な財源と考えておりますので、市としましては、今後も都市計画税を課税していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、私からは（2）都市計画の見直し状況についてお答えいたします。

都市計画の見直しについては、市の都市計画に関する基本的な方針であります旭市都市計画マスタープランに基づき、平成28年度をめどに作業を行っているところであります。

現在は、区域内の現況を把握する必要があるために、建築物の動態調査や道路調査など必要な調査を、職員により実施しております。また、これらと並行しまして、県都市部局及び農林部局との調整を進める中で、必要な調書等の調査、検討を行っております。

今後は、都市計画見直しに係る詳細な調査や調書等の作成を行い、さらに住民への周知、関係機関との協議等、十分な調整を図りながら、都市計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

1点目の（1）番、まだ発表ができないということではあるんですが、いつごろ公表できるのかなというところをお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） いつごろ建設場所のめどがつくのかというご質問ですが、先にご回答いたしました、建設場所の位置決定については、市民の意見を聞くためのパブリックコメントについて、意見を今取りまとめております。また、市民会議において協議を重ね、今後建設位置についての提案書を提出していただきます。それから、各種意見を参考に、議会へも報告しながら決定していきたい、そんな今、現状でございますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなかはっきりしたお答えがまだ出せないというところで、分かり次第、議会のほうにも報告をお願いしたいと思います。

それでは、（2）番目、先ほど総務課長のほうよりお答えがありましたように、木更津市のように8年間プレハブでというような所もございます。その中で、平成29年度の完成を目指すとの中で、この資材高騰の中でどのくらい差額が出てしまうのかなというふうなことも、概略で構わないので、試算があればお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 予定では、平成29年の完成ということで目指しておりますが、概算でもいいますから金額的にどんな差があるのかというご質問ですが、6月の定例会の滑川議員の一般質問に対しても、現時点では国の基準となる数値や、他市における実績を参考にし、庁舎全体に係る建築費、建物分のみですが、についておよそ50億円と算定しましたとご回答いたしました。現時点では、設計等を行う前段階でございますから、あくまでも参考価格で、それも庁舎本体のみの想定でございます。

よって、今後設計を行う段階になれば、事業費がより具体的になってきます。資材や人件費の高騰等もその中で反映されてくると思いますので、庁舎建設に当たっては必要不可欠な機能を合理的に、コンパクトに配置できるよう考慮し、事業費を抑制できるような形で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなか数字もつかめないということですが、臨時議会で飯岡中学の建設の予算が出ました。海上中学と比べると、坪当たりになると30万円ほど上がっているのではないかなというふうに思っております。

そういうのを踏まえて、かなりの高騰が見込まれるのではないかなと。逆にオリンピックが終わった後になれば、言い方が悪いのかもしれませんが、ある程度たたき放題だということも考えられるのかなというふうなことも思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ご意見ありがとうございます。

今、現時点では現庁舎、この建設が昭和39年と築後50年を経過しておりまして、また耐震性も非常に不足しております。今後考えられる大規模災害等に十分耐え得る状況ではなく、防災機能上も早期完成を目指すというのが、今の私たちの考えでありますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 庁舎建設に当たり、市のほうも建設の基金のほうを積んでおります。約15億円ほどあるのかなというふうに思っております。その15億円が、やはりこの高騰で吹っ飛んでしまうというのは、またちょっと考えることがあるのかなというふうには思うんですが、その辺についてもいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今、飯嶋議員のほうから庁舎整備基金、26年の3月現在で15億円積み立てております。28年度には24億円の積み立てを想定しております。また、この庁舎については、合併特例債、交付税算入率が70%、事業費の95%が対象になりますので、時期がこの資材の高騰の時期にやるのか、そういうものの検討というのは、今後しっかり検討していかなければならないと思いますけれども、この現状の庁舎の状況を見ますと、やはり進んでいくというのが執行部事務職としての考えでございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 分かりましたというふうにお答えするしかないんですが、4回目になっ

てしまったので、じゃ（３）番目のほうに移りたいと思います。

この国土強靱化についても、本日もう２名の議員がこの国土強靱化で質問いたしますので、私はこの庁舎に限ってということで、再質問させていただきたいと思います。

なかなかこの予算、金額ベースのものもなかなか見えないなというお答えがありました。

その中で、この計画の中にやはり県との合同庁舎、またはその防災も含めた防災庁舎などの複合の庁舎というのは、計画として考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 合同庁舎と考えているのかというご質問でございますが、複合的な施設ということは考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○７番（飯嶋正利） この国土強靱化の指定は、旭市にとっても本当に追い風になる事業だと思います。名実ともにこの東総の中核都市というふうになれるような、そんなすばらしい計画を市のほうにも持っていて、この庁舎の建設に当たっていただければありがたいなというふうに思っております。これは答弁は結構です。よろしくお願いいたします。

続いて、（４）番目、建設後の公共施設の統廃合というところで、先ほどご答弁がありました。各支所は老朽化、いろいろな状況があると思うんですね。その中で、確かに窓口的なものも必要だという意見もありますが、印鑑証明や住民票、今銚子あたりはイオンでも取れたりしますので、コンビニでもということもあります。ハコモノをやはり持っていれば持っているほどお金もかかってしまうという中で、やはりなるべく速やかに廃止していくのが正論かなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 確かに、今証明等はいろいろな場所で取れる、それはそのとおりだと思います。ただ、今まだ庁舎はどういう形で窓口サービスをするのか、それは決定していません。具体的に、庁舎の統合という形で行くのであれば、海上支所、飯岡支所、干潟支所、それぞれ考えていく必要があると。それぞれ経過年数が相当違います。ですから、それに応じた形で考えていく必要があるんだろうと。

庁舎の今、実際には場所が決まって、それから基本計画なり基本設計なりになっていくと。

その段階で、じゃその先どうしていくのかというのは、先ほど申し上げましたとおり、公共施設の総合管理計画の中にきちんと位置付けていきたいと考えていますので、もう少し、今この場で決定というのはなかなか難しいのかなと思っています。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 合併して10年ですね、一層の経費の削減に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

大きな2番目、夏期観光について。

先ほど、課長のほうより今年度の入り込み客ということでお聞かせいただきました。これをもう一度、震災前と震災後、今年との比較ということで、もう一度申し訳ないが、数字のほうをお聞かせいただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから震災前と今年の観光客の入り込みの対比ということだと思います。

震災前、平成22年との対比につきまして、ご報告させていただきます。

海水浴客につきましては1万2,869人の減、比率としましては本年、震災前とは61%になっていると、だいぶ減っております。特に、飯岡海水浴場、ここで大きな減となっております。

さらに、砂の彫刻美術展、これにつきましては、震災前と比べますと本年3万7,600人の増ということで、比率としましては223%、約2倍強の人数の人のにぎわいできております。

さらに、YOU・遊フェスティバル、これにつきましては、震災前22年と比べますと約2万人の減、比率は86%になっております。主なものとしては、2日目のビーチバレー、これの入り込み客がだいぶ減っているということで理解しております。

最後に、七夕市民まつり、これにつきましては、震災前と比べますと2万7,000人の増、比率は127%となっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。なかなかV字回復をしないと。

先日の新聞報道にもありましたように、海匝、香取、なかなか観光客が戻ってきていないという中で、なぜこの海水浴に限って、ほかにも若干あるんですが、61%ダウンだというような大きな数字になってしまうのか。心当たりがあるようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 特に海水浴客の減っている主な原因ということだと思います。

今年は、我々もちょっと心配しておりまして、海水浴前に、今年の冷夏、エルニーニョ現象で寒くなるという、そういううわさがあったわけですが、一転開設してみますという天気が続いたと。ただ、8月に入りまして、土曜日曜は台風等の影響でだいぶ減った、一つの原因がここにもあるのかなと。台風の影響で週末、天候に恵まれなかった。それと、一つはレジャーの多様化ということで、いろいろレジャーが海水浴からだいぶ違うほうへ行っているという、そういう部分があるのかなというふうに考えております。

特に近年、海ということで海水浴場はどこですかということよりも、海の近くでバーベキューはできますかみたいな、そういう問い合わせが電話等であります。昔と違った現象かなということで考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 確かに、海で泳ぐというのは少なくなってきたのかなというふうにも思っておりますが、飯岡も矢指ヶ浦もテトラポットを設置いたしまして、砂浜がやはり出過ぎてしまって泳ぐスペースがないというのも一つだと思うんですね。

そういったことに対して、これから対応するということはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 市内に二つの海水浴場があるわけでございます。

先般、あるテレビで九十九里浜がなくなるというようなことで、大きく報道されておりましたけれども、逆に旭市は砂がついて、結果的にはテトラが有効に動いていると。矢指ヶ浦はちょうどいい砂の形で、彫刻美術展もやっているようなそういう状況で、ちょうどすばらしい海岸になっているのかなと。ただ、今議員から言われますように、飯岡海水浴場、海水

浴場としては砂がつき過ぎて、どこで泳いだらいいんですかという部分があります。

そんなことで、現在担当課としましては、来年度に向けて、人工的についたものですので、今県とは打ち合わせしています。人工的に砂を陸のほうへちょっと移動できないか。これは県のほうでも移動ということであれば、どうも許認可いただけるような、今様子ですので、県としっかり協議しながら、人工的に海水浴場を守っていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

（2）番の今後の改善点についてということで、七夕まつりなどは、市民まつりというような名称のように、市民が主役のおまつりではないのかなと。であるなら、やはり旭市全体からいろいろな出店者があるとか。例えば、飯岡、海上、干潟、旧旭もですね、その辺の区長などを回り回りで招待でもして、その中で一体感を出していくというのはいかがでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ご承知のように、今年は七夕市民まつり60回目ということで、大勢の人でにぎわったわけでございます。特に今年は、市が合併して10年を迎える、そういうようなことで、市が一体となったまつりにしようと、そういうようなことで実行委員会でも海上地区、干潟地区、飯岡地区、それぞれ参加していただくということで、各区長にお願いして参加していただいたわけでございます。旭市は一つという、そういうかけ声の中で芸のほうにも参加していただきました。

今ご質問の区長ということですがけれども、毎年今まで区長会の正副会長にご出席いただいて、栈敷席のほうから応援していただきました。本年は特に、七夕飾り付けコンテストの中で、正副の区長、これは干潟、飯岡、海上地区の区長の会長にも入っていただいているわけですがけれども、そういうことで参加いただきました。

議員のほうから、全ての区長ということでは検討したわけですがけれども、実は旭市内全ての区長総勢で156名いらっしゃいます。この方々をお呼びした際にどこに席をつくるか、到底栈敷席は無理だという部分、それと駐車場の問題等もございます。

そんなことで、これについてはちょっと若干無理があるかなと、そういうふうに担当課と

しては考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今私が言ったのは、1年に150人じゃなくて5年に一遍、回り回りでもいいと思うんですね。そういったことも考えていただければありがたいなというふうに思っていました。それは結構です。

例えば、今後の夏期観光で、砂の彫刻などはだいぶ入り込み客も増えているように思います。また、一生懸命やっている皆さん、何か資金を集めるのも大変だという意見も聞いております。今年度の補助金額、また総費用等分かる範囲で結構なので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） すみません、まだ砂の彫刻のほうにつきましては、実行委員会のほうから収支のほうを私は見ていませんので、ちょっとここではお答えできないところでよろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 先ほど、駐車場も私ども質問しようかと思っていたんですが、課長のほうからお答えいただきました。私も何回か行っております。駐車場のほうもかなり手狭です。その辺のところもゆっくり考えていただきたいと思います。

それでは、大きな3番のほうに移らせていただきたいと思います。

今年度の状況ということで、米価は食管法の廃止以来、需給のバランスによって保たれていくのが前提だと思います。米の需要は2001年以降800万トン台を推移して、2012年に781万トンと初めて800万トンを下回り、その後も低下を続けております。

1人当たりの1962年の118キロをピークに、現在56キロと半減しています。価格も先ほどご報告がありましたが、私が若いころ、30年ほど前、コシヒカリは2万3,000円、ほかの早稲品種というのは1万9,000円でした。先ほど言った額より、今現状の単価というのはもう少し下がっているという状況の中で、約30年かけて60%価格が下落したというふうに思っております。そういう中で、やはり一番の問題は米の消費だと思うんですね。

そんな中で、この旭市、学校給食の現状等をお聞かせいただきたい。また、中央病院等での米の扱いについても併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、学校給食での旭市産米の使用状況についてお答えいたします。

旭市では、積極的に地元産米を学校給食に取り入れるとの方針で、地産地消を推進してまいりました。平成25年度に使用した米全てが旭市産となっております。6万7,190キロ、両センター合わせまして6万7,190キロ、2,238万円余り購入しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、中央病院の米の状況でございます。

中央病院につきましては、患者給食用のお米全てにつきまして旭市産を使用しております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 給食のほうもだいぶ使っているということで、今パンも給食にたまにあるということですが、こういったものも、今米粉パンとかということも考えられると思うんですね。そういったものに替えていくという状況。あとこれは、米というのは、もちろん新米を購入しているとは思いますが、その辺も含めてお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 給食の主食の部分でございますが、ご指摘のとおりパンもございますし、それから麺もございます。そしてお米ということで、この三つがほぼローテーションのような形でございますが、比率としては圧倒的にお米の日が多いというような状況でございます。米粉パンについても、それほど多くはありませんが、検討しているところであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院……

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 申し訳ありません。新米かどうかというお尋ねでございますけ

れども、これは全て新米でございます。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 病院につきましても、全て新米のほうを使用してございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 旭市のお米を使っただいて、本当にありがとうございますと言いた
いと思います。今後も一層米の消費の拡大に努力していただければありがたいなというふう
に思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今年度の価格を踏まえて、来年度以降の餌米やホールクロップ、かなりの転換が増えると
予想されます。その受け入れ体制、例えば2倍、3倍という数になった場合、受け入れられ
るのか。また、価格についても今年の米価を踏まえて、かなりの値段が下がってしまうのか、
その辺のところを分かる範囲でお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、今後の状況ということで答えさせていただきたいと思
います。

現在、ホールクロップですとか飼料用米の受け入れを行っている状況ですので、来年のこ
とというのはちょっと、どのくらいまで受け入れられるかということに関しましては、まだ
面積受け入れのトン数ですとか、ちょっと出ない状況ですけれども、各飼料用米受け入れの
畜産農家の方によりますと、まだ受け入れができる状況ということで、その面積が今年度や
ってみないと分からないということです。この収穫が終わりましたら、先ほど申しまし
たように利用者協議会を開きまして、そこでどのくらい来年度受け入れられるのかも一度
確認させていただくと。それで、耕種農家の方にもう一度確認して、どのくらいできるのか
ということで、双方確認させていただきたいというふうに思っておりますので、今のところ
どのくらいまでというのはちょっと出ないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） まだ出ないということですが、餌米の希望者が大量に多くなった場合、
例えばそういうものはどういうふうに振り分けていくのか、例えばですね。枠がもちろんあ
ると思うんですね。その辺のところはいかがですか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 枠ということですが、今のところ今年は飼料用米の面積が210ヘクタール、今うちのほうで考えているのが、倍というのはちょっと難しいかなということで、その範囲内、倍以下という範囲内という形になってしまうんですけれども、そういう形で今考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この米価の価格暴落を踏まえて、その辺のところもしっかり対応していただければありがたいなというふうに思っております。

次に、このならし制度、円滑化事業の加入戸数、また先日の農業新聞によりますと、その他の減反達成者にも補填があると聞きますが、このならし制度、円滑化事業、併せて農家戸数とこの面積等を分かる範囲でお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、収入減少影響緩和対策、これはならし対策と呼ばれるんですけれども、こちらの戸数とおおよその面積ということでございますので、最初に、一番最初から入っております収入減少影響緩和対策、ならし対策に加入している農家は15名でございます。それから、今年度のみの緊急措置といたしまして、円滑化対策ということで、今年度のみ適用されるということになりまして、この特例措置に関しましては、米の直接支払い交付金申請時に円滑化対策の申し込みのなかった61名、これが追加申請という形で該当することになりました。

事前に、申請時に112名の申し込みがありましたので、今年度のみの円滑化対策、ならし円滑化対策ですが、この交付対象者は合計173人になりました。この173人の交付対象面積、これにつきましては約290ヘクタールとなります。

以上でございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（高木寛幸） 全体がですね、全体の中の割合ですと、水田の面積が、農水産課で把握しているのが4,095ヘクタールですので……

すみません、今計算しますので少々お待ちください。

(発言する人あり)

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 申し訳ございません。今計算しますと、7%という形になります。
よろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） すみません、急にちょっと聞いて。7%と、本当に少ないですね。これは今年度の、単年度のたしか対策であったと思うんですが、また来年度以降はT P Pとかも含めて制度が変わるという状況の中でだと思うんですが、やはり7%の人しかこの恩恵に対応できないというような状況、これはどうなのでしょう。これは旭市だけの現象なのか全国的な現象なのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） この飼料用米の扱いは旭市が一番多いございます。県内の中でも旭市が本当に中心になっております。また、この事業に関しましては、畜産農家と生産農家、この割合が受け入れと作る側、ちょうどバランスが合わないとか成立しないという事業でございますので、旭市は畜産農家が多いございますので、ちょうどバランスがいいと言いますか、やりやすいという状況になっておりますので、以上でございます。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） それにしても7%というのは少ないなと。今後こういった万が一のときの事業を皆さんに周知していただいて、とにかくこれは拠出金はなかったですね。入っていればよかったという方もかなりいると思うんですね。そういった面でのお知らせ、今後もしこういったものがあれば、きっちりお知らせしていただきたいと思います。

それでは次の（3）番、新たな支援ということで……

○議長（高橋利彦） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（高橋利彦） それでは再開します。

飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この水田、稲作というのは米を作ることだけではなくて、治水や動植物の生態系にも重要な一翼を担っていると思います。その中で、今年の米の価格は農家の稲作離れの発生に大きな一因となるんじゃないかなというふうに思っております。

この旭市、干潟八万石を抱え、大きな水田地帯です。この中で、やはり耕作放棄地が出ないように、やはり市としても支援していくべきではないかなというふうに思っております。

先ほど課長のほうより、やはりこの一翼を担うライスセンター等の機械更新は非常に厳しい状況にはなっていると思います。その中で、例えば農業振興基金だとか、そういった形で新しい基金の創設はいかがかなというふうにお願いしたんですが、その辺についてお伺いさせていただければありがたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農業振興基金を立ち上げるという考えはないかということですが、農業振興基金立ち上げにつきましては、今のところ基金をつくる考えというのはございません。先ほども申しましたように、国・県の補助金等今後いろいろ出るとありますので、市といたしましてもその状況を注目しながら、農家の方にお知らせさせていただきまして、その都度相談させていただければと思っておりますので、この農業振興基金に関しましては、県内の他自治体の状況を勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな4番目、都市計画についてに移りたいと思います。

（1）先ほど県内の賦課状況というのをお聞きしました。それについて、まずこの都市計画税、この税は目的税であると思います。市民への周知という点で、昨年もお願いいたしました広報ですが、7月の広報では計画地域内の一部に課税されているというような表記でした。これはおとしと変わっておりません。確かに間違いではないと思います。でも逆に言えば、旧旭市の農業振興地域以外の土地、建物全てに課税されているというのも間違いではないと思います。やはり、分かりやすくそのようにしたほうが、どのように課税されているかというのが分かると思うんですね。

それともう一つ、この広報について、この目的税は何の事業に使われたのかということも

広報すべきではないかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） ただいまの議員のご質問ですけれども、前回議員のほうからご指摘がありまして、広報、これは財政のほうで年2回財政事情の公表というのがあるんですが、そこに今までは都市計画税幾らというような内容だけでした。そこに今議員がおっしゃいますように、若干のコメントを入れたというようなことであります。ご指摘のとおり、スペース的な問題もありますけれども、その内容につきましては、やはりもう少し具体的に改善すべきかなというようにことを思っておりますので、なるべくその辺を改善していきたいと思っております。

それから、ホームページのほうですが、前回のご指摘前までは、都市計画税に関しましては、固定資産税と一緒に1行ぐらいの説明書きしかございませんでした。そういうことで、都市計画税の内容を詳しく、ホームページのほうは修正いたしました。さらに、ホームページのほうも広報と同じように分かりやすく、もう少し旭の地域に課税されているという内容が分かるような書き方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） やはり税ですので、やはりきっちりした広報が必要ではないかなというふうに思っております。

昨年的一般質問で、この税に関する税自体を、一時とめてはいかがかなというふうに質問いたしました。その時の答弁に、都市計画地域内の起債額が税より大きいと、だからとめられないという答弁がありました。その考え方は、庁内の統一したお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 税務課のほうとしましては、どういう事業内容にそれが充当されているかというふうなことの範囲ではございませんので、単純に2億4,000万円ほどの税額を充当している場合に、例えば都市計画税関係の事業費が10億円あったとしたら、税務課としては都市計画税が2億4,000万円ほど充てられるという中で、10億円と2億4,000万円を比べれば、税ではとても財源は足りないというような立場でございますので、こういった内容の

事業かというのは、ちょっと担当課のほうからお答えしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 都市計画事業の使い道ということですが、当然都市計画施設の整備に使われております。具体的には都市計画街路、あと公園、あと公共下水道、そういうものに使われております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この都市計画税、旭市には、これは私の生まれる前からあるんですね。いつごろこの税ができて、その時の目的、それとやはり合併して10年、旧旭市の市民にとっては不公平感がだいぶ大きくなっていると思います。その辺のところに対する意見もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 旭市の都市計画税でございますけれども、これは昭和の合併も間もない昭和31年度から課税を行っております。都市計画税は市の貴重な財源でございますので、当初、都市計画事業に要する費用の一部として、主に街路整備事業、公園緑地事業などの整備のために課税したものでございます。

それから、不均衡感でございますけれども、現在、確かに旭地域だけということでございますので、その現状を見ますと確かに不均衡感がございます。税務課のほうとしましては、先ほど都市整備課長がおっしゃいましたように、28年度の見直しということがございますので、その見直し状況によりまして、関係課といろいろ協議した中で、課税をどうするかというような形になるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 次の質問に移りたいと思います。

見直しの状況はというところでお答えいただきました。震災があったり、いろいろな面で遅れ等もあると思うんですが、やはりこの税に対する旧三町の市民の皆さんの抵抗感というのはもちろんあると思います。税ありきでこの見直しを進めるということに対して、都市課として、やはりどのように市民の皆さんと接する中で感じるものがあるのかと、あればお聞

かせいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 都市計画税ありきということでございますけれども、都市課としては、税と都市計画の見直しというのは、当然密接な関係はございますけれども、都市計画をまず進めていくと。それに税も当然ついてくるということでございますけれども、都市計画区域を定めますと、当然用途地域を定めます。用途地域を定めますと、それに合わせて都市計画施設、街路、公園とかを計画し整備していくわけですが、その財源は当然都市計画税が一番大きなものになるわけでございますので、その辺を拡大した場合に、市民の皆さんにどれだけ受益というか、そういうものが受けられるかということを丁寧に説明しながら、都市計画税についてはご理解をいただいきたいというふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 課長のほうも大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の今後の都市計画の見直しということで、現在のこの目的の都市計画事業に対する当初の起債額、この各事業に対して税の充当額、起債残高、これをお知らせいただければありがたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 起債額と起債の残高というご質問ですが、申し訳ありませんが一番初めのころの都市計画事業については、資料がちょっと手元近い所ありませんのでご容赦いただきまして、現在の残額ということでご容赦いただきたいと思います。

平成25年度末で、都市計画事業に関連しました起債の残高は18億円強であります。

それから、事業費ですが、25年までは若干の事業費がありました。下水道への繰出金を含めまして、事業のほうでは3億7,900万円、それから、先ほど申しました起債の償還が1億4,000万円ほどありますので、都市計画絡みの予算、事業費としては5億円を超えているという状況であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今、18億円という額が示されました。その起債の中には、合併特例債などの、後から交付金算入されるものもあると思います。その額を差し引いた額をお示しいた

だきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 残額18億円のうち、合併特例債が13億8,000万円ございます。残としては4億4,000万円ぐらいということになるかと思います。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 4回目になってしまうので、4億円ちょっとなら2年分の税金でいいのかなというふうに思っております。

最後になりますので、道路、公園等の都市計画事業、公共の施設であり、この地域の財産でも持ち物でもないと思います。この地域内の市民だけ税を賦課する。この理由はどんなものでしょうか。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 税の賦課状況でございますけれども、先ほどお答えいたしましたけれども、現状の中では都市計画事業が展開されているということで、条例上は旭地域という形になっておりますので、ちょっとそれ以上の答えを申し上げられませんが、今、回答できないような状況でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○副議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（１０番 伊藤 保 登壇）

○１０番（伊藤 保） １０番議員、公明党、伊藤保。発言の許可が出ましたので質問いたします。

第３回定例会において質問の機会をいただきありがとうございます。

早速質問に入らせていただきます。

防災、減災等に資する国土強靱化基本法が、昨年１２月４日に成立しました。安倍首相を本部長とした国土強靱化推進本部の会合が開かれ、この５月には都道府県、市町村に対する国土強靱化地域計画の策定支援も開始されました。策定モデル調査に係る第一次実施団体に旭市が入っております。

１点目に、この計画の概要について伺います。

２点目、北海道に続いて２番目になっていることを考えると、募集が始まって早い時期に応募したと考えられます。そこで、市としてどのような計画内容をお考えなのか伺います。

続いて、空き家対策について２点伺います。

昨年、第２回定例会で一般質問いたしました、その後研究、検討を含めた進捗状況を伺います。

２点目は、廃屋について。これも今年３月、第１回定例会で質問いたしましたが、その後干潟地区錆木で誰も住んでいない家屋が火災になり、裏手の山林が燃え、鎮火するまでかなりの時間を要しました。

こうした、火災や防犯といった観点から、このまま放置することはできません。現状掌握はどのくらい進んでいるのか伺います。

続いて、防災について２点ほど伺います。

今年は全国的に大雨による大きな災害に見舞われております。この災害の特徴は、記録的短時間の大雨によるものです。旭市でも８月９日から１０日未明にかけて避難勧告が出ました。約３,４００世帯を超える世帯が対象になりました。

１点目、その時の避難勧告の状況について伺います。

２点目に、今年の気象データを見ると、雨量が１時間で１００ミリ以上という、体験したことのないようなことが起きております。西日本各地で起きた降水量を考えると、この旭市で同等のことが起きた場合、大変な災害になると考えられます。

旭市内の雨水は、ほとんどが仁玉川に注いでおります。この平たんな市内全域を考えると、被害が出てもおかしくはありません。

そこで、水害について、仁玉川や新川、そのほかの河川が氾濫した場合、どのような対応をするのか伺います。

続いて、最後の項目、地域包括支援センターの活動について質問いたします。

内閣府が発表した平成25年度版高齢者白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対して、2025年では18%になると予想されています。ひとり暮らしの高齢者が高齢者人口に占める割合は、2025年では男性14.6%、女性22.6%に増加するとされています。

旭市でも超高齢化社会が迫っている今、地域の高齢者支援を充実させていかなければならないものと考えます。

1点目、現在の地域包括支援センターの具体的な活動内容について伺います。

2点目、今後の旭市の次期計画における活動方針を伺います。

以上、4項目8点を質問いたします。再質問は自席で行います。

なお、答弁は明瞭簡潔にお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、1番目の国土強靱化計画についての概要、それと市の計画について併せてお答えいたしたいと思います。

このほど、国のモデル事業実施団体といたしまして採択され、国土強靱化地域計画の策定に着手したところであります。

本計画につきましては、国の国土強靱化基本計画と調和し、より地域の実情に即した、強くしなやかな旭市をつくるための指針となるものです。

モデル事業の公募における現時点での起こってはならない事態といたしましては、一つといたしまして、情報伝達の不確実性による避難行動の遅れや死傷者の発生。

2番目といたしまして、避難道路における通行不能。

3番目といたしまして、不特定多数が集まる施設の倒壊や火災。

四つ目といたしまして、市役所本庁舎の倒壊による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下。

五つ目といたしまして、広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生。

六つ目といたしまして、河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生。

七つ目といたしまして、広域的かつ長期的な市街地の浸水を挙げました。

市の計画の内容につきましては、本計画の策定については国のガイドラインが示されておりまして、これに従って現在作業を進めているところでありますが、本計画の策定方法の特徴といたしましては、地域が持つ脆弱性、弱さを、真っさらの状態から評価することから始めなければなりません。

今現在は、この脆弱性評価の途についたばかりであり、市の計画が具体的にどのようなものになるかは、まだ見えてきておりません。

今後は、学識経験者、国、県を含めた検討委員会を設置いたしまして、策定を進めてまいります。その進捗状況等につきましては、これより議会ごとに詳細を説明していくことと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の空き家対策につきまして、空き家バンクについてお答え申し上げます。

現在、旭市においては、定住促進対策の一つといたしまして、定住促進奨励金の交付を行っております。新たな住宅を取得して転入する者に対しまして50万円を交付するものでありますが、昨年4月の制度創設から現在までに51件の実績がありまして、転入者数といたしましては147名になっております。

このうちの中古物件、いわゆる空き家を購入して転入した者が6件で、転入者数といたしましては14名になっております。

このような中で、近隣で空き家バンク制度を運用している自治体等に、現状について聞き取りを行っているところであります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、2番の（2）廃屋について、現状をどう把握しているかというご質問にお答えいたします。

廃屋は、一般的に空き家等の管理不十分により、防災、防犯、衛生、景観など多岐にわたり周囲に悪影響を及ぼすこととなります。

こうした廃屋については、人口の減少や都市部への集中により、今後増大する傾向にあると思われますが、市内全ての廃屋は掌握しておりません。市として、市民からの相談があった箇所について対応しているのが現状でございます。

3番目の防災について、避難勧告について、ちょっと時間をいただきまして経過を説明したいと思います。

今回、旭市において、初めて避難勧告を発令いたしました。台風11号に伴う避難勧告発令に至った経緯について、詳しくご説明いたします。

まず、台風11号に伴う大雨警報が、10日の午前2時22分に発表されました。その後、午前2時から3時までの1時間で、旭市の雨量が79ミリを記録いたしました。その後、6時31分に、千葉県と気象庁が共同で発表する防災情報、土砂災害警戒情報が発表されました。この発表により旭市として住民の避難所を4か所、総合体育館、海上公民館、飯岡保健福祉センター、干潟支所を確保し、職員を待機させ、7時12分に避難勧告を発令いたしました。

この避難勧告は、地域防災計画に沿って発表したもので、計画では土砂災害警戒情報が発表された場合は避難勧告を行うこととなっております。

避難勧告発令の周知は防災無線で行ったわけですが、早朝ということもあり、住民の皆様には、「土砂災害の危険が高まっていますので、周りの状況に十分注意して避難してください。外が危険と判断した場合は、家の中でより安全な場所に避難しましょう」という内容で周知いたしました。

国の中央防災会議、会長は内閣総理大臣ですが、その通達でも、市町村が行う避難勧告等の発令については、空振りを恐れず、早めに出すことを基本としています。

このたびの避難勧告を発令した後、雨量が少なかったこともあり、避難された方は数名でした。結果的に土砂災害がなかったからよかったものの、避難勧告発令のタイミングなど、よく現状を調査して、今後は対応していきたいと思います。

今回は住民の行動について調査、検証はしませんでした。今後は急傾斜地にお住まいの方々がだぶおります。そういうことで、なぜ勧告を出したにもかかわらず避難しなかったのかなど、そういうものも後で検証を行い、次につなげていきたいと考えております。

3番の(2)水害についての対応でございますが、旭市は農業用水が多く、旭地区や海上地区、干潟地区のほとんどの農業用水が新川に接続しております。

新川には、県が定めた氾濫注意水位2.4メートル、氾濫危険水位3.1メートルが設定されておりますので、それらの水位を参考にして、災害対策本部において協議し、避難準備情報や避難勧告を出す時の参考にしたいと考えております。

また、道路の冠水などにより、一部の家屋が浸水してしまうような地域では、排水整備工事により対策を講じているところです。

今回、水害については、新川の氾濫等をあまり考慮いたしませんでしたが、今後は新川を管轄する県や土地改良区といろいろ協議しまして、土砂災害ハザードマップを更新する際に、水害の関係のシミュレーション、それから水害ハザードマップ等を作成していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、地域包括支援センターの活動についてお答えいたします。

最初に、（１）具体的な活動内容についてでございますが、地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、介護、福祉、保健、医療など、さまざまな面で支援を行うための中核的機関として、高齢者福祉課内に設置しております。

具体的な活動内容といたしましては、大きく五つに分類されます。

一つ目は、総合相談支援業務として、高齢者のさまざまな相談を全て受け止め、民生委員など地域の関係者との連携により、適切な機関やサービスへの紹介や、解決への支援を行っております。また、どのようなサービスを利用したらよいか分からない方等に対しても、その要求に対応できる総合相談窓口としての役割を担っております。

二つ目は、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある方等、権利擁護の観点から支援を行っております。

三つ目は、介護予防ケアマネジメントとして、要支援１、２と認定された方に対して介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスなどを受けられるように調整を図っております。

四つ目は、適切なサービスが提供されるよう地域の介護支援専門員へのサポートとしての相談支援を行っております。

五つ目は、元気な高齢者に向けた介護予防の普及啓発や教室等を行うほか、地域の介護予防活動の支援者に対して講習会等も行っております。

続いて、次期計画における活動方針についてお答えします。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年度をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築の実現を進めております。

本市でも、高齢化の進展とともに、要介護高齢者や認知症高齢者等の増加も見込まれてお

り、地域ケアの推進において中核的な役割を担う機関として、地域包括支援センターの果たす役割がさらに重要となっております。

現在、平成27年度から29年度の3か年の高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画策定に向け計画策定委員会を立ち上げ、協議を行っているところでありますので、地域包括支援センターに期待される役割が十分果たせるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） まだ策定中ということなんですけれども、脆弱性を拾い上げているという段階だという話でございますので、まずこのハード面、いわゆる先ほどお話しされました津波に対しての河川の堤防というよりも水門、そういったものとかのハード面となると思いますが、これにはソフト面というのがあると思うんですけれども、このソフト面はどのようなものなのか伺いたいと思います。どのような対象なのかということです。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） ソフト面、どのようなものが対象ということですが、今国のほうで示されているソフト面の内容を申し上げます。

計画によりますと、ソフト面は農林水産業分野においては、農産物等の流通や加工段階での事業継続計画の構築、またリスクコミュニケーション分野では、国や自治体、国民や事業者との自発的取り組み促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等を挙げております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほど、流通という部分がありました。これは災害に遭ったと想定した時の流通というふうに捉えて考えるんですけれども、この計画というのは、経済面も入るのかなというふうに考えておりますけれども、政策の幅があるような気がするんですね、かなり。この地域計画の中に交付金とか補助金とかの縛りというのは、まだ確定していないのかどうか、それを伺います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この計画には縛りがあるのかというご質問ですが、国土強靱化

地域計画は、地域の実情を考慮して策定するわけです。国の国土強靱化計画に調和した計画でなければならないということになっております。

経済面につきましては、国土強靱化計画対策の特色といたしましては、有事に備えながら平時、普段でも活用できるというような事業に注力することとなります。メインにつきましては、これから提示されることと思います。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 復興計画の中での計画があると思います、旭市には。その中の脆弱性なのかも含めて、そういったことをやるのか。

それともう一点、市が想定している自然災害の脅威というのは、一体どういうものなのかお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 脆弱性とはどういうものかということですが、旭市の復興計画の中では、あくまでも東日本大震災からの復興のための計画でありました。今後のさまざまな自然災害を想定したものではないわけです。

今度の国土強靱化地域計画というものは、地域計画の脆弱性を見出すのではなく、東日本大震災の教訓を踏まえて、大規模な自然災害が発生しても被害を最小に抑える。そして速やかに復興できるような計画を作る予定であります。

なお、この計画策定に当たっては、復興計画に位置付けられたものと重複する部分もあるかと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作） 企画課長、答弁漏れだそうです。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、私ども26項目、その辺の脅威という形で起きてはならないということでやっているのです、何点かご紹介します。

広域にわたる大規模津波の発生及び河川等河口部からの津波流入による多数の死傷者の発生。それから、異常気象等による広域的、長期的な市街地等の浸水。大規模な土砂災害等による多数の死者等の発生。それから、情報伝達等の不備による避難行動の遅れ等で多数の死

傷者等の発生と、この辺が脅威という形で想定しております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 水害も想定しているということですので、次の質問に移らせていただきます。

次の質問、2項目めに入りますけれども、九州の佐賀、それから四国の四万十など、定住してもらおうと必死で、さまざまな取り組みが空き家対策として行われております。

山形では、IT産業の若い方々が古民家を借りて、インターネットのテレビ電話で本社と会議を開き、本社に出向くのは10日に一遍か1か月に一遍ぐらいという、そういったものなのでありますけれども、山形の自然に囲まれた中で過ごしていると、生活しているということですので、いずれも行政が空き家バンク制度を活用して、市のホームページなどで紹介しております。

この旭市も、旭中央病院、24時間救急医療があるのですから、健康の安心、まさに「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市」を宅建業界と提携して、大いにアピールする必要があるのではないかなと、こういうふうに思います。

空き家バンク制度の計画そのものは、計画として持っているのかどうか、考えているのかどうか伺います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 空き家バンク計画は持っているかのご質問にお答えいたします。

現在、旭市におきましては、空き家バンク制度の計画はございません。今後は、市内の空き家の状況等を踏まえながら、さらに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 先ほどまだ持っていないということで、検討させていただきたいということなんですが、前回の質問の内容を見ますと、空き家バンク制度については隣の匝瑳市がやられているということです。それから、空き家改修事業、それと宅建業界との連携を結んだ、そういった住宅確保。いずれにいたしても、旭市も人口減少対策として積極的に取り組んでおりますということです。その辺を我々も聞いたり、それから研究して、ぜひ実現できるものであれば、支援センターですか、そういったような形になればと思っておりますの

で、検討させていただきたいと思いますというふうに回答されております。

年間契約で言うと思いますが、年間契約が成立した時に、これは案ですけれども、リフォーム代の補助や市民税半額免除など、ある程度住みやすくなるような条件を付けなければ来てはくれないと、こういうふうに思っておりますけれども、今回定住促進に補正を組みましたけれども、申し込みが増えたと考えられるんですけれども、空き家バンク制度も同様に、来てみたい人に好条件で、ホームページに好条件を出してホームページで知ってもらうことが必要ではないのかなと、こういうふうに思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今お話がありました空き家バンク制度について、今私どものほうで行っている定住促進奨励金制度、これが空き家などの中古住宅を取得した場合でも対象となっておりますので、空き家の有効利用につながっているものと考えております。旭市のホームページでも、この辺の内容についてはPRを行っているところであります。

今、議員おっしゃるリフォーム代の補助というようなお話があったわけなんですけど、住宅を貸し付ける場合は賃料が家主に入りますので、リフォームは基本的に家主が行うものと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 家主がやるんですけれども、自分たちでもここは直したいという部分が入ってくると思うんですよ。家主がいわゆるこういうふうに要望に沿って直すということではないと考えますので、そういった時に多少でも補助があれば来やすいのかなと、こういうふうに思います。

これは4回目ですよ。

○副議長（平野忠作） 4回目です。

○10番（伊藤 保） 人口が減少する方向に向かっているわけですから、早い時期に立ち上げる必要があるのではないかなと、こういうふうに思いますけれども、中古物件というのは定住促進の場合には購入という形ですけれども、空き家を要するに借りるという部分の政策というのは実際にはないわけですね。ですから、そういった意味で、今空き家があいているということに対しての状況そのものをやらなければいけないと、このように思うんですね。

うまく利活用してもらいたいということですので、ぜひその辺のところをどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、今後の早い時期に空き家バンク制度ということですが、実は8月26日の新聞で、地方の人口減少対策として、今後政府が行う政策が載っています。具体的には、都会から地方へ移住希望者向けの移住先の情報をまとめたデータベースを政府が作るという方針です。このデータベースは居住を希望する地域について、職場や求人、それから住宅状況、それから学校や教育、医療機関や福祉サービス、買い物等の情報を集約いたしまして、全国規模の移住情報を手軽に検索できるというようなものだそうです。

政府はこれに併せて、都市部に移住支援の窓口を設け、移住を希望する方へアドバイスをを行うと、このような政策展開がなされると新聞報道がありました。

政府のこの取り組みにつきましては、2015年、来年になりますが、予算要求に盛り込んでいますので、空き家バンク制度につきましては、この政府の動向を見据えた中で検討していきたいというように思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ早い時期に、実施できるものであれば実施していただきたいし、よく検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、本来であれば空き家、廃屋ですね。本来であれば市単独で空き家条例を作らねばならないと考えているわけですが、とりわけこの廃屋が崩れそうな箇所というのは何か所掌握しているのかお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 空き家条例を作らなければならないと思うが、とりわけ廃屋が何か所あるのか、掌握しているのかというご質問ですが、掌握してございません。

でも、市では現在、廃屋が危険だとか苦情の相談があった場合には、現地を確認して所有者、それから連絡先が判明した場合には、文書とその状況の写真を添付して、持ち主に連絡しております。建物等の適正な対応をお願いしております。

今、相談内容の主なものは、近くの方がさまざまな危険を心配しての相談となっています

が、いかんせん個人の財産であります。所有者が管理することが当たり前のことで、市ができることは限られている状況です。

市からの通知によって所有者等が対応してくれた件数は、平成25年に20件の相談がございました。そのうち、撤去解体等適切に処理されたものは7件でした。

そのほか、特に目立った対策はされていない状況が現状でございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これも前回の議事録を見ますと、計画を立てる前には現状の掌握は必ず必要であるわけですからという文言が入っております。幾つかのパターンがあるはずなんですと。その辺も含めて、まず現状を十分掌握することというのは第一歩でありますという話がありました。これは前回の前総務課長の答弁ですけれども、やはりしっかりとこれやらないといけないと思うんですね。ご近所にもかなり迷惑がかかる状況でありますし、先ほど話しました防災の観点からも、放火とかそういったものも考えられますので、現実には1件起こっておりますので、そういった意味ではしっかりと掌握していただきたいと思います。

通行の妨げになっているのかどうか、また近所に対して被害が及ぶような廃屋というのは、まだ全然掌握されていないということで考えていいのでしょうか。それをお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 伊藤議員のおっしゃるとおり、掌握しておりません。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、ちょっと交通の妨げになるところも何か所かあるように見受けられます。道路の側に倒れた時には大変なことになるので、ぜひその辺のところは掌握していただきたいのと、このように思います。

次の質問ですけれども、この秋、国会で法律が成立すると思いますけれども、もし仮にこの空き家条例なるもの、法律が成立しなかった場合、現状のままにしておくのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 国会のほうで法律が成立しなかった場合、現状のままで旭市として

はいくのかというご質問ですが、旭市としましては関係法令の制定や近隣市町村の動向をうかがいながら、慎重に条例の制定を検討してまいりたいと思います。

実態の把握については、空き家、廃屋、そういうものの定義をしっかりと定め、経費をかけない方法で検討してまいりたいと考えております。

最近の先進地、要するに空き家条例を制定した市町村は県内で10市ほどございます。その条例を制定して対応している状況なんですけど、多くの市では条例を制定していても、多くはお願い段階で応じてくれる、いきなり条例に基づく対応だと関係が悪化する可能性もあり、ちゅうちょしている団体が多いそうでございます。条例を制定して強制執行等を行う場合にはやはり持ち主、そういう廃屋、空き地は持ち主がございまして、そういうところが非常に難しい面もございまして、条例の制定については慎重に制定を行いたいと考えております。

あと、苦情等の対応で、住民の皆様の苦情に対して一生懸命対応していきたいと思います。以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、廃屋の調査等、また近隣の迷惑にかからないような、そういった条例の制定もぜひ行っていただきたいと、このように思います。

やや水害のほう、防災についての避難勧告について再質問させていただきます。

この間の避難勧告では、避難所に3名しか自主避難しなかったという話なんですね。勧告が出た時のヒアリングとかそういった調査というのはまだしていないというお話でした。ですので、このきちっとした調査をぜひやっていただきたいのと、このように思いますが、その辺のところはどうなのでしょう。時間がちょっとたってしまいましたけれども、よろしくをお願いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 急傾斜地の3,400戸の皆さんには、こういう危険箇所の図面をお配りしてございます。黄色く塗った所は土砂災害警戒区域ですよ、赤く塗った所は土砂災害特別警戒区域です。こういう物を各世帯にお配りしてございます。

それと防災マップ、この中にも風水害への備えということで、住民の皆さんはどういう対応をとるかというのも書かれております。そういう周知を主としてやっていかなければならない。やはりある程度、市が災害に対して対応しなければならないことだと思いますが、や

はり自分の身は自分で守るというのが基本的だと思いますので、今後はそういう急傾斜地の危険箇所の所については、検証したりすることも考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 30日でしたっけ、防災訓練がありましたよね。旭市の防災訓練と震災が起きてから、大体津波とか地震というような部分が大きくクローズアップされております。東日本大震災の時もそうでしたけれども、自然の脅威というものを軽視していたこともありまして、そんなにいち早く避難するということがなかったという部分もありまして、犠牲者も出たのかなというふうに思います。

この急傾斜地の崖崩れが起こったときに、人命を守ることが第一ですので、まず自分自身が身を守るというのは当然なんですね。市としてこうした時、マニュアルを今配布しているということですので、この部分をしっかりとやはり住民にお知らせしていかなければならないし、そういう部分ではぜひ、警報が出たという所でヒアリング等々を行いながら、どの辺にどういうふうにしていたのかという部分まで、やはり聞き取り調査等はやっていかなければならないのかなというふうに思いますけれども、その辺再度しつこいようですけれどもお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） やはり調査する、ヒアリング、そういう大げさなことはできないかと思えますけれども、重点的に危険箇所の住民の皆様の中に入り込んで調査するということをはしていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 4点目ですけれども、防災訓練、先ほど地震とか津波がほとんどだというふうにお話ししましたが、急傾斜地域の防災訓練というのも必要ではないかなと考えますけれども、その辺のところはどういうふうにお考えですかを聞きます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 総合防災訓練については、各地区を回り番で行っております。次は干潟地区でございます、一応予定では干潟地区の順番でございます。その干潟地区にある急

傾斜地もございますので、そういう急傾斜地区の避難訓練とか、そういうものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、関係する市民の方々に告知するというのは大事なことで、しっかりと知っておいてもらいたいなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

水害ですけれども、河川が氾濫した時のシミュレーションというのは、まだ行っていないのかお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほども伊藤議員の質問の中で、ちょっとお答えいたしました。次回の防災計画を作る時に、今後県や新川の氾濫、そういうものを想定しながら県土地改良区とも協議しながら、水害のシミュレーションを立てて、水害ハザードマップを作成したり、そういうものにも目を向けて防災計画を改正していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは19年の旭市地域防災計画ということで、後から去年は新しいやつが出ましたけれども、去年のやつはほとんどが津波、それから地震というような、そういったものに対してですけれども、この19年度は災害が起こる前でしたので、詳しくここに載っているんですね。1章の防災予防計画の中に、水害危険区域について、以下の状況の掌握に努め、洪水ハザードマップ等の作成、公表等により周知すると、こういうふうに19年に出ているんですね。あれからもう5年たちましたけれども、まだ作られていないというお話です。ですので、これはここに書いてある以上、早急に作っていただきたいと、このように思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 19年の地域防災計画と25年に作成した地域防災計画の中の、水害の予防対策の第2番目の浸水危険地区の周知ということで、この文言の中にも洪水、そういうものの危険性を周知するために、パンフレットやホームページ等を活用して広報に努めると

ということで、ハザードマップ、そういうものは書いてございませんが、やはり住民に周知することは同じと、そういうふうに努力して周知に努力していきたい、そういうふうな文言ととれますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 飯岡地域の川端町、それから旭市の目那川、あるいはまた各河川があります。仁玉川の例をとってみると、仁玉川は用水路だと思います。いわゆる側溝の許容量というのがありますけれども、側溝の許容量に対して、水が川に注ぐ穴が30ミリぐらいという非常に小さい穴が何か所か見受けられるんですね。ですので、そういったところも確認してもらいながら、しっかりとやっていただきたいなと、このように思ひます。

いわゆる消防署では、水害時にお年寄り、また小さいお子さんたちを乗せるようなボートなどは用意しているのかどうかもお聞きたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 地域防災計画で、水害について、消防署のほうでボートなどを用意しているかというご質問ですが、消防署では水難救助用としてエンジン付きのゴムボート1台を所有しております。船体の全長の長さが4.25メートル、幅が1.75メートルでございます。しっかりしたエンジン付きのゴムボートを所有してございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） あとは、民間と協力して、いわゆるゴムボートとかそういった物を繰り出すというような話だと思います。

次に移らせていただきます。

4点目の、地域支援センターの年間の業務件数と、携わる職員数を教えていただきたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、年間の業務件数と携わる職員数についてお答えいたします。

地域包括支援センターの業務件数につきましては、平成25年度の実績で申し上げますと、訪問、面接、電話を合わせて、実で1,198件、延べで4,711件となっており、相談件数は年々

増加している状況にあります。ちょっと内訳を申し上げますと、高齢者のさまざまな相談や実態把握、高齢者虐待や権利擁護等を行う総合相談支援の件数が延べで1,691件、要支援者へのケアプランの作成等が延べで1,675件などとなっております。

また、介護支援専門員のサポートとしての相談支援が延べ217件、医療機関等関係機関との相談連携業務が延べ1,015件行っております。その他、介護予防の普及啓発事業として、高齢者等を対象とした出前講座を17回、認知症サポーターの普及啓発と地域の支援者を対象とした出前講座等を30回、昨年度は開催いたしました。

携わるセンターの現在の職員数ですが、保健師が3名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名で、合わせて6名の配置となっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高齢者福祉課長をお願いします。

もっとはっきり、大きな声で答弁のほうをよろしくをお願いします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 職員数3名というお話でございました。今後、かなりの勢いで2025年まで高齢者人口が増えてくると思います。そういった中で、職員数がちょっと不足しているのではないかなというふうには思います。

次の質問ですけれども、介護の予防事業はどのような内容のものがあるのか、1点でもいいですので簡単に説明のほうをお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） すみませんでした。

介護予防事業の内容についてお答えいたします。

元気な高齢者を対象としました介護予防事業につきましては、先ほども言いましたように、地域に出向いて実施する出前講座や公民館講座、老人クラブを対象とした若返り健康塾等において、運動機能や口腔機能の向上、認知症予防などの内容により実施しております。

また、介護認定される前の要介護状態となるおそれのある方への介護予防事業につきましては、通所型介護予防事業として、やすらぎ園パワーアップセンターにて、身体機能の維持向上に向けたプログラムが提供されており、身体機能の維持向上に効果が発揮されております。

この事業は、平成25年度の利用実人数で55人、延べ874回の利用となっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 支援センター、大体調べてあります。健康な人を、いわゆる健康な状態でそのままいてもらいたいということで、健康な人を対象に行うという活動だと思います。

それでは、次の質問ですけれども、高齢者や家族などから相談を受けた場合、第三者から直接相談を受けた場合でも対応してくれるのかどうか伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、第三者からの相談にも対応するのかというご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターでは、高齢者、家族などからの相談への対応のほか、地域の民生委員、近所の方や友人など、さまざまな方からの相談も寄せられており、その相談にほとんど応じている状況でございます。今後も同様と考えております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ、第三者、友人、知人、それから近所ですね、最近認知症の方もおりますから、徘徊して困るというような状況もあるので、第三者からの相談にもぜひ乗っていただきたいなと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

先日、東京の新宿区の……

（発言する人あり）

○10番（伊藤 保） 次の質問ですね。次の2番目の質問です。

○副議長（平野忠作） （1）ですか。

○10番（伊藤 保） （2）です。

○副議長（平野忠作） （2）でしょう。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作） 2回目。

○10番（伊藤 保） （2）の2回目だよね。

○副議長（平野忠作） はい。

○10番（伊藤 保） 先日、東京都の新宿区のことをNHKで放送されておりました。地域の高齢者相談所、いわゆるよろず相談というところが映っておりました。

そこには常時相談員がいて、また訪問を専門にしている訪問看護師がいて、周辺の高齢者の見回りをしていたり、そこに来て、高齢者の方が相談するといった、そうした内容のものでございました。かなり、そういったものがあつたんですけれども、これから国が進めようとしている地域包括支援センターについて、最後に伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、国が進めようとしている地域包括ケアシステムではなくて支援センター……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（石毛健一） のことでよろしいでしょうか。国が進めていることでしょうか。

では、包括ケアシステムの質問にお答えします。

本市では、地域の高齢者のさまざまな相談への対応等に対しては、先ほども言いましたように、高齢者福祉課内に設置してある地域包括支援センターが中心的な役割を担っており、多様な相談のワンストップサービスとしての拠点としての機能を果たしております。

地域包括支援システムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの五つを一体的に提供し、支援していくというもので、今後認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、その構築が必要とされています。

国では、地域包括ケアシステムを構築していくために、在宅医療、介護の連携の推進、新たな在宅サービスの創設による介護サービスの充実、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、介護予防への取り組みや生活支援サービスの充実強化、サービスつき高齢者住宅や高齢者の住まいの整備等を進めております。

市における地域包括ケアシステムは、地域全体で高齢者を支えていこうという理念のもとに、自助、互助、共助、公助、それぞれの関係者の参加によって形成されるため、地域ごとの特性や地域のニーズに合ったシステムを構築することになると思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 大変参考になりました。ぜひ、私も還暦を迎えましたのですけれども、

高齢者の仲間入りにもうすぐなるわけでございますけれども、こういった地域包括ケアシステムですか、支援ケアシステム、そういったものがぜひ各地域に展開できれば、地域のお年寄りも安心して住めると思いますのでよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 30 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（高橋利彦） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2 番 高橋秀典 登壇）

○2 番（高橋秀典） 議席番号 2 番、高橋秀典でございます。平成 26 年第 3 回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

初めに、広島市での土砂災害により 72 名の尊い命が犠牲になったことに対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、地域防災の重要性を改めて深く認識するものであります。

今回大きく 5 項目の質問をさせていただきますが、そのうち 3 項目は防災関連の質問となっております。

それではまず 1 項目めとして、全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。

今年 4 月、全国の小 6、中 3 を対象に、いわゆる学力テストと生活や学習状況に関する調査が実施されました。全国の児童・生徒の学力や学習状況を把握するために今回の調査が行われたわけですが、この調査結果が分析される中で、教育及び教育施策の成果と課題が明らかになり、そうした結果の検証から、また改善につなげていくという検証、改善のサイクルを確立することが大きな目的であろうかと思います。

そうした本来の目的に照らした時、結果の公表に当たっては、学校の序列化につながるよ

うな順位発表はすべきではないと考えます。しかしながら、旭市における教育課題を明確にし、学校教育のみならず、家庭教育においてもその課題を共有することは必要であるかと考えます。特に今回の調査では、子ども達の携帯やスマートフォンの使用状況や、いじめ問題に対する意識、地域社会とのつながりなど多岐にわたる生活面での調査が行われており、現在の子ども達の状況を知る上で大きな手がかりになると思います。

そこで2点お伺いいたします。

まず、本年度の学力調査において旭市全体での結果はどうであったのか、平均正答率を国、県の平均値と比較してお示しいただきたいと思います。また、先ほど申し上げました教育課題の共有という観点から、今後この調査結果がどのように分析、また活用される予定になっているのかをお伺いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの練習合宿等の招致に関してお伺いいたします。

3月議会におきまして質問させていただいた際、市長より招致委員会を発足する旨のご答弁をいただきました。発足に向けて、その後、どのように進んでいるのか、現状についてお伺いいたします。

また、県においては東京オリンピック・パラリンピック千葉推進本部を設置して、オール千葉体制で推進していくということですが、千葉市、成田市のほか、鴨川市や山武市などでも招致活動がいよいよ本格化しております。そんな中、旭市としては現状どのような見通しであるのか、お伺いいたします。

続きまして、ここからは全て防災関連の質問となります。

まず、先ほど先輩議員からもありましたが、国土強靱化地域計画策定モデル調査に関してでございます。私からは、この国土強靱化地域計画が一体どのようなものであるのか、一般には分かりにくい部分もありますので、今後どのように進んでいくのか、その工程と併せてご説明いただければと思います。

また、モデル地域になったことで現在の基本計画や復興計画に影響があるのか、現行計画との整合性についてお伺いいたします。

また、この国土強靱化を実効あるものにするには、民間事業者の方々や、地域における自助、共助、不可欠であると考えます。ここからは、そのような観点から質問させていただきます。

まず、災害協定について2点お伺いいたします。旭市では、災害時の物資の供給や各種役務の提供等について、民間事業者の方々といわゆる災害協定を締結しておりますが、まず

はその現状についてお伺いいたします。

また、他の自治体と相互応援協定を締結しておりますが、そちらについても現状をお伺いいたします。

次に、自主防災組織についてお伺いいたします。

旭市地域防災計画に、市内各地域における自主防災組織の育成がうたわれております。それによれば「地域の自主防災組織を育成し、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図りながら、被災経験を風化させないための避難訓練を繰り返し実施する」また「防災対策に係る知識の習得に努め、日頃から非常時に備えた準備を行う」とあります。

また、防災用の資材機材等の購入を補助する、自主防災組織補助金交付要綱が4月より施行されております。

そんな中2点お伺いいたします

現時点において当補助金の交付、また申請の状況はどのようなになっているのでしょうか。

また、各地区によって状況は異なると思いますが、やはり新たな組織の立ち上げというのは非常にエネルギーを必要とするものであり、地域の機運が高まった時に一気に呵成に仕組みを整えなければならないということもあるかと思います。資機材の調達だけでなく、会議や勉強会、研修といったものも必要になってくるのではないかと思います。

そこでもう1点お伺いします。自主防災組織の設立及びその後の育成支援に関してどうお考えでしょうか。

質問は以上でございます。再質問は自席にて行わせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、オリンピック・パラリンピックの練習招致についてということで、お答えしたいと思います。

去る3月の議会に、確かに早く招致委員会、そういったものを作り上げて、オリンピック・パラリンピックの練習場を提供したいというような思い、私も県に先駆けてやりたいというような思いの中で、そう答弁したわけでありましてけれども、その後いろんな方々に相談したり、県に行ったり、体育協会や周辺自治体、そういった部分での話し合いの中で、いろ

いろな部分で努力はしているわけでありまして、まずは庁内でその招致委員会を結成しようと、私をトップとしまして、そういった関係団体、体育協会あるいはまた個々の協会、そういった部分を巻き込んだ招致委員会を、正式に年内に組織をして、その練習場招致を働きかけていきたい。これまでいろいろな方々との話の中で、果たして旭市としてどういった練習場を提供できるのかなと、そしてまたそれらについて本当に環境が整っているのかなと、そんなようなことも十分いろいろこれまで検討してきたわけでありまして、その足りない部分を議会の皆さん方の了解をもらいながら補充していく、環境を整えていくというような方向で、これから進みたいと思いますので、皆さん方の応援をひとつよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について、お答えいたします。

この調査のうち、教科に関する調査は国語と算数・数学の2教科において、知識に関するA問題と、活用に関するB問題によって構成されております。小学校6年生及び中学校3年生を対象に本年4月に実施され、先月25日にその結果が公表されたところです。

教科に関する調査結果を平均正答率で見ますと、これは公立小・中学校の値となりますけれども、小学校については、国語Aは全国が72.9%、県が75.8%、国語Bは全国が55.5%、県が55.5%、算数Aは全国が78.1%、県が78.2%、算数Bは全国が58.2%、県が58.8%。続いて中学校につきましては、国語Aは全国が79.4%、県が79.8%、国語Bは全国が51.0%、県が51.7%、数学Aは全国が67.4%、県が66.7%、数学Bは全国が59.8%、県が60.1%となっております。

次に、旭市の結果についてですが、国語A、B及び算数・数学A、Bを合わせた平均値で小学校では全国平均に比べ、マイナス0.7ポイント、中学校ではマイナス1.2ポイントと、全国平均をわずかに下回ったものの、ほぼ平均に近い水準となりました。また、昨年度の調査結果との比較で見ますと、小学校、中学校ともに、平均正答率が改善され、全国平均との差が縮まる結果となりました。

次に、全国学力・学習状況調査結果の今後の分析、活用予定についてお答えします。

この調査は、教科に関する学力調査と、子どもの生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の二つからなっています。

まず、教科に関する学力調査については、教育委員会として、知識に関するA問題と、活用に関するB問題のそれぞれについて設問ごとに課題を分析するなど、市全体の傾向をまとめるとともにその傾向に基づきまして、例えば1時間の授業の狙いを明確にする、多様な考えを出し合う場を保证するといった指導改善に向けたポイントについて、学校訪問や教員各層を対象とした研修会、他の学校の授業研究会への相互参観等を通じて、指導してまいりたいと考えております。

また、各学校に対しては、自校の調査結果の分析と、学力向上に向けた今後の取り組みについて検討させるとともに、教育委員会としても学校ごとの学力の状況についても調査を進め、学力向上に有効と思われる取り組みについては、他校の参考となるよう紹介をしてまいりたいと考えております。

もう一つ、子どもの生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の結果については、これまでも、例えば朝食や睡眠時間の確保等の基本的な生活習慣の確立と学力の関係、家庭学習や読書習慣と学力の関係、家庭でのコミュニケーションと学力の関係などが指摘されていることから、市内の子どもたちの生活習慣、学習環境等の状況について分析し、家庭に対しても必要な啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうからは大きな質問の2番目、オリンピック・パラリンピック練習招致についての（2）、招致の現状と見通しについてということと、3番目の国土強靱化地域計画策定モデル調査についての1番と2番をお答えさせていただきます。

まず、オリンピック・パラリンピックの練習招致の現状見込みということですが、現在は千葉県の全県的な取り組みの中で、旭市が寄与できる部分を連絡調整を図りながら、検討しているところであります。

千葉県には複数の国からさまざまな問い合わせがあると聞いております。成田空港への近接性という旭市の強みを踏まえた上で、今後はさらに県と調整を密にしながら、積極的な招致を図っていきたいと考えております。

続きまして、国土強靱化のモデル調査の概要についてお答え申し上げます。

本事業はモデルに指定された自治体が、国の策定ガイドラインに基づき、どのようにその地域計画を策定していくかという過程を、内閣官房が全国に発信、紹介、後に続く自治体の

地域計画策定の指針とすることを目的として、実施されるものであります。

具体的な国のサポートに関しましては、まず、コンサルタントの派遣がございます。2番目として、国の国土強靱化基本計画を踏まえた技術的な助言をしていただけます。3番目として、専門家の派遣等となっております。

旭市としまして、これらのサポートを得た上で、より合理的な地域計画を策定できるものと考え、本モデル事業に応募し、採択されたところであります。

次に、基本計画、復興計画への影響ということでお答え申し上げます。

旭市の基本計画に関しましては、現計画が平成28年度いっぱいをもって、期間を終了いたします。また、復興計画に関しましては、平成27年度いっぱいをもって、その計画期間が終了いたします。

これらの影響ということですが、まず、復興計画に関しましては、私どもとしまして、国土強靱化地域計画を復興計画での考え方を前進させ、大規模災害時に起こってはならないことを想定した上で、備えの強化と捉えていますので、現復興計画に影響を与えるというものではないと考えております。

基本計画に関しましては、平成29年度から次期基本計画を、国土強靱化地域計画に整合性を持たせたものとしたいというように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋議員の質問の中の大きな4番、災害協定について、大きな5番、自主防災組織についてお答えいたします。

まず、4番の災害協定についての中、民間事業者との災害協定はどうなっているのかというご質問ですが、災害協定を締結している一般の事業所は23件ございます。主な締結先としては、旭市建設業災害対策協力会、イオンジャスコ旭店、利根コカ・コーラボトリング、カインズ、千葉県トラック協会海匝支部等がございます。直近では、平成26年4月11日に、伊藤園と災害協定を締結いたしました。

次に、自治体間の応援協定についてですが、自治体間の災害時相互応援協定についてお答えいたします。

姉妹都市である長野県茅野市や、茨城県の旧旭村であります鉾田市と災害時相互応援協定を結んでおります。そのほか、千葉県を含め県内全市町村と、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定を平成8年2月23日に締結しております。

応援協定を結んだ自治体とは、普段から親しくお付き合いをしていくことが大事だと考えております。

大きな5番、自主防災組織についての中の（１）今の自主防災組織の現状はどうなっているのか、また補助金の申請はあるのかというご質問ですが、自主防災組織の結成や活動を推進するため、区長会の総会や市の広報等で周知をいたしました。問い合わせはあるものの、補助金の申請はまだない状態です。今後もさらに推進をしてまいりたいと思います。

また、自主防災組織で会議や勉強会を開く時には、市として協力いたしますので、ぜひご相談をいただきたいと思います。

次に、（２）の自主防災組織の設立及びその後の育成支援に関してどうお考えかというご質問ですが、市の補助金の対象となる自主防災組織は、市内の区や自治会または複数の区等で作る団体が対象となります。市ではこのような区や自治会を単位として、自主防災組織の結成及び活動を推進しております。

大規模な災害が発生した時に、災害の拡大を防ぐためには、消防や警察、自衛隊、市町村の対応、いわゆる公助だけでは限界があり、早急に実効性のある対応をとることが難しい場合もあるため、普段から顔を合わせている地域の人々がお互い協力しあいながら、自主的な防災活動に取り組むこと、いわゆる共助が必要であります。地域の中で、お互い協力しあう体制を作るためにも、自主防災組織の結成は重要であると考えております。自主防災組織の結成に当たっては、市のほうへご相談いただきたいと思います。

また、自主防災組織で使用する防災用資機材等の購入には市の補助金がありますので、こちらも併せてご相談、ご利用いただきたいと思います。

一番大切なのは、住民一人一人が、自分の身は自分で守るという自助の精神、意識、そして自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識を持ってもらうことです。

市では今後もより多くの地区から相談に来てくださるよう周知したいと考えております。
以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に移りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、全国学力・学習状況調査に関してでございますが、平均点に関してお示しいただきました。ありがとうございます。前年度より全国平均は若干下回っているものの、前年度よりは向上しているということで承りました。

ところで、学力に関して旭市にはどのような傾向、あるいは課題が見られるのでしょうか。
現時点で分かる範囲内でお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、旭市の学力の傾向につきまして、現時点で分かる概要についてお答えします。

まず、全体的な傾向としまして、国語と算数・数学の平均正答率は知識に関するA問題よりも活用に関するB問題のほうが低く、旭市においても全国の傾向と同様の状況にあります。

次に、正答数の分布で見ますと、小学校では全国の傾向と比較しまして、知識に関する国語のA問題で正答率の高い上位の児童が多いのに対し、活用に関するB問題では、国語、算数ともに下位の児童の割合がやや多い状況でした。

中学校では、国語、数学ともに全国平均に届かない生徒の割合がやや多い状況が見られ、そのうち知識に関する数学Aにおいては、正答率が9割を超える成績上位の生徒が少ない傾向にあります。今後さらに設問ごとですとか、領域ごとの分析を進めまして、旭市の学力の傾向を明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ご答弁ありがとうございます。

課題がこれから明確になってくるのかなと思いますが、学習意欲、あるいは学習習慣といったものは、個人差はあると思いますが、子どもが将来にわたって夢や目標を持った時に、それを実現させるためには最低限の基礎的学力といったものが必要になってくるかなと思います。

知識の応用、活用もちろん大切ではありますが、公教育の責務としては、基礎学力に関して格差が極力出ないようにすることが望ましいと考えます。全体の基礎学力の向上のために現在どのような対策をとっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、全体の基礎学力の向上のために現在の対策についてということでございますが、お答えさせていただきます。

これまで教育委員会では基礎学力の向上を図るため、教諭補助員の市内全20校への配置や、

県教委から配置された加配教員、学習サポーターの活用に取り組みまして、算数・数学を中心にした習熟の程度に応じた少人数指導、チーム・ティーチングによる児童・生徒の学習状況に応じたきめ細かな指導の推進をまいりました。

また、各学校においては、学力向上推進委員会を設けて、学力向上対策について検討しているところですが、例えば1時間目が始まる前の朝の時間に漢字や計算などのドリル学習や、学校で行う検定などを用意しまして、基礎学力の定着に向けた繰り返し学習の時間帯を設けたり、学習内容の区切りごとに小テストを行うことで、知識の確実な定着につなげたり、また、理解が難しかった児童・生徒に対しましては、放課後や休み時間を利用して、随時個別に指導するなどの取り組みを行っているところです。

さらに、基礎学力を含めた学力の向上には、子ども自身が自ら学ぶ意欲を持ち、自分の課題を明らかにして、粘り強く学習に取り組む姿勢も大切ではないかと考えております。教育委員会では平成22年度から、「テレビっ子から学びっ子」を合い言葉に、学年に応じた目標時間を設定し、家庭学習の習慣化を呼びかけてまいりました。年2回行う実態調査では、年々学習時間が増加しています。今後とも家庭と協力して、内容の一層の充実を図るとともに、子どもが自分の取り組んだ学習について自ら振り返られるような学習の進め方などについて検討し、その充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

子どもにとって普段の学習が、やはり目に見えて結果につながってくれば、またそれが学習意欲にもつながってくるのかと思います。さらなる学力向上によりしく願いたいと思います。

それでは、次の調査結果の活用についてお尋ねいたします。

ほかの市においては調査結果を独自に分析し、またそこから見える教育課題を家庭と共有するというような例もございます。家庭教育の啓発のためにも、保護者向けの今回の分析結果のレポートをお願いできればと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学力向上、学習習慣の確立のためには、家庭での過ごし方ですとか学習環境づくりなど、保護者の理解と協力は欠くことのできないものだと考えています。

とりわけ自立心が未発達な小学生に対しては、望ましい生活習慣の確立や、学習環境づくりが重要であると考えます。

今回の学習状況に関する調査では、朝食をとっているか、毎日同じぐらいの時刻に寝ているかといった家庭での基本的な生活習慣の調査に加えて、家庭や学習塾等での授業以外の場での学習時間、テレビの視聴時間、テレビゲームの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする時間といった子どもとメディアとの関係についての調査も行われました。

文部科学省のまとめによれば、教科の平均正答率が高い児童・生徒ほど、朝食を毎日食べる、学校の授業以外での学習時間が長い、携帯電話やスマートフォンの利用時間が短いといった傾向が指摘され、学力と家庭での過ごし方に一定の関係があることが指摘されています。

旭市においては、家で学校の授業の予習や復習をするかという質問に対しまして、している、どちらかといえばしているといった肯定的な回答の割合が、全国平均に比べて高い状況にあるものの、家庭や学習塾等の授業以外の場で、例えば1日当たり2時間以上学習する児童・生徒の割合が全国平均に比べて低いこと、また、小学生においてはテレビやゲーム、スマートフォン等に充てる時間が、全国平均に比べて長いといった傾向があることが分かりました。

学力の向上には、児童・生徒の家庭での過ごし方も大変重要であることは言うまでもありません。そのため教育委員会では、学力向上対策の取り組みの一つとして、今回の調査結果を踏まえた学習面での対策に加えて、テレビやテレビゲーム、スマートフォンといったメディアとの関係などについて取り上げた、家庭教育啓発のためのパンフレットを作成する予定でございまして、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございました。

非常に学力とまた生活状況との関連性、相関関係というのは、何となくそれはそうだと分かってはいても、やはりそういったデータで示していただけると、やはり生活の改善、また家庭での生活状況を見直すこと、家庭学習を強化すること、いろいろ見えてくることもございます。ぜひ、明確なレポートとして、家庭と共有していただければと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望でございます。

次に、オリンピック・パラリンピックの練習招致についてお伺いいたします。

このオリンピック・パラリンピック関連に関しては大きく一括して再質問させていただきます。

まず、県の示す方向性の中で調整ということなのかと理解しますが、先んずれば制するという例もございます。実際鴨川市では、早くから車椅子バスケットなど、パラリンピックに、これは目標を絞って誘致を進め、9月の補正予算で合宿招致に向けた補助費、あるいは車椅子ロードレースの大会開催費や施設整備費などを計上しております。正直申し上げて、ちょっと出遅れてしまったのかなという思いがございます。

県のほうでもキャンプ候補地の調査に係る業務委託が内定して、年度内にも国内外向けのプロモーションの基盤が整うようでございます。招致活動そのものが市のPRやスポーツ振興の一助にもなると思います。

先の全日本陸上選手権大会、そちらで走り幅跳びで優勝した旭二中の杉村さんですか、そのような本気で五輪を目指しているような子どもたちもおります。彼らの夢や目標の実現を力づけるという意味でも、場合によっては近隣市との協力のもと、さらにぜひ迅速かつ強力に推進していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（石嶋幸衛） それでは、現在直接競技を招致しているところではございませんが、市として今行っているものとして、卓球競技は旭市で開催しております。本年7月には、7月20日から27日まで、日独、ドイツとの交流卓球、8月には千葉県の夏季中学生卓球大会、それと先週ですが、9月5日から7日まで6日間、世界ジュニア男子日本代表選考会、こういったものを総合体育館で開催しております。これは日本卓球協会、千葉県卓球連盟、市の体育協会等のお力をお借りしながら開催しているところです。

今後も、体育協会など団体にも相談しながら、これからも競技の招致について進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

ぜひ、強力に推進していただければなと心から願う次第です。

続きまして、続けてですが、この夏、青森から東京まで15日間かけて、東日本大震災の被災地をリレーするという「未来(あした)への道・1000km縦断リレー」、こちらが開催され、

旭市も中継地点となりました。このコースがそのまま聖火リレーのコースにという声もあるようですが、その点に関しまして何か情報がございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（石嶋幸衛） それでは、聖火リレーのコースに関して何か情報はあるかということでございますが、1000km縦断リレーは、新聞報道等にもございますように、東京都並びに東京都スポーツ文化事業団が主催となりまして、この目的を東日本大震災の風化を防止、それと2020年、オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレーを視野に入れたルートを走る、3番目といたしまして全国と被災地とのきずなを深めることとしております。

また、このリレーは2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで開催されると聞いております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、そのコースに指定されるように期待するところですが、続きまして質問させていただきます。

練習招致の実際の会場ですが、やはり東総運動場と総合体育館ということになるのかと思いますが、総合体育館についてはかねてから指摘もあるように、アリーナに空調がないという状態でございます。実際に、先日ある大会で1日体育館の中のほうにいたんですが、やはり夏場は閉め切っていると、とても熱気で物すごい暑さになります。通常の体育館であれば空調というのは望まなくてもいいかもしれませんが、例えば競技によっては、高校生以上の全国大会などですと、空調施設が施設要件として必須になってくるということも聞いております。単に市民体育館としてということでしたら、十分に素晴らしいものだと思うのですが、今後大きな大会や国際チームの練習招致と、そういったスポーツプロモーションを進めていくとなれば、これはぜひ検討すべきことではないのかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 体育館の空調施設についてでありますけれども、つい先日まで世界ジュニア選手権大会の日本代表選考会、男子がありました。外よりも中のほうが暑いというような、私も3日間応援に行ったわけでありますけれども、そんな状況がありまして、日本卓球協会、県の卓球連盟、役員の皆さん方、全部来ておりまして、そのところで話し合いをした

わけでありますけれども、オリンピックの練習場を招致するというのであれば、やはり空調はぜひやってもらわなければ困るというようなことを言われました。

冒頭申し上げましたように、そういったことについて議会の皆さん方の理解をいただければ、その体育館にも空調、そういった部分を、今その見積もりを体育振興課のほうでとらせているところでありますので、具体的にこれから動くか動かないか、検討していきたいと、そのように思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

非常にご期待申し上げるところでございますが、非常に今後スポーツプロモーション、スポーツ振興の上でも、一つ大きな、東総地域全体での拠点の一つになるのかなと思いますので、ぜひ進めていただけたらなというふうに思う次第です。

また、オリンピック・パラリンピックは、2020年だけが唯一のゴールということではなくて、むしろそこに至るまでの招致活動ですとか、あるいはスポーツ振興の中で、その後に残る、今おっしゃいました体育館の改装を含め、有形、無形の財産を作っていくこと、例えば、パラリンピックの練習招致活動をとおして、障害者スポーツへの理解が深まることですとか、そういったことも大切なのかなというふうに思います。

ぜひこのチャンスを旭市の活性化のために最大限生かしていただけますようお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。国土強靱化地域計画策定モデル調査についてでございます。

国のガイドラインによれば、地域防災計画はもとより、行政全般における既存の総合的な計画よりも上位に位置付けられるものとされています。旭市においてもこれは総合計画や復興計画等の上位計画になると考えてよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） お答え申し上げます。

国土強靱化地域計画に関しましては、既存の、またあるいはこれから策定される各種計画の上位に位置する、いわゆるアンブレラ計画となります。したがって国土強靱化政策の推進に限っては、市のあらゆる計画の上位に位置されることとなります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、非常に重要な計画であるということを、ただいま認識いたしました。現在庁内において審議が進められているとのことですが、今後の策定に当たって、民間事業者の方々や、あるいは市民の意見を十分に反映させていくべきかと思いますが、その点に関してはどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 計画策定に当たりましては、旭市国土強靱化地域計画検討委員会を組織して推進していく考えでおります。この委員会の構成に関しましては、学識経験者、それから各種団体の代表者、関係行政機関の職員とともに、公募の2人を含む市民代表4人の委嘱も内定しております。計画策定に当たりましては、市民の意見を反映させていく考えでおります。
以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 続きましてお伺いいたします。

旭市自身の強靱化というのはもちろんですが、旭市自身が被害が軽微であって、他の地域の支援に回らなければならないというような事態というのも想定できるのかなと思います。例えば首都直下型地震、その時に、仮に都市部が壊滅的な打撃をこうむったというような事態に陥った際、食料供給基地としての機能、あるいはまた中央病院の災害拠点病院としての機能等を考えると、旭市が果たすべきその時の役割というのは、非常に大きいのではないかなというふうに思います。とすると銚子連絡道の早期実現等、都市部からのアクセスを強化すべきといったような考え方も出てくるのではないかと思います。

本計画ではそのような他地域に対して旭市の果たすべき役割といったものも、その強化といったものも地域強靱化プランの範疇に入ってくるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 国土強靱化地域計画の策定に関しましては、現在旭市の脆弱性の評価に取りかかっているところであります。しかしながら、旭市には弱さもあれば、他に誇れる強みもありますので、これらの点につきましては、策定に当たり、国土強靱化に寄与すべき旭市の特質として、配慮してまいります。

具体的な旭市の強みにつきましては、議員のおっしゃるように食料供給機能、それから旭中央病院の存在を想定しているとともに、先の東日本大震災の被災経験によるさまざまな教訓を生かした地域の強靱性の発揮という３点を挙げております。

これらの強みを念頭に、本計画の策定におきましては、他地域に対して旭市の果たすべき役割について検証し、より広範な旭市の備えを図るということが当然視野に入ってくるものと思われまふ。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） ありがとうございます。

10年、20年さらにまた先を見据えた、旭市のいわばグランドデザインということになるのかと思いますので、ぜひ市民の皆さんの声を取り入れ、また、これからの子どもたちに何を残していくのかという観点から、計画が策定されることを望みます。

次の質問に移らせていただきます。災害協定に関して、再質問させていただきます。

まず、民間事業者の方々との災害協定でございますが、東日本大震災の折には、実際にどのように機能したのか、その評価も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今回の東日本大震災で、災害協定がどのように機能したかというご質問ですが、一番顕著なのは、旭市建設業災害対策協力会との災害時応急工事等の協力に関する業務協定でございます。この協定により、震災の翌日から道路等に散乱する災害瓦れき等の撤去及び運搬に当たっていただきました。大変迅速に行っていただきました。

また、市内社会福祉法人との災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定により福祉避難所を指定し、通常の避難所では対応できない高齢者等の避難者を受け入れていただきました。

また、食料品や日用生活品等についても、姉妹都市の茅野市やイオンジャスコ旭店等々の各協定先から物資等の供給を受けております。

これらの協定により、旭市では一番早く復旧が進み、被災者の健康や生活が確保できたと感じております。大変感謝いたしております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。非常に既存の災害協定も、実際の震災の際に機能していたということでお伺いいたしました。

まさに強靱化に当たって、ソフト部分としてこういった災害協定の拡充というのは必須なのかなというふうに思いますけれども、今後こういった民間事業者の方々との協定の拡充については、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 今後民間事業者との災害協定の拡充をどう考えるかというご質問ですが、南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震が懸念される中、本市においてもまた、甚大な被害を受けないとも限りません。そうした中で大規模災害の発生に備え、平時から協力体制を整備するに当たり、他の自治体や民間事業所との災害協定の拡充を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

ところで、非常時の際、物資の供給の確保も大切だと思いますが、例えば震災の時に、実際店舗によっては水や食料品が、その日のうちに売り場から消えてしまったというような例もございます。有事の際に流通が回復するまでの間、いわば買い占め防止のために販売数量等の制限をお願いする、協力をお願いする等の必要もあるのかなと思いますけれども、その点はいかがでしょう。これは私権の制限ということにもなりますので、当然前もって協定等を結んでおくことが必要になると思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 買い占め防止等については、今後民間事業所と協定を締結する場合には、働きかけを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

では、他の自治体との相互応援協定について再質問させていただきます。

今回の震災でも福島県等から市内あるいは近隣市に避難してきたという方も少なくはあり

ませんでした。いざという時に、避難者受け入れに関する取り決めがあれば、スムーズにいったであろうというケースもあるのではないかと思います。現状、相互応援協定にはそのような避難者受け入れに関する項目はございますのでしょうか。お願いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 被災者の受け入れについて協定に入っているかというご質問ですが、先ほど申し上げました茅野市、鉾田市との災害応援協定の中には、被災者を一時収容するための施設の提供とうたわれております。今後も他の市町村と締結する相互応援協定においても、被災者の受け入れについて考慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） これはもちろん、起きないにこしたことはないわけですが、例えば先ほど申し上げました首都圏の直下型地震等を想定した際に、相当数の都市部からの避難者といったものが出るのかなと思います。今後、都市部の自治体との応援協定を締結する際というのは、そういったいわば疎開協定のような、そういった項目というのでも検討すべきではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 疎開協定という項目も検討すべきということですが、茅野市や鉾田市との災害時相互応援協定にも被災者を一時収容するための施設の提供とありますので、首都圏の自治体と相互応援協定を結ぶ時には、相互の受け入れについて協議したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

続きまして、自主防災組織について再質問させていただきます。

補助金の申請の状況については、今のところゼロということで了解いたしました。

先ほど伊藤議員の質疑にもありましたけれども、先の避難勧告の際に、やはり自主防災組織というものがあれば、住民同士が声をかけあって避難所へというようなことも考えられたのかなというふうに、これは想像ですが思う次第です。

やはり自主防災組織というものは非常に大切であり、また迅速に各地域において結成されるべきかなというふうに思いますが、やはりこういった新しい組織、立ち上げ時というのが一番大変なのだと思います。資機材だけでなく、設立時、あるいは初期の運営にあたって、アドバイザー等の招聘をするなどの費用についても、ぜひ支援体制を整えていただきたい、整えるべきと思いますが、いかがでしょう。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋議員のご質問の中に、資機材だけでなく、設立や運営に当たってアドバイザーの招聘をするなど、費用についても支援体制を整えるべきというご質問に対して、お答えいたします。

この自主防災組織補助金は、広報あさひ、今年の5月1日号でお知らせをしております。防災用資機材等の購入補助だけではなく、地域の自主的な防災訓練も交付の対象としております。例えば、自主防災組織が防災の専門家などの講師を招いて、地区で講演会を開くような場合、講師の謝礼や交通費について、防災訓練の一環として補助の対象とすることができます。いろいろなケースが考えられると思いますので、ぜひ市のほうにご相談いただきたいと思います。ただ、質問のあった設立の前に支援体制はということでございますが、それについては、市として丁寧にご相談にのりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 実際これ、地元干潟になりますけれども、こういった自主防災組織を作ろうという機運が少しずつですが盛り上がってまいっています。実際の設立に当たって、まだ困難が予想されますけれども、その設立前の段階からご相談にのっていただいて、柔軟に対応していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほど来から自主防災組織、要するに地域の皆さんで助けあうというのは非常に大切なことでございますので、十分相談に、設立前には相談に応じたいと思いますので、ぜひ皆さんにも周知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。

各地域で、地域の強靱化は地域社会のつながりがあってこそ可能だと思います。逆に強靱化を推進していくプロセスにおいて、地域のきずなが強くなるということもいえるのだと思います。地域防災というテーマを核に、これは世代を超えたつながりが各地域に作ることができますよう行政の支援をお願いして、私からの一般質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

◇ 有 田 恵 子

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員番号4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問において、5項目10点について質問いたします。

1項目め、いいおか荘貸付についてでございます。

この日のためにきちんと質問事項を準備はしておりましたが、このいいおか荘に関して、事態が急変しております。この件だけは、報告と今後の市の対応について伺うことにいたします。

9月7日、2日前、午後2時半に、旭市役所観光課長の設定で、蔵王観光ホテルの代表者が3人おられるうちの1人、イイダ様という方が話がしたいということで、旭駅の前の公民館2階でお会いしました。これは、私がアポとったわけでも何でもございません。予期せぬことで、お話ししたいということで、伺っただけです。

そのお話は次のようなことでありまして、最初から結論で言いますと、辞退したいということらしいです。それで、いいおか荘管理責任者予定、管理責任者というか、ナンバー2の方なんですけれども、イイダ様、ホテルを代表しましてこの契約を解除したいということで、

今年6月中旬にやめようと思ったそうです。私は黙って聞いているだけです。ただそれを報告しているだけです。

ですから、それで家賃ゼロ、改修費2,256万円で契約して、合格したということで、今や4,000万円ぐらいかかってしまうというような話で、ミサワホームが見積もりをされたそうです。それで、いわゆる業務委託、丸投げの形態でしかこの契約は受けることはできないというふうなことを一方的に説明されるわけです。最後黙って聞いていたんですけども、それでは土地建物使用貸借した話はどうなったのか、あの契約は一体何なのか、わけが分からないような始末なんですけれども、そういうことで、工事が、私、近所に住んでいますから、ほとんど毎日、毎日2回ぐらい見に行くんです。工事を全くやらないから、なぜかなとは思っていたんですよ。それで、このおっしゃることは、改修費全額市役所の負担で家賃ゼロにするなら引き受けるのかというようなことをおっしゃるんですけど、まあそれは好きなこと言ったらいいんでしょうけれども、確かに私は指摘していたことがあるんです。

土地建物を使用貸借契約書という、あの契約書には題名が付いているんですよ。しかしながら、その中身をよく読めば、業務委託契約書そのものなんですよ、実は。それで、その点を私は何度か市役所にもそのことを、これは整合していませんよという指摘はしたことはございます。それで、みやぎ蔵王ホテルの側にもしたことはございます。これでいいんですね、納得されているんですねと念を押したことがあるんですね、1度。それぐらいしか接触が私はないんですが、家賃がただで改修費2,256万円の土地建物使用貸借契約から、家賃がただで改修費4,000万円全額市役所負担の業務委託丸投げを、それだったらやれるというようなことを、まあわけの分からないことを説明して、私は聞いただけでございまして、それで、私はなぜ今こういう話をするかと申しますと、市役所のほうのセットで、市議会議員として会いましたから申し上げていることで、私事ではないと感じましたので、説明させていただきました。

それで、質問です。

これを聞かれて、私、初めて話をするんですよ、昨日、おとといの話ですからね、これ。市としての対応はどうですか。

もうこれ以外言えません。はい。これはこれで一つの質問で終わります。

次、第2項め、フィルム・コミッション、略してF Cと言うんですけども、そのフィルム・コミッション、初めて聞かれた方もおられると思うので、フィルム・コミッションとは、テレビ番組や映画のロケ費用を行政が助成する制度のことを言います。映画を通して、旭市

を広く発信して観光客を誘致、あるいは観光振興や旭市経済活性化を狙うというものであります。

現在、千葉県内では、千葉市、成田市、銚子市、流山市、佐倉市、5市がフィルム・コミッションを設けております。参加しております。市内の観光スポットをテレビとか映画で映ることによってその市の知名度が向上するということ、それが目的だと思います。

私は何年も前から知っているんですけども、こういうフィルム・コミッションを導入、旭市でも考えていただいてもいいんじゃないかなと考えまして、導入を考えられているかどうか、この前も新聞、森田県知事の話も出ましたけれども、それをお伺いしたいということが2項目めでございます。

続きまして、3項目、道の駅についてです。

道の駅のところは、4つの点で質問させていただきます。

1点目、駅長の選定についてでございます。

まず、道の駅のマニュアルというのは、ネットで見ても十二、三個出ているんです、マニュアル。そのうちの一番、千葉県が出している道の駅のマニュアルというのがございまして、道の駅調査研究事業報告書、これはまあお金をかけて研究された報告書でございます。

その中に、鉄則としてございますが、役所を終えた人などを責任者にしないことというようなことが書かれてあります。これ、いい悪いじゃないです、書かれてあるということです。それで、商売のプロでない限り、道の駅というのはこれはやっぱり商売ですから、本当に難しい商売です。

先般、旭市役所退職予定の課長が内定されているということが報道されております。広く公募で駅長を決めていただきたいと願っております。

2点目、コンサルタント会社とは別に市独自で収支計画を立てたかどうかという質問でございます。

船井総研、これは超大手でございます。しかしながら、単なるコンサルタント会社です。この道の駅というのは、地域密着の商売でございます。地元の農家、業者、専門家、全て地元密着でございます。それらの方の経営方針、収支計画、それらの方々の話をよく聞いて、経営方針、収支計画を独自で立てることが、最も経営を有効にする手段だと思います。

そこで、質問です。

独自の計画表を作ったことがありますかということです。

3つ目の質問でございます。

赤字が出た場合の責任は誰がとるのか。これは非常に大事なことであります。一番市民の関心事でもあります。

いいおか荘というのがありました。5,000万円ずつ赤字が出ました。3期連続、出ました。今回の（仮称）道の駅あさひ、これは株式会社でございます。それで、私も株式会社の社長をしておりますが、赤字が出たら大変です。それで、私はショートしかけた時がありまして、ショートしかけた時、貯金通帳2,000万円ぽーンとおろしました。これ全部捨てましたという時期もあったんですね。社長というのは、大変なことなんです、責任が。

ということで、赤字が出た、その資本金、第三セクターによる4,400万円ぐらいですか、資本金。それで旭市が七十何%ですか、3,000万円ちょっとですね、それが1年目に、これ吹っ飛びます。問題は2年目です。2年目から赤字が出る可能性が非常に高い。これをどうしますかという話でございます。

4点目、出荷者、出荷される方は農家の野菜が中心なんですけれども、いろいろなものを出荷されると思うんです。工芸品に至るまで予定されていると思いますが、その現在の応募状況、募集に対して応募者はどれぐらいか。各業者、応募者に対して、募集がどれぐらいなのか、%ですね、これをお答えいただきたいと思います。

次に、大きな4項めにまいります。

三川蛇園線整備事業についてでございます。

1点目。合併時、平成17年新市建設計画での道路新設事業についてと私は書きましたが、その横に、新市、その計画書、私は手元にもございますけれども、これはまた9年ぐらい前の話ですからね、あまり存在いうか、一旦は出回ったでしょうけれども、あまり持っておられない方がいます。だけれども、いつでもネットでとれます。一発でとれます。見ていただければいいです。その新市建設計画書の中に、前回の議会でそれにのっとして三川蛇園をやるんだと、明確な答えを何人もの市長から課長から、副課長からも全部いただいております。

三川蛇園線、ありません。207号、208号とは一体どこの線なんですかということをお答えください。

2点目。環境保全、ホタルの里・植生の里対策について。

前回の議会の中で回答をいただいた中で、費用対効果の中で、環境対策が出ていないものですから、今回は、事前に数字を出していただきたいということをお願いしています。

前回、計算の中に、環境対策費と維持費、環境対策をただけではないですよ、続きますから、維持費というのはメンテがかかっていく、その足した金額、そのいわゆる対策をな

ぜ考えなかったのですか。なぜ、そこの数値を抜いたんですか。考えられない、こういうことは。なぜかという、国の社会資本整備事業という大きな題目がありましてね、これ一番重要な、だから国が55%もただで出してあげるというような話のものです、そういうのは抜けること自体があり得ない。その項目、申込書というのがあるんです、計画書。私は現実知っているんですよ、どんなのか。そういうのを書かないと通らないはず。なぜ出さなかったのかなという話ですがね。あり得ないことです。

3つ目、環境保全コスト・修正建設コスト・用地費・維持費・維持管理費等、コストに対する便益についての、前回は1.68というビーバイシーが出ましたけれども、今、計算して、普通に計算したらどれだけ出るかということを事前に質問してございます。

それを教えていただきたいということでございます。

ビーバイシー、ちょっと難しい……これ英語で言うと、Benefit Divided by Costと言いましてね、コストに対して利益がどれだけあるかという、分母がコストで分子がベネフィット・利益ということですね。1以下であればペケですねという話。

最後の5項め、袋公園用地買い取り契約についてでございます。

これは、平成21年5月15日、旭市役所と地権者との土地売買契約についてでございます。

5年前の話ではあります。それで、蒸し返すという言葉があるんですけども、蒸し返すという言葉の意味は、一度解決したことをまた問題にするという意味なんです。疑義が残り解決はされていないと私は認識しておりますので、蒸し返してはおりません。

なぜ今回もお話するかというと、目的は蒸し返すんじゃないんです、再発防止なんです。

私はISOのコンサルタントもやっておりました時期がありまして、根本原因が解決されなければ、根本原因が永久に分からなければ、事件、事件というか、再発するんです。これは鉄則なんです、コンサルタントの。そういう下地がございまして、ここはきちっとしたことで解決しておかなければいけない。私のところにはいっぱい投書が来るんですよ、これ証明せよというのがいっぱい来ます。そういうあれもありましてやっているわけなんです、自分だけのあれじゃないんです。

そこで、ここは1点だけなんです、質問は。

平成21年5月15日の市と地権者との土地売買契約において地権者が、地権者というのは本当の地主ですよ、地権者が同席しなかったことについてなんです。

なぜ地権者が同席しなかったのですかということ。しなくてもいいですよ、本当は。しなかったら条件があるんです。そこは考えておいてくださいよというようなことで申し上げ

ておきました、担当課に。

そうということで、第1回目の質問、これは終わらせていただきまして、席に帰らせていただく。そこからまた質問させていただきます。

ありがとうございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田議員の質問にお答えを申し上げます。

私のほうから、駅長の選定についてということで、答弁をしたいと思います。

駅長は、公務員上がりでは駄目だというような調査機関の中で、そういった意見・考えがあるというようなことでの質問でありますけれども、私自身としては、駅長は、公務員だから駄目だということは全然ないというように思っております。駅長は、個人の資質、人間性やキャリア、識見、そういったことが本当に大事だと、そんなように思っているところであります。まして、旭市につくる道の駅でありますので、旭市のことをいろいろなことで十分周知しておる方が一番最適だというようなことの中で、他薦・自薦・推薦の中で、応募された方の中で、選定委員会を開きまして、その中には民間の方もいるわけであります。その中で選定をしたわけでありまして、民間の方々も応募をしてくれました。その中で選定をしたわけでありまして、私自身としては、最高の人材を選べたのかなと、そんなように思っているところであります。

ほかの道の駅の事例においても、県外はもちろんでありますけれども、県内でも元公務員の駅長で成功しているところはたくさんあるわけであります。

駅長において最も重要な点は、地域の活性化への意欲、旭市への道の駅への情熱、思い、そういったものを持っているかだと、そんなように認識して選考したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから、いいおか荘につきましてのご質問を最初いただきました。お答えさせていただきます。

最初に、冒頭、議員のほうから、日曜日、みやぎ蔵王のイイダさんという方と有田さん、話し合いをセットしたという話がありました。セットというよりも、ちょっと連絡をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。私も同席したわけではございませ

ん。向こう側から、有田さんと話し合いをしたいということで、それではあなたと有田さん直接に電話連絡したらどうですかという話をしたならば、それは市として無責任でしょうと、まあそんなこともありましたので、では、あなたの都合のいい時間は何時ですかということで、それを有田さんのほうにお伝え申し上げたら、都合いいということで、そんなことで、場所を市民会館を確保させていただいて、会うきっかけを作らせていただいたと、そういうことでご理解いただきたいと思います。

この話の、実は基につきましては、実は6月末にある方、ある方というのははっきり申します。有田さんのほうからみやぎ蔵王のほうにお手紙を差し上げられたと。それが、彼らが、何かいろいろ経営者会議の中で相当問題とされておりまして、ただいろいろな手紙の内容でしたので、彼は一時期、その内容を見捨てさせていただいたと、そういうことを聞いております。

ただ、そのままではいけないだろうということで、我々も何か進展なきゃ、このままでは困ると、そうした中で、昨日、みやぎ蔵王の相談役のイイダさん、役所のほうへ来ていただきました。市長にも会っていただきまして、それで、その話の内容を話をさせていただきます。

これは、私どもの臆測じゃなくて、みやぎ蔵王から言われた話です。

今まで、ご承知のように、来年の4月に向かって再開に向かってやっておったわけでございます。それで、プールに合わせるように1階も直せということで、快くご承知のように1階の部分、修繕、直しております。経費的には、250万円かかったと。それで、今までのいろいろな電気代も業者側の負担ですので、100万円くらい、合わせて350万円、そういうくらいの経費がかかっておったと。それで、この経費につきましては、いろいろ旭市で、ここで経営するのが彼らの口から危険があると、そういう表現が来まして、そういうようなことで、今までの350万円につきましては、ちょっと言葉は悪いんですけども、捨ててもいいから、これ以上の経費の負担については危険があると。そんなことで、来年4月の開業を、これをひとつ白紙にさせていただきたいような、そういう旨が、話、昨日ありました。

それで、市の対応としましては、いろいろ話をしたわけですが、これは組織として、来たイイダさんの話でありますけれども、我々は高山という代表と契約してあります。そのようなことで、ホテルの代表の名前をもって、文書で状況の説明と併せて、9月いっぱいをめどにしまして、ひとつ文書で報告をしてよこせと。後々、例えば、かかった経費を市に請求するとか、そういうことも困ると。そのようなことで、文書をもって4月末までに報告を

よこせと、そういう指示を昨日出してございます。

これが、現在の状況と、今、市において対応していることでございます。

2点目につきまして、フィルム・コミッションの導入についてご質問をいただきました。

今、議員のほうからありましたように、フィルム・コミッション、映画やテレビドラマ、こういう撮影場所の誘致や撮影等を支援する組織でございます。

現在、千葉県には、市の中で、銚子市、成田市、佐倉市、流山市、4市に設置をされております。この旭市につきましては、フィルム・コミッション、組織は設置しておりませんが、いろいろ映画会社あるいはテレビ局等から直接問い合わせがございまして、

本年、撮影には至りませんでした。千葉県フィルム・コミッションを通じまして、あるいは制作会社、そういうようなことで、映画の撮影が問い合わせ4件あったところでございます。ただ、テレビ局につきましては、8月27日にNHKの朝の番組で上永井公園、9月1日にはフジテレビのお昼の番組で、矢指ヶ浦海岸での地曳き網、こういう様子が放映されたところでございます。

このように、旭市にフィルム・コミッションは組織されておきませんが、引き続きまして、個別での対応、そういうようなことで、千葉県フィルム・コミッションと連携を図りながら撮影の誘致、こういうものを図っていききたい、また、旭市をPRしていききたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうより、道の駅の2番、3番、4番につきましてご回答申し上げます。

コンサルタント会社とは別に、市独自で収支計画を立てたかということについてお答え申し上げます。

現在、契約しておりますコンサルタント会社につきましては、総務省の外部専門家アドバイザー、これは地域人材ネットに登録されている方、この方をお迎えいたしまして、道の駅における販売や飲食、また運営組織の設立など、経営における専門的な支援をお願いしております。

道の駅の収支計画につきましては、市独自では計画は立てておりませんが、アドバイザーからの専門的な支援を受けながら、建設準備委員会において検討を重ね、収支計画を見込んだ第三セクター設立計画を策定しております。

続きまして、3番、赤字が出た場合の責任は誰がとるかというご質問ですが、道の駅の経営につきましては、平成27年4月に設置予定しております株式会社第三セクターが行います。

この会社の収支計画につきましては、旭市道の駅第三セクター設立計画において、5か年の運営計画を立てております。

その中で、将来の社会変化や、今後、競合するであろう可能性の高い企業等の出店やリニューアルを勘案し、さらには低成長の売上予測を算定しておりまして、その結果、営業期間が6か月間となる開業初年度以外は赤字を想定しておりません。

4番目の出荷者の応募状況ということに對しまして、お答え申し上げます。

現在、道の駅への農畜水産物出荷希望者及び加工・物産品、出荷希望者を市内優先で募集しているところでありますが、8月31日現在の応募状況につきましては、農畜水産物の出荷希望者が119名、加工・物産品の出荷希望者は36名、計155名です。

特に、農畜産物出荷者の応募人数につきましては、当初、計画の中の目標が150人であります。そのことから申しますと、人数的には初年度の予定になっておるんですが、ただ、この中身の分析というんですかね、どういうものを出荷するかという品目別、その辺の分析が必要だと思いますので、その辺は今後、詳細に分析いたします。

将来的な、平成31年等を見込んだ出荷者数の予定というのは、300人を予定しています。

今、募集期間、いずれにいたしましても9月30日までですので、引き続き、周知等を図って参りたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4番目の三川蛇園線整備事業、そのうち1点目でございます。

新市建設計画に位置付けられた0207号・0208号はどこかということでございました。

まず、0207号線につきましては、国道126号飯岡バイパスから蛇園線の区内に向かっていく路線でございます。

また、0208号線につきましては、途中から、通称大坂と呼ばれておりますところから、鶴巻保育園・鶴巻小学校へ向けて行くルートでございます。

議員、前回もそうですが、今と違う路線のことをおっしゃっておいりましたので、現在、事業整備中でございますルートにつきましては、新市建設計画、それから総合計画等々を踏まえた上で、これまで幾つかのルートを再検討してきまして、将来を見据えた結果が現在のル

ートということになっております。

それと、2点目でございます。

環境保全対策、なぜビーバイシーになかったのか、これは前回もお答え申し上げましたが、国からは求められておりません。といいますのは、自然公園区域、あるいは環境保全区域に指定をしている場所へこのような工事をやる場合には、いわゆる環境影響評価調査、通称環境アセスと申しましたですか、これらを国から求められるケースがございます。今回の計画にはそのような区域がございませんので、環境対策費は見込まなかったものでございます。

それと、3点目でございます。

いわゆるビーバイシーの修正はどうなんだとかということでございますが、前回お答え申し上げましたが、現在、JR並びに公安委員会等々とまだ結論が出ておりません。したがって、分母とすべきコスト分がはじけない状況でございますので、現在はビーバイシーの修正分ははじけないということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） それでは、私からは5番目の袋公園用地買収契約についてお答えいたします。

平成21年5月15日の市と地権者との土地売買契約において、地権者が同席しなかったことについてということですが、この契約につきましては、平成21年5月12日に地権者に来庁していただき、土地売買契約の内容についてご説明し、地権者の了解のもと、本人より関係書類に署名捺印をいただいております。

この後、市内部の事務手続きを経て、公印を使用した平成21年5月15日をもって契約日としたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 1番のいいおか荘貸付、これは、私に説明したのと同じように、結局は辞退ということで認識してもよろしいですかね。課長にお伺いしたいんですけれども。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 昨日も、話の中で、辞退というか、来年3月に向かって借受側としてやるというのは困難であると、そういう認識は聞きました。それで、私のほうからも、

これは何かできないのかな、ちょっと誤解している部分もないですかという部分も話をしました。ただ、なかなか、話し合いの中でという部分もありまして、ただ、我々も、言葉だけではなかなか先行かないところで、日にちを区切って9月末までに会社としてちゃんとしたことを辞退の理由なり、もし辞退の理由なりをちゃんと書いてこいと、それと併せまして、今までかかった、先ほど言いました概算350万円、これも全て放棄するという、そういうことも含めてちゃんと書いてこいということをしてあります。それと、今までの電気代等につきましても、併せて放棄ということですね。そんなことでございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ありがとうございます。

代表の方が私に言ったのは、その最初の応募計画を立てた一人の、オオハシさんという、その人が作文というか、あれは単なる作文であって、あの方はもう首にしました、そういう内輪もめの話をすごく聞かされた……それはどうでもいいんですけど、そういう経緯があったということだけ申し終えて、このいいおか荘のことは、私はあまり関与できるものではないと思っていますので、これで打ち切ります。

これはこれで結構ですので、はい。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） はい。フィルム・コミッションについてでございます。

先ほど、課長の説明どおりで結構でございます。

私のホテルなんかにも、もうこのフィルム・コミッション、関係なく土曜ワイド劇場とか、いろいろな、実際にテレビ局が直取引言うんですかね、来られます。それで、何回か撮影を現実にされております。それを、うちだけじゃなくて、もっといいところがあるかも分からないスポット、観光スポットがあるかも分からない、だからネットにも出ていないというようなところもあるかも分からないので、それを観光課が発掘していただいていたならそれでいいわけで、別にこういうお金かけてまで、補助金まで与えて映画会社に来てもらう必要も本当はないんですけども、こういうのがあるという紹介だけさせていただいたということでございます。

これも、これで結構でございます。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） いいですか。

それでは、ここからが本番なんですけれども、道の駅のところで、先ほど答弁していただ

きました。

要は、駅長が、本音を言いますと、誰になろうともいいんですよ。ただ、私は言いたいの
は、赤字というのを避けたいと。それだけで、全ての物事を申し上げているわけなんですよ。
もともと駅長の選定というのは公募だと聞いて、新聞にも載せて、いすみ鉄道みたいに全国
から700人ぐらい来るとか、そういうのをしたほうが知名度が上がるんじゃないかなと、旭
市自身にね。こんな、やりたい人いっぱいいますよ、こういう類の仕事は。我こそはという
人は、全国にいるはずだと思うんですよ。何も、そんな、近隣だけでする必要はないんじや
ないかなということで、いろいろな意味で公募していただきたいなと思っているわけなんで
すね。一番大事なことは、赤字を出さないということなんですけれどもね。

それで、続けて、これいいですか、2項めに入っているいいですか。

コンサルタント会社とは別に、市独自で収支計画を立てましたかという質問なんですが、
ちょっと日本語をもうちょっと聞きとっていただきたい。

独自に自分の鉛筆で計算機持ってやられましたかということを知っているんです。船井総
研は私はもうよく知っているんですよ、友達いますから。あの人たちのやっていることとい
うのもみんな分かっているんですよ。道の駅バージョンに思っていますからね、ぱーんと、
売上げぱーんと1回上げたら全部出てくるんです。そういうんじゃなくて、ここ独自の地域
密着のもうどろどろとした、この旭市独特の特徴を知らながらやりましたかと。野菜一つと
っても、キュウリとか、全然違うんですよ、売上げが。みんな違うんですよ。物も、いいも
のもあればね……。だから、そういうのを入れながら、コスト計算、計画を立てましたか
ということを知っております。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほどの回答の中でも申し上げたんですが、いきなり私どもが
集まって、そういったいろいろな基礎データ、それは持っておりませんので、やはりそうい
うノウハウのある船井総研にデータのそういった収集ですかね、これは過去のいろいろなデ
ータがありますよね、そういうものを基に、私どもの地域に合った算定をしたわけですね。
例えば、10キロ圏、20キロ圏、30キロ圏、これは用途を特定する、そういう、まずそういう
ことがあったり、それから、今言われた農畜産物、これも加工を入れて111種目の品目から
の消費する、消費のその基本というのは、家計調査ですね、これは総務省が出している家計
調査、これは生活保護なんかでも使う、そういう調査データを千葉県なりのマーケットサイ

ズに落としまして、そういう積算を詳細にやっております。

しかし、これが私ども独自に今作られたかという、そうではなく、そういったデータの基礎データとして船井総研からいただいたというのが実態です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） ちょっとやっぱり申し上げている趣旨がずれていると思います。

要するに、その辺の、その辺のといったら悪いですけどね、商売人ですね、例えば何でもいいんですよ、ラーメン屋経営でも何でも。もう本当にそこら辺の露店の野菜売っている人、そういう人からの情報というのが一番いいんですよ、実際はね。

そういう、何ていうかね、ネクタイ締めて計算しても駄目なんですよ。現場行って、商売人の意見を聞く、ちょっとラーメンでも食べて、「このごろ景気どう」とかね、「売上げどう」とか、「何人ぐらい入っているの」というようなことを聞く、それだけでも分かってくるんですよ。それかける数字でやれば、売上げが上がってくるんです。

要は、売上げの額を算定するのというのは、これは本当に大変なんですよ。船井総研から言われた4億円、5億円と簡単に言いますでしょ、1回、5億円稼いでごらんなさいよ、本当に。100円の物を、ただで仕入れた物を100円で売ったことはありますか。1回やってみてください、難しいですよ、本当に難しいよ。ただで仕入れてきた物ですよ、畑でも何でもいいです、拾ってきたものでも何でもいいですよ、それを100円でご自分で1回売ってごらんなさいよ、難しいですよ。でね、商売人というのは、そういう苦労をしながらやっているんですよ。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） あの人がしゃべる……

その中から、売上げというのはにじみ出てくるというか積み上げて出てくるものなんですよ。船井総研みたいに、東京でネクタイ下げ、大学出てね……、そんな人から聞いても駄目、あれは、あの数字は参考で、参考なんです。めちゃめちゃつぶれます、本当にやれば。

私はこういうこと何で言うか、自分のとこの売上げが5億だから分かっているんですよ、これ。365日営業かけて売上げを保とうと思ったら、業として、業としてですよ、やるとき、どれだけ苦労するか……

そういうことをやれとは言いませんけれど、そういう苦労の中で商売があるんですよというのを私は申し上げたかった。

その中で、赤字が出た、どうなるか……時間ありますか、いいですか……

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 税金でしょう、これだけは絶対避けてください。そこが言いたいばかりにいちやもんをつけているんです、駅長がどうかこうとか。別に課長さんのこと嫌いでもなんでもないですよ、好きですよ、私、はっきり言わせてもらおうと。本当ですよ、好きなタイプ。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) そんなこと言ってるわけじゃないんです。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 告白……、本当ですよ。

要は、赤字にならないようにどうしたらいいかということを考えていただきたいということを行っているんですよ。

これで終わりますわね、道の駅は。

○議長(高橋利彦) 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(伊藤 浩) 何回も言うようですが、確かに船井総研の指導を受けて、それで建設準備委員会でしっかり協議しております。ですから、その中で、本当に、何と言うんですかね、商売をやっている方に直接私どもが出向いて、事情聴取したとか、そういった実績を聞いたということはないんですが、委員さんの中にもそういう方がいらっしゃいます。

そういうことで、今、有田議員さん言われた内部での地域性と、いろいろな情報が協議されたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(高橋利彦) 有田恵子議員。

○4番(有田恵子) 4つ目の項目、三川蛇園線に移りたいと思います。

ちょっと要望なんですけれど、もうちょっとははっきりと話、マイク付けて、声を、話……何を言っているか分からない……ごめんなさいね、ちょっと。私も、それちょっと注意されたもので、今回ちょっと気合い入れてやっているんですけれどね。ちょっと気合い入れましょうよ。

要するに……あまり時間ないんですけれど…

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 新市、ここちょっと言っておきますが、新市計画、新市…何ですかね…新市建設計画、平成17年のものと、平成19年の新しく作ったものとは違いますよ、時差があ

りますからね。あなた方が、建設課が言っているのは、平成17年に、何ですか、新市計画の合併時、こればかり言っているんですよ、だから、違うということを私は言っているんですよ、嘘をつくなということを言っているんですよ。嘘をつく…嘘…あのね、207、208号線は、私、地図で全部調べていますよ、もう何もかも調べているの、もう、こういうのは。どこの線か分かっているの、ロンパリの線ですわ、全然接触のない…、だからもうこれ全く嘘です、はい。それで、環境対策、もう一つ言いますね、課長さん。環境対策、三川蛇園、このホテルの里、こんなもの全然違うとこだからいいじゃないかよ、あなたは、前、どこの課にいたんですか…

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 本当に。いい加減にしたらいけません、本当に。どこの課におられた方なんですか、建設課の前は。本当に。でしょう、農林課、ばりばりの農林課でしょいな……分かっていてなぜあなたは、重なっているのに言わないんですか、話ししません。

○議長(高橋利彦) あのね、有田議員、有田議員……。

○4番(有田恵子) ちょっと違反しましたか。やめますか。

○議長(高橋利彦) もう少し簡単明瞭な質問をお願いしたいと思います。それで、あまり個人的な感情を出さないように。

○4番(有田恵子) はい。ネットでも結構言われています。感情を出すなど。

費用対効果の計算の中に環境対策費を忘れて、抜けているということ自体があり得ないということを申し上げたいんです。ということです。きちっと……17億円のぶち抜き工事代、それが出していない、出していないと、みんな知っていますよ。1万人ぐらい知っています。だから、そういうのは、値引きしても無理でしょう、上がる一方ですよ、今は。だから、そういう意味で、17億円ということで、計算して出してください。もういいですから。ということです、ここは。

(発言する人あり)

○議長(高橋利彦) 答弁いいですか。

○4番(有田恵子) だから、出してください。出してくださいねという要望をしている……

○議長(高橋利彦) では、ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時35分

○議長（高橋利彦） では、再開します。

有田恵子議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） まず1点目のルートの件でございます。

最初の質問でもお答えしましたが、私のほうからは、平成17年での計画時のルート、それと現在のルートは違いますよということをお答えしております。

それと……順番で行きます。そうですね、環境対策ですが、私は前職は農水産課長でございました、間違いございません。多分おっしゃられているのは、出清水管理組合への補助金の関係だと思います。あれは、環境保全対策という部分ではございませんので、資源循環型農業のモデル実践地区、そういうことで補助金を出しております。

それと、ビーバイシーの再算定ですが、申し訳ございませんが、現在のところはその数字が固まっております。再算定するにも、我々も、数字の固まらない以上は余計なお金をかけられないということで、ご理解をしていただきたいと思います。

それと、ルート変更を再度申し上げておきます。

確かに、平成19年6月の時点では、会議録にもございます。2ルート検討していますということをおし上げております。それと、平成21年3月では、当時の市長より、やはり現在のルートで行くべきであろうということをお答えしました。

それを受けまして、平成21年9月には、一般会計でビーバイシーの補正予算をお願いしてございます。当然ながら、市長の提案理由並びに補足説明、それと常任委員会での建設課による補足説明、これでお示しをしてございます。これまでも、歴代の担当課長のほうも真摯な態度で説明をしてきております。なおかつ、この常任委員会的时候には、新たなルート、これをお示ししてございます。こちらがそうでございます。1ルートということで、これで行くべき、3月の市長答弁を受けまして、建設課のほうで補正予算を組みまして、このルートをお示ししてございます。これが経過でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 新庁舎の建設のことを最初の時間帯でやっておられましたよね。何を課長さんが言っていたかということ、市民のパブリック・コメントとか市民の皆様の意見を聞いて

て、聞いて、聞いて、聞いて、時間がかかるんですよ。それで今回、この道路、市民の意見を聞かずに何で急いでやったんですか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 市民への説明ということでございますけれども、これまでの私の記憶の中でも、蛇園地区の方に説明会は開催をしているというふうに認識しておりますが、以上でございます。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） まだいけますか。

○議長（高橋利彦） もう1回。

○4番（有田恵子） 開催していないと言っているんじゃないですよ。工事で結構やってから、なぜ開催するんですかという話なんです。順番が間違っているでしょう。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） ちょっとタイミングが……はっきりと私、今、申しません。確認しないと答えようがないんですが、現場の仕事、工事を開始してから説明会を開いたという認識はちょっと私はないんですが、ちょっとその辺のタイミングがよく分かりません、はい。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 土地売買契約について、地権者が同席されなかったんですよ。地権者の意味は分かりますか。地権者、これ、地権者とは、地主です、元地主、仮登記は違いますよ、仮登記している人は地権者ではないです。これは証明できますか。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） この契約の時に同席していたという事実に関しましては、当時の職員複数から証言をとっていますので、間違いございません。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） そうしましたら、なぜ1年後にどなり込んできたんですか、地権者が。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） そのような事実は存じません。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それで発覚したことで大問題になって、大騒ぎになった話で、議会の議事録が書かれてあるんですけれどもね。それを確証できますか。で、先ほどの……時間がある限りやります……。地権者と市との契約内容、この、いなくてもいいんですよ、別に、委任状があれば。私が問題にするのは4つの点、ちょっとメモしておいてください。

委任状、期間ちゃんと書いた本物を提出されていますか。要するに、いないんですよ、地権者と市だけでやっているんですよ。だからこそ、1年後に金額が違うからどうなっているんだということ、その時にいらっしゃったら、地主がいたらこんなことにならないんですよ、この事件そのものが。1番言いますよね、委任状がちゃんとあるか。これは、日付を見てください、日付、印鑑。2番目、契約者の地主の筆跡鑑定をやってください。鑑定。字が違いますよ。3番、契約書の地主の印鑑、実印ですか、三文判です、全然ばらばらの押しています。4番目、振り込みのための銀行、2,000万円の振り込みの2,000万円した銀行の通帳、本来、ここ大事ですよ、本来、その地主が所有していて自分の物だと認知している銀行通帳ですか、この4つ。

これを、証拠として挙げてください。

これで、以上、終わります。

○議長（高橋利彦） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林 利夫） 勝手に置きかえられても困りますけれども、先ほど言いましたけれども、5月12日に実際、職員が地権者と同席して、その場で署名捺印しておりますので、委任状は不要だと思います。それから、筆跡ですけれども、当然その場で書いていただいています。そのほかの書類も、請求書なりいろいろ書いてもらっていますけれども、その筆跡も同一とみなしております。あと、印鑑についても当然実印ですし、印鑑証明も添付してございます。ただ、通帳に関しましては、当然本人が通帳をお持ちになって、その場で通帳の口座番号を書いたと聞いておりますので、その間違いはないと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） これで、有田恵子議員の一般質問は終わります。

一般質問は途中ですが、4時まで休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 4時 0分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ 太 田 將 範

○副議長（平野忠作） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 座席番号9番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

まず、大きな第1点ですけれども、市税の滞納整理についてお尋ねします。

市税の滞納についてどの程度あるのか、ざっくりばらんな説明をお願いしたいと思います。

次に、（2）番目として、鳥取県が児童手当が振り込まれた預金口座を、即差し押さえ処分をして換金化したと、この処分に対し裁判で争われ、鳥取地裁、広島高裁ともに鳥取県が行った差し押さえ処分は違法であるということから、差し押さえた児童手当を返金している。この裁判についての説明をお願いいたします。

また、この裁判により旭市の滞納整理の基準といたしますか、特に差し押さえ禁止財産であるものが預金口座に振り込まれたときの取り扱いについて、今までのやり方を変える必要があるのではないかと思いますので、その点についての説明をお願いいたします。

大きな2番目として、どうしても税金が払えないという方の場合には、納税の緩和措置というものがございます。どのような方法があるのかお尋ねいたします。

また、（2）としまして、どのような場合にこの納税緩和措置が認められるのか、その要件についてお尋ねいたします。

（3）として、差し押さえと納税緩和措置と同じ税務課が行います。非常に、徴収の権限というのは強い権限を持っておりますので、このやり方がもろにもろ刃の剣となって、大変苛烈な徴収にもなるし、納税者のためになっていくような納付の仕方をするような税務行政にもなるわけです。

ですから、その判断基準といいますか、納税緩和と差し押さえで押さえていくというやり方についてどういうふうに現場では行われているのか質問いたします。

次に、滞納整理のマニュアルについてということです。

市税の徴収は、権限は先ほど言いましたように絶大なものがありまして、執行の仕方を誤ると、市民の権利を侵害する可能性もありますし、また国税徴収法によっているんですけれども、具体的な事例はあまり説明がついておりません。非常に抽象的な規定になっております。

ですから、滞納整理に関するマニュアルを作成し、市民にとっても透明性の高い税務行政を行うようにお願いしたいと思います。

次に、大きな3番としまして、学校図書館費の充実について。

学校図書館の充実を求める請願が、平成23年12月議会で全員一致で採択されました。私が紹介議員となった請願というのは、これただ一回だけなんですけれども、この中では、学校図書館費の大幅増し、学校図書館図書標準の達成、3、学校司書の配置の3点であり、その後どのような取り組みがされているのか、報告をお願いしたいと思います。

4番目として、市内小・中学校のエアコンの設置について。

最近、非常に涼しくなりまして、質問しづらくなってしまったんですけれども、今年の場合はやはり大変な猛暑でした。ここ数年来、暑くてたまらないといったときと、非常に寒くて凍えてしまうという、こういう気候変動の激しい時期を迎えているのではないかと思います。

私の知っている匝瑳市の先生なんですけれども、生徒さんが暑過ぎて集中力がなくなってしまうと、授業が成立しなくなってしまうというそんなことをおっしゃられていました。

小・中学校の教室にエアコンの設置をしている自治体が増えております。全国的にも設置率は上昇しており、30%になっておりますし、千葉県内でも25%になっています。

ところが、100%設置している自治体がある反面、ほとんどゼロに近い自治体があります。旭市の場合、どのようになっているのでしょうか。説明をしてください。

次に、5番目としまして、中小企業振興条例について。

昨年の12月議会で、条例化に向けて検討するという方向が市長より示されました。

これは、中小企業基本法の第6条により、条例化を「責務」という言葉で県・国・市町村の役割を定めております。理念法ということで、大変残念なんですけれども、対象にしている事業者が中規模以上でベンチャー企業、それから先端産業、IT産業、商店街といった集

団、こういったところへの助成ということで、なかなか該当する事業者さんが旭市にいないということから条例化されておられません。

しかしながら、地方経済の活力の低下などとともに、地方の商工業や農漁民が減少しつつあり、人口が減少していく中で、地域経済における自営業者の役割が再認識されております。農商工等連携促進法など、6次産業化の育成というようなことが叫ばれております。商工側の振興といたしますか、それだけではなくて、ほかの幅広い業種を巻き込んで、地域振興条例といたしますか、政策と、計画といたしますか、そういった方向に国の方向も定められてきております。

こうした振興策が今までどのように議論、検討されてきたのかお尋ねいたします。

(2) まちなか商店リニューアル助成事業について。

高崎市が昨年4月から実施しましたまちなか商店リニューアル助成制度は、1年間で738件、これは市内業者の十数%になるということらしいです。4億3,960万円の助成を行い、10億2,000万円を越す改修工事や物品購入が行われました。

この制度とともに、住宅リフォーム制度の活用もあり、地域の中でお金が回り始めており、地域の活性化にもなっております。この制度の内容についてお尋ねいたします。

6番目として、小規模企業振興基本法について。

(1) 市の取り組みについて。

小規模企業振興基本法が先の国会で成立いたしました。

この法律は、中小企業の9割を占める小規模企業や個人事業を含む零細な事業者の振興支援を打ち出した点で大きな前進であると思います。中小企業基本法が比較的大きな事業者を対象にしていたのに比べて、こちらは非常に小さい部分についての振興を助成するということになっております。今まで、中小企業制度から取り残された多くの零細事業者への総合的・計画的・戦略的な施策体系を構築し、課題を打開するとしております。特に、中小企業一般と小規模企業との違いを明確にし、これらの企業に焦点を当てた法律として位置付けられております。

小規模基本法の概要の説明を求めるとともに、この法律の実施の上で地方自治体の果たす役割についてお尋ねいたします。

(2) 今後の方向について。

中小企業振興条例、地域振興条例に基づく計画が上位の計画として、小規模企業条例の計画と一体となる中で、初めて全ての商工業に対する振興策が可能となり、切れ目のない施策

や支援を行うことができると考えられます。まだ、法律ができたばかりなので、今後の検討課題ということになると思いますが、市の責務と今後の方向について答弁をお願いをします。

ここでの発言はこれで終わります。

次以降の発言は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから太田議員のご質問6点についてご回答いたします。

初めに、市税の滞納状況でございますけれども、25年度末で回答いたします。

市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税合わせまして、法人も含め、滞納者につきましては6,047名、滞納金額につきましては11億7,599万458円であります。これにつきましては、滞納処分の強化によりまして、昨年と比べまして1億879万3,085円の減となっております。

続きまして、国民健康保険税ですけれども、滞納者が3,417名、滞納金額は11億1,536万7,954円です。市税と同様に滞納処分の強化によりまして、昨年度に比べ1億750万489円の減となっております。

滞納の主な原因でございますが、納税意識の欠如が最も多く、次いで生活困窮、失業、病气、倒産、経営不振などによる一時的な収入の低下、ローンなどの返済、その他諸々の事情によるものと考えております。

続きまして、市税の滞納整理の中で、鳥取で児童手当の差し押さえ違法判決があったが、市の滞納整理の基準はどうなっているかというご質問に対しましてご回答いたします。

初めに、鳥取の事案は平成25年3月29日に鳥取地方裁判所で出た判決で、鳥取県が滞納者に対し、児童手当13万円が振り込まれた日の銀行の開店直後である午前9時9分に預金を差し押さえ、滞納していた県税に充てました。これに対し、差し押さえの違法性が問われ、違法であるとして鳥取県に返還命令が出たものでございます。

この児童手当などの差し押さえ禁止財産が振り込みにより預金となった場合の考え方ですけれども、こちらにつきましては平成10年2月10日の最高裁の判決において、法律により差し押さえが禁止されている債権であっても、受給者の預金口座に振り込まれ、預金債権となったときには他の預金と区別することが困難となることから、差し押さえ禁止債権としての属性を継承しないという基本的な考え方が示されておりました。

このようなことから、鳥取県は控訴しました。それで、平成25年11月27日の広島高裁松江支部における控訴審判決では、その預金残高のほとんどが児童手当の給付によって構成されていたことから、児童手当の属性を失っていなかったとして、相当額の返還を県に命じたものでございます。

本市としましては、預金債権の差し押さえに対して入金直後であるなど、明らかに差し押さえ禁止債権であると認められるものについては、差し押さえを中止するなど、滞納者への配慮をしているところでございます。

続きまして、納税の緩和措置についての説明を求めるということでございます。納税の緩和措置としましては、大きく三つございます。

初めに、地方税法に基づき一定期間徴収を猶予する徴収の猶予、それから財産の換価について最長1年間猶予することができる換価の猶予、それから滞納処分をすることができる財産がないなどの場合に、滞納処分の停止をすることができる滞納処分の執行停止が主なものでございます。

また、徴収猶予などをした場合には延滞金が2分の1になるとか、全額免除になるというようなこともございます。また、滞納処分の執行停止が3年間継続した時には滞納者の納税義務が消滅するというようなこともございます。

続きまして、納税緩和措置の要件についての説明を求めるということなんですが、ただいま大きな三つの緩和制度がありますが、この緩和制度を受ける場合に要件がございます。

主な要件としましては、例えば徴収の猶予につきましては、地方税法の第15条第1項に規定されておりまして、主なものとしましては納税者または特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害を受け、または盗難にかかったとき、それから病気、負傷したとき等、主に考えられるものとしては、その他もありますが、大きなものとなっております。

続きまして、換価の猶予でございますが、こちらはその財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続、またはその生活の維持を困難にするおそれがあるときという大きな換価の条件がございます。

また、滞納処分の執行停止につきましては、全ての財産調査をしたにもかかわらず、財産がないとか、それから生活が著しく窮迫している、それから所在不明というような大きな要件がございます。

続きまして、差し押さえ禁止財産と納税緩和要件との整合性についてということでござい

ますが、ちょっと分かりにくいかなと思いますが、差し押さえ禁止財産とは最低限度の生活を維持するために必要なもので、具体的には衣服、寝具、家具、業務に不可欠な農機具、漁具、または給与では社会保険料や税金のほか、家族構成により算定される生活費相当額、特定の社会保障給付費などがあります。

したがって、差し押さえの執行に当たっては、今申し上げた差し押さえ禁止財産を慎重に判断するとともに、個々の実態を十分に把握し、滞納処分の執行停止に当たる事由がないかなど、検討しまして整合性を図っておるところでございます。

最後に、滞納整理のマニュアルについてのご質問でございます。

滞納整理につきましては、広報等でお知らせしておりますように、おおむね督促状、文書、電話による催告、財産調査、差し押さえ予告、差し押さえ、換価処分という流れで、おのおのの事務処理マニュアルに従い、事務を行っているところでございます。

財産調査によって、生活困窮などに当たる可能性があることが分かったときは、市税に係る滞納処分の執行停止に関する判定基準というのを作成してありますので、それに基づき適切に進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 平成23年旭市議会第4回定例会における請願第4号についての報告につきましては、平成24年5月に教育委員会委員長から旭市議会議長宛てに報告したところですが、その後の状況について申し上げます。

請願は3項目ございました。

まず、請願項目の1項目め、旭市の学校図書館図書整備費につきましては、平成24年度の予算は小・中学校とも、それまでの通年ベースと比較しまして、約10%ほど増額していただきました。その後、25年度、26年度は同額となっております。

平成26年度の予算で基準財政需要額と比較してみますと、小学校15校で予算額484万円は、基準財政需要額に対して67.3%、中学校5校で予算額256万4,100円は基準財政需要額に対して、73.2%となっております。

続きまして、請願項目の2項目め、全ての市立小・中学校で学校図書館図書標準を満たすように早急に財政措置をすること、また古くなった本は速やかに修繕、入れ替えをすることにつきましてお答えいたします。

旭市の平成25年度末の学校図書館図書標準につきましては、達成しているのは小学校で15

校中6校、中学校で5校中1校となっております。なお、達成していない学校においても、おおむね80%以上の達成状況となっております。

古くなった本の修繕、入れ替えにつきましては、平成24、25年度に新しく購入した図書は、市内小・中学校合わせて1万2,098冊になります。古くなって廃棄した図書の冊数は1,959冊です。

本の修繕につきましては、各学校の図書主任、学校図書館司書等の職員が中心となって行っており、修繕が不可能となった本や内容の古くなった本につきましては、計画的に廃棄し、各学校の実情に応じて図書を購入することにより、学校図書館の充実を図っているところで

す。

請願項目の第3項目め、全ての市立小・中学校に、専任の専門職である学校司書を配置することにつきましてお答えいたします。

専任の専門職である学校司書の配置についてですが、旭市では学校図書館司書として図書館司書の有資格者3名を採用し、小学校14校、中学校4校を巡回しております。学校図書館司書として各学校の司書教諭や図書主任と連携して、学校図書館業務を行っています。

旭市の学校図書館司書は、独自に学校図書館の企画、運営ができる実力を持った人を採用し、司書教諭や図書主任等と協力して学校図書館を運営しております。

巡回校では、学校図書館の蔵書整備や管理、児童・生徒への本の広報活動、新規購入図書や廃棄図書へのアドバイスなど、さまざまな図書業務を協力して行っております。学校図書館が使いやすくなり、子どもたちも本に親しむようになったと、大変好評をいただいております。

また現在、市内小・中学校20校のうち15校に、司書教諭の有資格者が配置されております。

今後も、司書教諭と図書主任、学校図書館司書が協力し、学校図書館がより児童・生徒が活用しやすいよう、その充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは庶務課のほうから、市内の小・中学校のエアコンの設置についてということで、設置状況についてご説明したいと思います。

まず、議員のおっしゃるとおり全国のほうと、千葉県の方の状況、お話しいただいたとおりでございます。もう一度お話しさせていただきますと、文科省の方の平成26年7月1日現在、この資料によりますと、全国では普通教室では32.8%、特別教室合わせますと

29.9%の設置、それに対して千葉県はということですが、普通教室が24.3%、特別教室合わせた整備が23.9%という状況です。

それに対して、千葉県の市町村別のということですが、ゼロ%から100%、おっしゃっております。100%の所が県内に7団体ほどあります。そのうちの2団体、市川市と浦安市は都市部ということ、そのほかの5団体につきましては空港関連の市でございます。騒音対策ということで、100%となっている団体が5団体あるという状況です。

ご質問の旭市の状況ですが、小・中学校のエアコンの設置状況を、数字をちょっと挙げて申し上げますと、普通教室の241教室のうち、特別支援学級の4教室に設置し、設置率は1.7%になっております。特別教室では181教室のうち、コンピュータ室など46教室に設置しており、設置率は25.4%になっております。

以上のような状況です。

○副議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから二つご質問いただきました。最初に中小企業振興条例につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、中小企業の定義でございます。ご承知のように従業員規模で申し上げますと、中小企業、製造業では300人以下、卸売業・サービス業ですと100人以下、小売業ですと50人以下となっております。国全体では、企業の99.7%、これが実は中小企業と言われております。市内では3,000を超える事業所があるわけですが、ほとんどが中小企業といわれるのかなというふうに考えております。

ご質問の国の中小企業基本法に基づきまして、地域の実情に応じて中小企業の施策を展開するため、市において中小企業施策の基本理念を定めた中小企業振興条例の制定、これは昨年の第4回定例会でご質問いただきまして、現在まで検討を重ねております。

現在まで、千葉県の中では産業振興条例、議員のほうからありましたように、産業振興条例あるいは商工業振興条例、こういう名前で制定をされた事例、県内では17市町村となっております。昨年回答したよりも一つ増えております。

また、参考までに県においての対応でございます。県の中で施策、こういう条例を作っているか。千葉県は、平成19年度に千葉県中小企業の振興に関する条例、これを制定しております。ただし、47都道府県中いまだ作っていない都道府県、これが15あるという、そういうことも聞いております。

こうした中、本市につきましては産業振興、市にとって最も重要な施策の一つであります。

本市においての条例制定、この動きでございますけれども、先進市町村の条例施行後の成果等、今確認をしております。市内中小企業の方々から、今何が中小企業にとって必要施策か、こういうことにつきましても聞き取りを行っております。

ある企業では、条例よりも国のいろんな施策、これをいち早く知りたいんだと、そういう声も聞いております。そういう情報の把握に努めているところでご理解をいただきたいと思っております。

中小企業基本法、第6条、地方公共団体の責務、十分理解しております。また、経済産業省の「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」こういうかけ声も聞いております。中小企業対策、しっかりこれから対応していきたいと思っております。

続きまして、まちなか商店リニューアル事業につきまして、中身をという話がございました。議員からありましたように、進んでいるところは先ほどの紹介ありました高崎市でございます。

ここでは、高崎市、まちなか商店リニューアル助成事業、中身的には商店の活性化を目的としまして、商業を営んでいる人、これから営業を開始しようとする人、これを対象としまして、2分の1を補助しているものでございます。上限は100万円ということで聞いております。そういう事業の内容でございます。

もう一点、議員のほうから住宅リフォームということでご質問あったかと思えます。ちょっと私が聞き及んでいるところは、この次でお答えしますけれども、中小企業振興基本法、これを審議している中で、参議院の経済審議会、この中でも参考人から住宅リフォーム、これをやることによって経済効果が相当出る、そういうことを聞き及んでおります。住宅リフォームに対しての支援、これが地域経済、地域の職人さん方に仕事が増えてくると、そういうことがあったというふうに聞いております。

続きまして、6番目に、小規模企業振興基本法ということでご質問をいただきました。

ご存じのように、この小規模企業振興基本法、本年6月20日に制定をされたものでございます。同月、6月27日に法律として公布をされた。

法律の趣旨につきましては、全国385万の中小企業、その中でもその9割を占めます小規模事業者、この方々が地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であります。地域経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくために、その活力を最大限に発揮させる、そういうようなことでこの法律ができたというふうに理解をしております。

しかしながら、小規模事業者、人口減少、あるいは高齢化、海外との競争の激化、地域経

済の低迷、こういった構造変化に直面しておりまして、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている、こういう現状に鑑みまして、法整備がされたというふうに併せて聞いております。

法の中では基本施策としまして、4本の柱からなります。

一点目は、多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新規事業の展開。

二つ目としましては、経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進。

三つ目の柱としまして、地域経済の活性化に資する事業の推進。

四番目としまして、適切な支援体制の整備等々からなっております。

議員のほうからの市の取り組みの規定に答えます。

この法律の中では、国・地方公共団体・支援機関等関係機関相互の連携及び協力を責務としてうたわれております。「責務」という表現でうたわれているということでございます。

今後の方向でございます。

法律の中で、国の責務として小規模企業の施策の体系を示す5か年間の基本計画、これが現在策定をしておるところで聞いております。この策定につきましては、四つの目標と10の重点施策、これを柱に今構成しておりまして、9月下旬の閣議決定に向けて進んでいると、そういうようなことで国の動向を注視しまして、中小企業者の支援策しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それでは、自席での発言をさせていただきます。

市税の滞納整理の（1）につきましては、あらかじめの説明をいただきましたので結構ですが、（2）番目としまして、鳥取県の場合、先ほど課長おっしゃいましたけれども、とりあえず差し押さえをかけると、その上で納付相談をしたりするというのが恒常的にやられていたというふうに聞いております。旭市の預金口座の差し押さえがかなり多いようなんですけども、鳥取県のようなことはないと先ほどおっしゃっていましたが、もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、差し押さえ件数というのは、このところどうなのか。増えているのか、どうか。

先ほども言いましたように、まず差し押さえをして、その後で納付相談を行うというようなパターンというのは非常に多いように思われます。この鳥取地裁と広島高裁の判決から見ますと、こういうやり方は少しまずいのではないかとということで、担当課のご回答をお願い

したいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 鳥取のような案件なんですけれども、先ほど申し上げましたように、預金の調査をしまして、内容的なものを把握した中で、うちのほうは差し押さえにできるものはすると。

それから、納税相談ですけれども、差し押さえにつきましては、積極的にやっておりますけれども、先ほどのマニュアルの中でも申し上げましたように、まずは納付の相談等は十二分に行って、催告書等それから電話催告と、要するにそこへ行くまでのできるものについては全てやりまして、その後に差し押さえ等の滞納処分に入っていくというような状況で今進めております。

ちなみに、差し押さえですけれども、25年度の実績なんですけれども、トータルで不動産とか預貯金、給与、生命保険とか含めまして、25年度は780件行いました。前年、24年度は410件でございますので、件数的には大きく増えております。

それから、差し押さえ金額につきましても、25年度は約8億8,000万円、前年度は6億9,000万円ということで、差し押さえの額につきましても大きく伸びております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 差し押さえの額が非常に増えているということなんですけれども、先ほどありましたように、どういうパターンが多いのかということなんです。低所得者で払えないとか、全く払う気がないのかと、大体どのぐらいの比率かというようなことをちょっとお答えいただきたいんですが。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 先ほどもちらっとお話いたしましたけれども、やはり生活困窮というところがございます。

納税意識の欠如が最も多いというようなことでしたけれども、それはある程度アバウトなものなんですけれども、実際のところはやはり生活困窮ということで、経済もだいぶ上向いてきたとはいえ、雇用関係等やはり厳しいものがあるのは現実だと思います。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 滞納に至る中身の問題もあるんですけども、税務課のほうから出てくる資料を見ますと、未申告といたしますか、無申告といたしますか、そういう方の比率が結構ほかの市から見て多いような感じがします。

そうしますと、例えば実際問題は非常に申告所得が低くて、住民税ゼロになる場合は申告はしなくてもいいことになっているんですけども、そうしますと法定減免とかそういった減免が受けられないということがあるんですけども、こういった無申告者に対する扱いはどのような形でこれから考えていらっしゃるのかお答えください。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 市税の関係で当然無申告者、未申告ですね、その方はおります。大体平均1,000から1,200ほどございます。

うちのほうは、申告が終わって納付書を出した後に、未申告者調査というものを文書をもってやります。その中で、議員おっしゃいましたように、当然福祉サービス等が受けられないとかそういうものもありますので、こういうものが受けられませんよという内容のものの文書を添えて申告のほうをお願いしたいというようなことで事務的にはやっております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 次にまいります。

2番目の（1）、（2）、（3）につきましては、ご回答は結構ですので、滞納整理のマニュアルについてということで、鳥取県が判決後にマニュアルを改訂しているんですね。ですから、かなり分かりやすいマニュアルになっていますから、こうしたマニュアルをきちんと作って透明性の高い徴税業務をやっていただきたいと思うんですけども、担当課の考え方をちょっとお聞かせください。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 滞納整理マニュアルでございますけれども、こちらにつきましては、どこの市町村も、まず国で示されている大きな原型のマニュアルがございますので、それに沿ってやっているのがほとんどだと思います。プラス、うちのほうも、先ほど言いましたように、事務処理マニュアルという個々の税目の処理の仕方だとか、滞納処分はこういうふう

にするとかというマニュアルがございます。

議員おっしゃいますように、今回の判例を受けまして、預貯金関係についてとかそういう細かな部分についてのマニュアルを変えていったほうがいいんじゃないかというようなご指摘だと思いますので、そういうのも踏まえて、うちのほうも預貯金とかその細かな部分のマニュアルにつきましては、現在あるものを改善して検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。大体、比較的旭市の場合は不当な事例はないという形で判断してよろしいわけですね。

また、特に滞納している方というのは、非常にある意味罪悪感といいますか、みっともないといいますか、恥ずかしいというかそういう感覚を持っておられますので、これからもそういうような形での徴税業務としてやっていただきたいと思います。これは要望ですので、回答は結構です。

学校図書の充実についてということで、3点ほどありましたけれども、かなり努力しているなということを感じられます。

特に今までですと、学校教育の関係の費用は震災対策だとか復旧だとかそういったところにかかなりお金が使われてきております。大体、もう山が見えてきていると思うんですね、施設の整備につきましては。これからは中身の問題になろうかと思います。

ですから、特に学校図書費という図書の費用というのは、そんなに大きな金額ではありませんので、増額をお願いしたいということで市長のご回答をお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 図書費の増額についてでありますけれども、おっしゃるように復興事業ということで、この旭市も3年半一生懸命頑張ってきたところでありまして、そろそろ違うほうにも目を向けたらというようなご意見だと思いますけれども、一昨年ですか、24年に図書費を増額して、そのままずっと継続をしているわけでありまして、そのほかにも旭市独特の、特有のいきいきプランやら教諭補助員、学校関係に関してはかなりいろんな部分で予算措置をとっているところでありますので、これから先も教育委員会とよく学校の校長会、そういういったものとよく相談をしながら、図書費の問題についても検討していきたいとそう思うのでよろしくをお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 3番の問題は、これから教育委員会との話し合いを持っていくということとで結構です。

次は、エアコンの状態なんですけれども、やはりかなり深刻な問題のようなんです。

本当に、私もちょうどこの質問の項目を書いている時に暑くてたまらなかったんですね。それが終わりますと涼しくなりましたので、大変助かってはいるんですけれども、やはり私なんかもそうなんです、非常に暑さにもだんだん弱くなってきましたし、やはり教育の条件というのは、船橋市とか市川市の生徒さんと旭市の生徒さんとあまりにも違うようではやっぱりまずいと思うんですね。

ですから、いろいろ設備投資が一段落してくると思いますから、とりあえず旭市のほうでもエアコンの設置を計画的に進めていくということをお願いしたいと思うのですが、とにかくもう時期いろいろな震災の復興とか耐震補強とかそういったものは、大きな工事はなくなってくると思います。たくさんの教室にエアコンを取り付けるとなるとなかなか大変なことなんですけれども、計画的に取り付けていくという方向で、特にこれからは子どもさんの数も減っていきますので、それに併せてやはり相当計画的な設置の計画を作りませんと、まずいような気がしますので、その点でまた市長にそういう方向を出してくれないかという、計画を作るというそういった形でのご回答をお願いしたいんですけれども。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 恵まれた環境に通わせて子どもの成長を願うというやっぱり社会的なそしてまた家庭的な気持ちは十分分かるわけでありますけれども、市としましても財政そしてまたいろんな、まだ飯岡中学校が始まったばかりでありますし、そういった部分でこれからも学校教育予算というのは相当かかるわけでありますので、いろんな総合的な判断をしながら、何が一番最優先すべきかというようなことを考えながら、教育委員会そしてまた財政課とも相談をしながら、検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 私が申し上げましたのは、今すぐということではなくて、とりあえずそういう計画を作ってもらいたいということなんです。特に、お金の大変かかることですから、一朝一夕にはできないと思いますし、不公平があったらやっぱりまずいと思いますので、その点での計画を作成するような形で取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでし

ようか。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 今、市長答弁したとおりなんですけれども、大体震災の仕事がほぼめどついたんではないかというご指摘ですが、実は昨年度ですけれども、非構造部材の耐震化調査、これをやっています。今年から、去年も含めて2校ほどやったんですが、体育館の非構造部材等の改修工事に入っています。これも簡単に言うと、天井をとったりとかそういう工事なんですけど、これを今中心に進めています。

とりあえずは、生徒の安心・安全ということを中心に、今計画を立てて進めていますので、今後もそれを優先的にということで進めていく計画は立ててあります。

ご指摘いただきました普通教室のエアコンにつきましては、集中力を増すとか、非常に重要なことというふうに認識しておりますので、次の課題として設定し、先ほどちょっと議員おっしゃってました生徒数がどんどん減っていくみたいな、この辺で学校の、ある意味統廃合も考慮していかなければならない中で、検討していきたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 長い話ですので、十分な検討を加えていくようお願いいたします。

次に、中小企業振興条例につきましてですけれども、先ほど責務ということで市のきちんとした条例を作っていくということで、担当課長より話ありましたけれども、今二つの法律、恐らく中小企業基本法というのが一番上の上位計画になろうかと思います。これが、中小企業対策の全てを賄うんですけれども、今の法律ですと上層の部分しか相手にしていないというそういう形になっています。

今度できた小規模企業振興法、これが20人以下、商業なんかですと5人以下の階層、あるいは一人親方みたいな人たち、あるいは兼業の商店でも助成対象といいますか、政策の対象になるというそういうことになっておりますので、これが両方そろいますと、本体の中小企業基本法の下計画として、小規模企業振興条例とでもいいいますか、計画とでもいいいますか、そういったものができるんじゃないかと思います。そうしますと、従業員がいない一人親方みたいな方から、結構大きな中小企業まで網羅する政策を出すことができるというふうになるんだろうと思います。

それと、中小企業基本法がどんどん横のほうの幅が広がっていつているんですね。とい

うのは、同じような規程が農業基本法の中にもたしかあるはずなんですね。農業基本法の中でも、やはり市町村の役割と県の役割と国の役割があって、おのあの振興する条例を作りなさいというそういう規程があらうかと思います。

商工業者というのは、非常によく分からないんですけれども、境目が分からないんですね、なかなか。ちょっと横に行ってしまうと農業のほうに行ってしまうし、エネルギーの問題に行ってしまうし、そういったところを総合的にやれということで、やはり6次産業化ということが言われているんだろと思うんですね。

ですから、単なる商工観光の行政ということではなくて、これからはもっと幅の広い行政を横にタッグを組みながらやっていくというそういうふうな形になろかかと思っています。その点で、やっぱり地域振興条例とかそういったものの制定を、ちょっと検討を急ぐように市長にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中小企業基本法振興条例ということの早期制定をとということでありましてけれども、先ほど商工観光課長、担当から答弁がありましたように、条例の制定も大事でありますけれども、やはり国の政策、国の流れをいち早く、やはり情報として商工会の皆さん方、営業をされている方々に伝達する、情報を流すということも一番大事なことでないかなと、そんなように今私も思っているところであります。

そういった観点からすれば、旭市の商工会何千ぐらい入っていますけれども、その商工会や雇用対策協議会、旭市には三十何社の大きな企業が入っている雇用対策協議会、そういったものもあります。そういった中で、本当に何が、条例が必要なのか、情報が必要なのか、そういった部分もよく調べながら、調査をさせながら、これから早期に作るべきことがあれば早期に作ると。今、県下でもまだそんなにも多くないというような条例の制定でありますので、その辺をよく精査をしながら、担当課に検討させていきたいとそんなように思いますのでよろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ちょっとしつこくなりますけれども、要するに上位計画というのと、個別の計画というのがあらうかかと思っています。やはり、中小企業基本法というのは1999年にできているんですけれども、該当する企業分だとかそういったものがないものですから、旭市なんかでもほとんど作る必要がなかったというそういうような感じの法律だったんです。

ところがだんだん、例えばエネルギー問題だとか商工連携だとかそういった形で、横との連携を強めようという国の方針がありまして、それが地方を活性化するということで、一番基本的な法律として再認識されているというふうに感じられるんですね。

そのことによって、全体の意欲の統一ができるということと、先ほど市長がおっしゃいましたように、商工会とかは私どもの民間団体だの民主商工会だとかが、そういったところがこれを作るのにみんな集まっているんです。

さまざまな意見を出して、その中から中小企業基本条例というのは作られてきているんですね。そのためには、悉皆調査といいまして、隅田川あたりでは全ての事業所、数千社を係長以上が全て回って調査して、その地域に何があるのかと、どういう産業があるのかというようなことを調べまくりまして、それを基にした振興法を作っているんです。

ですから、情報の関係だけではなくて、やはり地域で何があって、何がお宝なのかということの掘り出しとかそういったものをきっちりやって、どこにどういう人材がいるよということが商工観光あたりで分からないと、やはりこういう計画はうまくいかないと思いますので、その点をご了解の上でお進めするようにしていただきたいと思います。

時間が迫ってまいりましたので、これで一般質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時57分

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成26年9月10日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（高橋利彦） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） おはようございます。

議席番号17番、滑川公英。平成26年第3回定例市議会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

第2次安倍改造内閣が9月4日にスタートいたしました。経済最優先、地方創生を内閣の最重要課題と位置付け、挙党一致で国政に当たるとの抱負でございます。国民は、アベノミクスの効果が早く地方の隅々にまで行き渡ることを切に願っております。我が旭市は、ほとんどの米作農家が収穫を終了しつつありますが、しかしながら、米の販売価格が前年の約2割安と、農家のみならず地方経済に悪影響を与えています。経済が少しでもよい方向に向かうように、4点ほど質問いたします。

1番目として、いいおか荘について。

これは、けさ読売新聞でも報道になっておりますが、（1）として、契約書の内容について。昨日の有田議員の質問で、ホテル側は契約を破棄し白紙と、堀江課長の他人事のような

答弁がありました。月曜日に分かっているながら飯岡地区に重要なことが議会にも報告なし、1年間の徒労は何だったのでしょうか。取り返しのつかない時間を誰が責任を持つのでしょうか。昨年9月議会で反対意見が多かった説明を飯岡のためと、ほとんどの議員は苦渋の選択で議決された案件でなかったのでしょうか。

契約書の内容は、みやぎ蔵王高原ホテルに10年間無償貸与する。しかしながら、飯岡地区復興のシンボルとして早期にいいおか荘の営業を再開してもらう契約だと、誰もが信じていたことだと思いますが、契約書を見ますと再開の日時は全く触れておりませんでした。なぜこのような契約を誰が取り決めたのでしょうか。それとも、この契約書のほかに約定書とか工程表の附属書があったのか質問いたします。

(2) 番目として、いいおか荘のこれからの工程表はどうするのか。ホテル側は、昨日の有田議員の質問で契約破棄、これから行政としてはどうするのか。今までに3階屋上と1階につき込んだ8,300万円を含め、これからの対策はどのように考えているのか。

2番目として、来年度一般会計予算について。

来年度予算について、旭市でも既にヒアリングが始まっていると思いますが、ぜひ反映していただきたい事項がありますので質問いたします。

観光協会について。

3月議会でも質問いたしましたが、旭市観光協会の構成は7団体、3組合で、会費が69万円、市からの補助金等で決済額が約1,300万円弱。飯岡観光協会の構成は一般76名、4団体で、会費が21万円弱、市の補助金164万円となっております。1市3町を統一した観光協会を早くとの答弁でしたが、予定する組織、予算、会員等についてお示ししたいと思えます。

2番目として、一般会計予算全体について。

合併時に二百五、六十億円の予算が9年後には300億円、バブルぞみだと思えます。地方交付税の一本化算定も迫りつつある中、今後ともこの300億円前後を維持していくのか、それともこれからだんだん低減していくのか。人口減少、少子高齢化の進むあしたに向かい、執行は予算額に対して中期のシミュレーションを持っているのか、お示ししたいと思えます。

3番目として、国営大利根用水土地改良事業について。

この事業については、先月29日まで縦覧期間があり、異議の申し立てもなく、農業振興地域除外申請の凍結は基本的には工事期間が10年、その終了後8年間、計18年間凍結になるそ

うです。詳しい経過説明を求めます。

4 番目として、旭中央病院の地方独法化について。

独法化については3月議会でも質問いたしました。旭市長は公設公営維持と答弁されました。平成20年に、前市長の私的な諮問委員会で、経営形態は公設民営の指定管理者制度が上がり、旭中央病院は外部から4名ほど幹部を招聘し、決定前から指定管理者シフトをしきました。あまりにも強引過ぎて、結果は公営企業全部適用のままで今日まで来ております。昨年の公的な経営検討委員会は「独法化を速やかに」となりました。議会も病院も病院をよくしたいという目的は同じですが、6年前の委員会と昨年の委員会では異なる形態を主張した旭中央病院の真意はどこにあるのか、詳しく説明を求めます。

以上で一般質問を終わります。後は自席で行います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、いいおか荘につきまして二つ、ご質問がございました。お答えをさせていただきます。

まず、いいおか荘、契約書以外に約定があるのかということでございます。約定につきましては、特にそのようなものはございません。工程表ということでございます。工程表、現時点ではございません。ただ、申し上げることは、昨年各議員にお配り申し上げました業者からの応募申込書の中に事業計画書がございます。その中の11ページ、その中にははっきり2013年12月より営業を開始したい、その1か月前、11月より一部従業員を雇用開始したい。そういう資料はいただいております。それに従って我々は業務をやるということで理解をしておりました。

それと、これからのいいおか荘をどのように考えているかということでございます。昨日もありましたけれども、いいおか荘につきましては、業者のほうから27年4月の再開、これに向けて整備を進めているという、そういうことで今まで聞いておったわけでございます。ただ、借り受け事業者から先般、不安の案件があるという。その案件は昨日申し上げました、ある議員からの手紙の内容等によりまして、再開についてはいろいろ危険という、そういう言葉が彼らから来ておりました。そんなことで、来年4月のオープンを白紙にしたいという、そういうような申し入れが一昨日、8日の月曜日にあったことでございます。

いろいろその席上話をしたわけですが、業者の考えが変わることはなかったと。ただ、我々も口頭ですので、それと組織の代表者の話でもないというようなことで、期日を指

定して9月末までには借り受け事業者代表者名等で、必ず会社の中で統一した話をして、文書をもってこのことにつきまして、さらに白紙ということであればその理由についても記載をして、さらに今まで投資した投資額、この扱いにつきまして文書による記載で書類として提出していただきたい。そういうようなことで、9月末の書類をもちまして、今後の対応につきましては検討していきたいというふうに考えております。

議員のほうから2番目に、観光協会につきましてご質問いただきました。

ご承知のように、まだ市内には旭市観光協会、飯岡観光協会、二つの観光協会がございます。両協会とも観光振興には尽力されているところでありますけれども、今後その観光産業、これを発展させるようなときには、やはりお土産あるいは特産品、そういう物産を取り入れること、これも重要でないか。そういうようなことで、県段階では千葉県観光物産協会という名前がございます。ぜひ旭市も観光物産協会的な名前、そういうようなことで今進めておるところでございます。

この話し合いにつきましては、先般6月に両協会の会長さん、副会長さんにもご出席いただきまして、この内容につきましてはほぼ合意をいただきました。さらに、両会長さんから、二つの協会が合併するということではなくて、新しい市ですので、干潟地区あるいは海上地区、ここにある観光産業とも連携をして、一つの充実した組織を今回作り上げようと、そういうようなことで話し合いが進んでおります。

予算的なものにつきましては、これから新年度の予算につきまして両協会、さらに干潟地区、海上地区の観光産業等を視野に入れながら、予算は作っていききたいというふうに考えています。

組織につきましては、旧各市町の中の傘下の組織、そういうような形で作るような話を、先般の会議ではお話しをしたところでございます。会員につきましては、単なる観光だけでなく物産、例えば干潟地区ですと、都会の方々をお呼びしまして稲刈り体験等、これはやっておるわけですが、そういう交流の協議会の方々にも参加していただきたい。あるいは海上地区のいろいろな観光、例えばキャンプ場とか、あるいは出清水の管理組合、そういう方々にもぜひ入っていただいて、新しい市、全ての観光産業を併せまして、物産も含めて新しい組織を、充実した組織を作っていききたい。そういうようなことで今進んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、二つ目の予算についての質問にお答えしたいと思います。

まず、交付税の削減が見込まれる中、それに合わせて予算を低減していくのかというご質問ですが、当然歳入が減るわけでありますので、縮減していかなければいけないと考えております。それに向けて行政改革等をしっかり進めていくんだと、そういうことだと思います。

ただ、1割・3割・5割というふうに減るペースが早いので、後期の基本計画の策定に合わせた中期のシミュレーションの中では、もう少しやわらかな縮減になるだろうという中で、今一生懸命ためております財政調整基金等を使いながら、ソフトランディングを図っていくんだということで考えております。

具体的な数字については、シミュレーションは突然でしたので持ち込んでおりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課のほうから、3番、国営大利根用水土地改良事業について、（1）農業振興地域除外申請凍結のその後についてということでお答えしたいと思います。

国営大利根用水土地改良事業につきましては、土地改良法に基づく事業計画の公告・縦覧、これを終えました。現在、実は9月12日まで異議申し立ての期間となっております。その後、事業計画が確定するということになります。今の予定ですと9月16日ごろに事業計画が確定ということで、予定されております。計画の確定後につきましては、事業計画に基づきまして、今年度から平成35年までの10年間で、笹川用水機場をはじめとする用水機場や用水路の大幹線等の改修を行っていくこととなります。

農振除外につきましては、7月に県と関係する2市2町、関係土地改良区の関係者で協議の場を設け意見交換をいたしました。農振の除外申請につきましては、農振法・農地法における除外・転用の要件に該当する農地について、その都度、関係機関において協議するという共通の認識として対応するということといたしました。

なお、除外申請の審査に当たりましては、法の定めで地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、これを策定することになりますけれども、通常の場合に加えて、同法施行規則第4条の4第27号に定められている要件の一つであります、当該地を除外することについての事業施行者の同意の要件、これを満たすことが新たに必要となります。この地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画につきましては、平成21年の農振法の改正で原則直接農業の振興に資するものとしてより厳格化され、市・県の審査は慎重なものになっております。

ということですので、市の窓口で丁寧な説明と対応を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、4番、旭中央病院について、地方独立行政法人化についてのご質問についてお答えさせていただきます。

6年前と昨年、二つの経営形態の検討委員会の結論が違っても病院の真意はというご質問ですけれども、平成20年当時はIHN構想というものがございまして、その推進のためにも民営化が望ましいという報告がなされたと同っております。また、昨年の検討委員会の報告では公設公営を前提として検討がなされ、その結果として地方独立行政法人化が望ましいとの報告がなされております。

いずれにいたしましても、病院といたしましては、その時点時点での検討結果を受けまして市当局と協議を重ね、市当局のご理解のもと対応いたしているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、第1番目のほうから再質問させていただきます。

いいおか荘の契約書ですね。あれを見ますと、みやぎ蔵王高原ホテル側に責任、それというのはいくような気がするんですよね。落ち度というのは旭市側にあったんじゃないですか。ただ、何も書いてないですものね。どう思うんでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから落ち度ということで、ホテル側じゃなくて旭市という表現をいただきましたけれども、私は市のほうにはそういう落ち度はなかったと、そういうふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、いいおか荘のこれからということなんですけれども、もともとこの契約については、みやぎ蔵王高原ホテル側というのはリースか指定管理者制ですね。それで経営をしているわけですから、当然、3期連続赤字ということは、決算書の中で固定資産償却項目はないということは、キャッシュフローがないということなんですよね。それを去年の9月議会では皆さんが、議員がそれを承知しているけれども、飯岡地区のためにと

いうことでほとんどの方々が賛成していただいたわけですが、これを現実には裏切っているんじゃないかと考えていますが、課長はどのように。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから１点目、固定資産がなかったということで、これは彼らは、六つのホテルの経営のほとんどがいいおか荘と同じように、市から、例えば無償で借りたものを経営している。そうなりますと、無償で借りているものにつきましては当然固定資産税の計上がない。そんなことで、先に提出いただいた資料は理解しております。

あと、これからにつきましては、先ほども申しました９月末まで、ホテル側から提出をされました白紙にしたいというその理由。そういうものを参酌しながら対応していきたい、そういうふうに考えております。あくまでも、この理由をはっきり明示していただかないと我々も動けないということでもあります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） もともと、このことにつきましては公募だと言われていましたけれども、現実には課長が呼び込んだ。そのような話が去年の９月議会の時でも風評として流れておりました。その後、議会の質問のたびに、みやぎ蔵王高原ホテルのスークスマンとして熱弁を振るっていたんじゃないですか。その熱弁を振るった再開のスケジュールは何だったんですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから私が呼び込んだという、そういう表現をいただきましたけれども、そういうことはございません。ただ、再開に向かって公募をする中で、前々からある方を通してホテルを紹介されて非常に意欲がある。そういうようなことで、提出された書類、あるいは彼らの話を聞いたことを議員にお話しをした。そういうようなことで、熱弁を振るったということではございません。ただ代弁をさせていただいたと。そういうようなことで、あと——今のご質問はそういうことでよろしいですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） このようなことでは、皆さんご存じのように、この契約を草稿したのは誰でしょうね。今、日本でも言われているわけですが、慰安婦強制連行、捏造して世界に情報発信した三流新聞と同じじゃないですか。これはやはり、前から言っていますけれど

も全て結果責任ですから、その辺のことははっきりしてもらいたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員、今の質問はあれですか、（２）の今後の工程ですか。工程の質問ですか。工程表について。

○１７番（滑川公英） いや、これでいいおか荘は終わります。

○議長（高橋利彦） それなら、これは工程表についての４回目の質問ということですね。

では、滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今まで言いました、９月末までに業者のほうから責任を持ったホテルでの全ての組織で話し合いをして、その結果を文書でという。文書でということにつきましては、実は使用貸借契約書の中で解約事由にできるかどうか、それも我々は文書を見ただ中で結論を出していきたい。そんなことで、これから提出される文書、これを見まして市の態度はこれから決める、そういうようなことで考えております。責任というようなことでございました。この文書の中を十分見せていただきまして、私にもし責任があれば、その時点でまたその文書をよく見たい、そういうふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、その次のほうの２番のほうに質問いたします。

旧旭市では、各観光イベントに対して市から観光協会、観光協会から各イベントへと補助金の流れが、ダイレクトでなく流れておりました。ほか、例えば飯岡の観光協会では、イベントに対して市からストレートに流れていたと思いますが、新しい組織にした場合には、このイベントに対する補助金の流れというのはどのようにしていくつもりなのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからご指摘いただきました。一例を申し上げますと七夕市民まつり。これにつきましては、観光協会へ補助をして、その観光協会から観光協会の中でさらに予算組みをして、市から来た金額と同等の金額を市民まつりの実行委員会のほうへ流しているという、そういう実態でございます。本年、実はこれは変えたいということで観光協会のほうへ申し入れしたわけですが、準備が整っていない。そんなことで次年度の予算編成につきましては市から、直接大きな実行委員会ですので我々もそこへ流して、そこへやっぱり市も関与した中で市民まつりを充実したものにしていきたい、そんな

ことで考えています。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 順調に進みますと、旭市の道の駅は来年の10月にオープン予定なのですが、少なくともその前には新しい観光協会がスタートしていなくてはならないと思いますが、それで、道の駅の情報発信コーナーにつきましては観光協会についてもそこに、旭市の観光は道の駅へ行ったら全て分かると、そのようなコーナーを設けるつもりではいるんですが、そこに間に合うようにしていただきたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 先ほど、6月に第1回目の会議を開いた。この6月20日に会議を開いたわけですが、その席上、私の口から両観光協会の会長さんに向かいまして、この時期にこの会議をやるということは来年、平成27年には当初から新しい予算、新しい組織で迎えたい、そういう意図ですという話をしまして、それぞれの会長さん方には私はご了解いただいたと、そういうように理解しております。そういうようなことで、27年当初から新しい観光協会で行きたいと、そういうことで市のほうは二つの観光協会に申し入れしてあります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、来年の4月から立ち上がりできますように、よろしくお願いいたします。

最後ですが、今年の3月から旭市の情報発信としてインターネット上にフェイスブックを開設し、9月までの試行期間ということで行われておりますが、その評価というのはいかがなものでしょうか。議会におります高橋秀典議員なんかも、何回もホームページ上に来ていただきまして、「いいね」というのを何回もいただいておりますけれども、これから継続するのか、それとも9月で打ち切るのか答えていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に答弁願います。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今、ちょっと状況について資料を持っていないんですが、検討して継続するかどうかの結論を出していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、よろしくお願いいたします。

では、次の大きい2の一般会計予算全体についてですけれども、合併してから10年目で予算は約2割増え、職員は約1割減り、担当課は数課増え、職員の守備範囲は格段に広がっております。課によっては、多忙な課、そうでない課、この格差というのがあり、もともと課長は予算・職員の堅持が目標の一つである。それが官公庁の縦割り行政と世間から呼ばれていますが、もうけている一般企業というのは一人で何役もこなすのが今は常識です。予算配分、職員配置の弾力的な運用について執行はどのようにお考えなのでしょうか、お願いいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 忙しい課、忙しくない課、そういうものを今後どうしていくのかというご質問でございますが、今現状としては、人事配置について第2次定員適正化計画に基づいて職員の削減に努めながら、毎年各課長との人事ヒアリングを実施し適正な人事配置に努めております。社会情勢や行政需要の変化等を踏まえ効率的な組織となるよう、職員数の削減と併せて室や班の統合及び支所機能の見直し等を行ってきております。

また、時期的に忙しくなる課、確定申告の受付や各種イベントなどの際に各課からの応援態勢など、柔軟な対応を図っております。住民からの要望や相談が非常に多くなっている昨今、また、国の新たな政策への対応などさまざまな業務が多くなる中で、各種研修などを通して職員のスキルアップを図り、住民サービスが低下することのないように努めております。

そんなことで今後も、合併して10年、次の定員適正化計画の中で類似団体の比較に当たっては、目的別歳出予算等の区分に応じた職員数の比較や実施事業の内容、公共施設の状況等々、その事業によっても職員の人数を把握しなければなりませんので、そういうものを踏まえながら、合併して10年たちましたので旭市としての適正な人数、そういうものをつくっていききたい。また、職員に対してもスキルアップの研修等を図って、住民サービスが低下しないよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

安倍改造内閣は、地方創生、女性登用をうたっておりますが、旭市の27年度予算では人口減少対策、それから職員配置にどのように反映していくのでしょうか。今、総務課長の答弁

もありましたけれども、もしそれにつけ加えて答弁していただける内容でありましたらよろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、女性の配置なんですが、市長も常々、やっぱり女性を起用して行政に新しい風というか、そういうものをつくっていきたいという思いは市長からも承っております。ただ、来年の人事配置、人数等については、今年の退職者に応じて採用も控えておりますので、各課の事業等のヒアリング等、人事ヒアリング等を通して適正な配置に努めていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

昨年度の合計特殊出生率というのは1.43でしたけれども、有効と言われる少子化対策というのは、一番に保育園とか学童施設の拡充、それから父親の子育て機会を増やす育児休業取得、それと子どもが欲しい夫婦の治療費の助成制度とか、もう一つ最後に兄弟が増えたら国や自治体の資金援助という、この四つが対策の中の主要な部分だと言われております。

平成25年の旭市奨学基金運用状況報告ですと基金残高6,748万円、貸付残高が29人で810万円、預金残高が5,938万円、24年度末の貸付残高が29人で1,170万円でした。あまり奨学金制度が有効利用されていないのではないのでしょうか。5,000万円からの預金をほとんど、金利はかかりませんよね。報告の中では2万1,000円前後だと思いましたが、寝せておくのであれば、20代の子育て家庭に旭市としては低利ないし無利子の育児奨学金制度を発足させて、この奨学金の5,000万円の毎年遊んでいる金を有効利用したらいかなものなのでしょうか。既に神奈川県などでは母子寡婦福祉奨学制度ということで、全国でもまだわずかな自治体しか実行しておりませんので、来年度予算の中でそのようなことを配慮していただけないものなのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 教育委員会や子育て支援課など、関係課とよく相談してみたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。なるべくいい方向で検討いただきたいと思うんですけども。

それでは、国営大利根用水土地改良事業について。

6月議会でも質問いたしましたが、旧旭市の農地については農振地域、除外地域の線引きがほとんど見直されていないのが現状です。特に商業地や住宅地の中にある農業振興地域は、速やかに除外地域にすべきだと思いますが、執行ではどのようなタイムスケジュールを持っているのか、やる気がないのか、その辺のことをもう一度お尋ねいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 農振地域の見直しということでございますけれども、実際合併いたしました見直しが平成19年から21年、3年かけまして22年の公告ということで一度見直しをされております。農振の見直しに関しましては、社会情勢の変化があった場合に見直しをその都度行うということで、県と協議をするということになっております。ですので、全くしないというわけではございません。市といたしましても、事情がある場合、情勢の変化があるということが確認できますれば、その都度農振の見直しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 最初からこのような土地が農地かと、農振地域かというのは、旧旭市の市街地の中にたくさんあります。それがいちいち、結局農振にかけなくちゃできないというのはおかしいと思うんですよね。普通の人は誰でも、いや、これは宅地になるよと、すぐ宅地になるよと思っているのも、実際には農振除外にするのに丸1年以上かかる。宅地にするのにはトータルで2年くらいかかると。もっと速やかにできるようには、やはり正式に見直しをすべきだと。その限りで見直しじゃなくて、その地域、ゾーン全体を見直すべきではないかと思いますが、ぜひそのような考えで進んでいきたいと思っておりますけれども、後で執行のほうでよく考えていただきたいと思う。これは旧旭市の市街地域の人はほとんどそう思っています。ただ声に出して言ってないだけですからね。ただ、これは千葉県が関東の中でも農振除外については一番厳しい県だというのは聞いておりますけれども、その辺を含めて、もうちょっと速やかな農振除外を申請しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

○議長（高橋利彦） 市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員の、農振除外をもう少し県のほうへ力強く要請しておいたほうがいいのかということでもありますけれども、市としてもその都度都度、折にふれて除外申請のことについては県のほうへも要望しているところでもあります。一番今大きな地域としては中央病院のエリア、それからサンモールの周辺、そういった部分は本当に県のほうの許可をいただきたいというようなことは、何度も申請要望しているところでもありますけれども、なかなか許認可、県のほうの権限があるもので、なかなか私どもの要望どおりにはならないというのが現実であります。

しかし、今地方創生というようなことの中で、これから少しは変わってくるのかなと、そんなような思いの中で、今病院ともこれから協議をしていかなければならないことでもありますけれども、中央病院の周辺は、名前はということにするのかこれから検討しなければならないんですけれども、特区申請をしながら、病院城下町とか道の駅までのそういった部分で周辺を特区申請して、国のちょうど許認可の問題もありますので、そういった部分で特区申請を研究検討して要望していきたいと、そんなように今思っておりますので、これから勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 前向きな答弁、どうもありがとうございました。今後とも県に対して必要な要望を出していただきたいと思います。

監査委員会の中で、旭市の道の駅の周辺の開発について、民間企業が出やすいような配慮が必要だとの意見があったやに聞いておりますが、今市長が言いましたように、市長の肝心の道の駅でございますので、周辺地域についてはどのような配慮をこれからしていくのか。また、周辺計画はあるのかお示し願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今も申し上げましたように、病院から道の駅までのエリア、それを旭市のこれからのいろいろな部分での発展の起爆剤、拠点、そういったような感じでいきたい。そういう思いは私も持っているところでもありますので、先ほど言いましたように、特区申請ができるのかどうか、かなり綿密な計画、将来性、そういった部分のいろいろな資料を集めて国に出さなければ特区は認められないような話であります。今、全国でも8特区くらいでしょうか、10特区くらいでしょうか。そういったところでもありますので、そういった方向で、いずれにしても農振がかぶっている中でどうにも、そのところは農振除外が認められ

なければ何もできないということですので、その辺をしっかりと相談をしながら国・県に要望していきたいと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、農振除外についてよろしくお願いいたします。

最後の中央病院の独法化についてなんですけれども、独法化の最大のメリットというのは、いろいろ研究しましても最終的には病院経営の自由度を増すのが最大だと思っております。市長が任命するのは理事長と監査のみで、副理事長、理事、職員の任命は理事長で、予算は単年度主義から外れる。予算は市長に届け出るだけ。職員の身分も非公務員となり、労働3法ですね、基準法とか組合法とか関係調整法が適用され、労働3権が発生します。団結権、団体交渉権、争議権ですね。これは今でもそういうように動いている方がありますので、ちょっと重要ではないかなと思います。

公営企業全適の中でも、新病院建設、突然の医師マンション建設等を独法化とおぼしき案件が多々ありましたが、独法化は流れとしては避けては通れないと思います。医師不足、診療待ち時間、薬剤、会計待ち時間と、3年経過しても何ら改善ができていないというのは、経営の選択が間違っているのではないのか。それと、先ほどの答弁は的が外れているんで、なぜそうなったかの真意をもう一度聞きたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 経営につきましての質問と、それから、もう一度真意ということなんですけれども、医師不足、待ち時間等につきましては病院としては全力を挙げて対応しているところでございます。確かに、医師につきましてはおとしですか、10数人やめておりますけれども、その後は毎年240人を大体キープしております。特にこの数年間、減ってきているということはないと考えております。

また、待ち時間におきましても、通常1時間から1時間半くらいお待ちいただいていたわけでございますけれども、今年に入りまして、ジェネリック薬品に変更したことで薬剤の引き渡しの時間が一時的にかかっておりましたけれども、それも現在では平均1時間を切るようになってきておりまして、今のところ、5月ぐらいは非常に多くの方から待ち時間についてクレーム等が入ってございましたけれども、現在そういったことでクレームが多々発生しているという状況にないと考えております。

それから、検討委員会の報告について、20年度と25年度の報告が違っていることにつま

しては、あくまでもその答申につきましては病院の経営形態をどう選択するのかは、最終的に市長が判断することであります。病院といたしましては、常に市当局と連携、ご相談をしながらいろいろな対応を行っているものでありまして、決して病院が独断でいろいろやっているものではないです。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 独法化というのは新しい器ですよ。新しい器には、やはり新しい酒を注ぐというのが常識だと思うんですが。入れ物はもちろん大事だと思うんですが、やはり一番大事なのは人間だと思うんですよ。人が一番財産だと思うんで、その辺の経営を目指していただきたいと思いますと思うんですが、これについては中央病院ではどのように考えておるのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 独法化につきましては、いわゆる25年5月に病院の経営形態につきましの検討委員会において、独法化が適当だという答申がなされておりますけれども、その後、具体的にどのような経営陣がいいのか、中期目標はどういうものか、それから、そういうものを評価する評価委員としてはどういう方々が適切なのかといった具体的な内容については、一切検討されておられません。したがって、独法化していわゆる事業管理者をどうするのかとか、そのほかの人員をどうするのかということにつきましては、病院としては現在お答えする答えを持っておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では最後になりますけれども、ある週刊誌ですか、中央病院の院長名で、紹介率と逆紹介率の比率が低かった場合には、地方交付税が10億円も減らされるんじゃないかと、27年度から減らされるんじゃないかというような記述がございますが、その紹介率・逆紹介率というのはどのくらいになれば交付税が減らされなくて済むのか、もし分かっていたらお示し願いたいと思いますが。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 紹介率・逆紹介率についてのご質問ですが、現在当病院におきましては、大体どちらも7月現在で35%ぐらいになっております。それで、交付税措

置につきましては、病院から申し上げるのはいささか僭越でございますけれども、基本的にその紹介・逆紹介の率によって左右されるものではないと、私は考えております。

ただ、診療報酬が改定されましたことによりまして、紹介率が40%、逆紹介率が30%、いずれかを満たさない場合には、来年度の診療報酬においてペナルティーが課せられるというふうなことでございます。したがって、現在35%を逆紹介率が超えましたので、その心配は今のところないというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（高橋利彦） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

本年第3回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がございましたので、通告の順に従いまして大きく2項目、6点の質問を、市民の命と幸せが一番との観点からお伺いいたします。当議会一番下議員といたしましてしっかりと底上げを図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、執行部の皆様方には厳しい財政状況の中、今議会終了後、次年度の予算編成が始まると思いますが、地方の景気も相変わらず低迷しており、アベノミクスの経済効果は当地域にはまだ浸透しておりません。このようなことを踏まえた上で来年度の予算編成に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。また、報道でも毎日のように青少年に対する事件が起こっております。関係機関と連絡を密にさせていただいて、犯罪

の抑制に当たっていただきたいと思います。

それでは、1項目め、地域包括ケアシステムについて。

今、日本は人類がいまだ経験したことのない超高齢化社会へと進行をしています。国は、団塊の世代と呼ばれる方々が一斉に後期高齢者になる2025年に向けて、社会保障の財政を安定的に確保するため、消費税の値上げを柱とする社会保障と税の一体改革を推進しています。社会保障の改革とは、重度の要介護となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援、サービス提供体制を図る地域包括ケアシステムの構築であります。

政府の来年度予算案や今年度の補正予算には、小規模特別養護老人ホームの施設整備の促進や認知症の患者・家族を支援する政策など、同システムの構築を後押しする予算が盛り込まれておりますが、こうした予算を活用し、いかに当地域に合ったシステムを築いていくかは本市の取り組みにかかっております。また、国会に地域包括ケアシステムの関連法案も提出しております。

そこで、（１）本市の実情に合った提供の質問をいたします。現在の要支援介護認定者数と要介護サービス受給者数、及び2025年の推移をお伺いいたします。

（２）介護保険事業計画に対する同システムの捉え方の質問をいたします。現在、65歳以上の第1号被保険者数と40歳から64歳までの第2号被保険者数、及び2025年の推移をお伺いいたします。

（３）旭中央病院介護保険事業方針の質問をいたします。当医院においては、介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスの運営をいただいています。これらの平成25年度利用状況と総収益、総費用、純利益についてお伺いいたします。

次に、2項目め、地域医療連携について。

現在、日本各地で地域医療連携が取り組まれており、医療従事者の不足による医療機関の閉鎖に歯止めをかけることや、中核病院、専門病院、診療所、介護施設、リハビリセンターなどが一体となって地域ぐるみで患者さん中心の医療を目指しています。旭中央病院のようなベッド数500床以上の急性期病院は、急性疾患や慢性疾患の急性増などにより、緊急、重症な患者さんに対して入院、手術、検査など高度で専門的な医療を提供するため、紹介患者さんを中心とした診療が求められています。

今定例会初日の市長の政務報告においては、「自院完結型から地域完結型へ大きくかじをとることにいたしました」と、強い言葉がございました。

そこで、（１）紹介・逆紹介の医療連携の質問をいたします。急性期病院として、当地域医療機関とその連携状況及び取り組みなどについてお伺いいたします。

（２）当地域自治体病院への医師派遣の質問をいたします。千葉県の地域医療再生計画に基づき、香取海匠地域の拠点病院である旭中央病院内には、2012年に地域医療支援センターが開設されましたが、その具体的な取り組みについてお伺いいたします。

（３）当地域医療の経営方針の質問をいたします。まず、先月21日の新聞報道で、一般財団法人銚子医療公社が設立され、銚子市立病院を来年度から運営をする。その運営形態として、旭中央病院から理事を招く方針で、状況次第では同病院と経営統合も視野に入れていくとありました。その事実関係と説明をお願いいたします。

以上、２項目、６点の質問をいたしました。なお、再質問については自席で行いますが、ぜひ中学生程度にも理解できるようなやさしい答弁をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、２番目の地域医療連携についてということで、去る８月21日の銚子市立病院の公社化ということで報道されたが、旭市としてはどうなのかということでお答えをしたいと思います。私のほうから答弁できるだけ、詳しくはやはり中央病院本体との問題もあるかと思うので、市の立場として今お答えをしたいと思います。

その報道の記事は私も承知しているところであります。しかしながら、旭中央病院からの理事の派遣及び経営の統合の話については、特に事前の話があったり現在協議等をしているということはありませんので、お答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、地域包括ケアシステムについての（１）、（２）についてお答えいたします。

最初に、本市の実情に合ったサービス提供についての旭市の要支援・要介護者数、2025年度の推移等についてお答えさせていただきます。

平成26年７月現在で申し上げますと、認定者数は要支援者が328人、要介護者が2,439人、合計で2,767人となっております。内訳を申し上げますと、要支援１が112人、要支援２が

216人、要介護 1 が570人、要介護 2 が571人、要介護 3 が445人、要介護 4 が474人、要介護 5 が379人となっております。

サービス利用者数につきましては、在宅サービス利用者数は1,699人、施設サービス利用者数は638人で、合計で2,337人となっております。

2025年度の推計値としましては、これは国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口を利用しまして簡易推計したのですが、認定者は要支援者が371人、要介護者が3,332人、合計3,703人と見込んでおります。サービス利用につきましては、まだ推計した数字がございませんので、現在次の計画の策定中ですので、今後推計はしてまいる所存でございます。

続きまして、(2)の介護保険事業に対する包括ケアシステムの捉え方における、第1号・第2号被保険者数及び2025年度の推移についてお答えします。

やはり、26年7月現在で65歳以上の第1号被保険者数は1万8,042人、40歳から64歳までの第2号被保険者数は2万3,444人となっております。2025年の推計値としましては、先ほどと同様に簡易推計したもので、1号被保険者が1万9,624人、2号被保険者が2万86人と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから1の(3)旭中央病院介護保険事業の方針ということで、4施設の25年度の利用状況と総収益、総費用、総利益についてというご質問でしたので、ご回答申し上げます。

まず、養護老人ホーム「東総園」の延べ入所者数でございますが1万3,989人、事業収益は1億2,023万8,000円、事業費用は1億1,919万3,000円でございます。利益は104万5,000円でございます。特別養護老人ホーム「東総園」の延べ入所者数は1万8,115人、事業収益は2億1,022万1,000円、事業費用は2億1,026万7,000円、利益につきましてはマイナスの4万6,000円でございます。介護老人保健施設「シルバーセンター」の延べ入所者数は3万3,561人、通所者数が6,225人、事業収益は5億3,077万6,000円、事業費用につきましては4億9,773万4,000円で、利益は3,304万2,000円でございます。ケアハウス「東総園」の延べ入所者数につきましては1万4,600人、事業収益は6,892万8,000円、事業費用は5,875万6,000円、利益につきましては1,017万2,000円でございます。

4施設合計の総収入は9億3,016万3,000円、総費用が8億8,595万円です。利益は4,421万3,000円でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、2番の地域医療連携について。

（１）紹介・逆紹介による医療連携ということで、地域医療連携につきましては、電子カルテや検査機器等の共同利用等を目的としまして地域医療支援事業登録医制度を病院として実施しておりまして、現在のところ登録医数は69施設となっております。

なお、直近の紹介・逆紹介の施設は、これらの施設を含めまして紹介元医療機関数、逆紹介先医療機関数は、それぞれ200施設となっております。

次に、（２）当地域自治体病院への医師の派遣ということで、地域医療支援センターの具体的な取り組みについてのご質問ですが、地域医療支援センターは、千葉県が平成21年10月に香取海匝保健医療圏を対象地域として策定いたしました、千葉県地域医療再生計画に基づきまして、医療提供体制の強化や地域医療全体の質の向上を図るため、旭中央病院内に平成24年3月に設置されております。

センターの取り組みといたしましては4点ございまして、一つ目は診療支援として地域の自治体病院への医師の派遣、二つ目は教育支援として地域医療機関等の医療従事者への教育研修、三つ目は臨床研究の支援、四つ目は地域医療連携の強化となっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、自席で再質問させていただきますが、1項目め、地域包括ケアシステムについて。（１）本市の実情に合ったサービス提供の再質問をいたします。

同システムを構成するに当たり、サービス提供事業者と介護支援専門員の人数、及びその他関連する機関がありましたらお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それではお答えさせていただきます。

サービス提供事業者と介護支援専門員の人数及びその関連機関についてということでございますので、平成26年4月1日現在の市内の居宅介護支援事業者は20事業者で、所属する介護支援専門員は57人。地域包括支援センター、これは高齢者福祉課内でございますけれども、所属の介護支援専門員3人を併せまして、60名となっております。その他関連機関としては、介護サービス事業者や高齢者施設、保健福祉の関係機関、医療機関、ボランティアやNPO、

あと住民組織等になります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 地域包括ケアは、地域住民を含めた多様な主体が共通理解、連携を深めることが求められるシステムです。それらを取りまとめる全ての職員数と配置、及びその取り組みについて伺います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 担当職員の人数と配置、その取り組みについてというご質問でございますけれども、地域包括支援センターが主体的に取り組むことになっておりまして、担当職員は地域包括支援センターの市の職員になります。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、合わせて6名で行っております。

取り組みとしましては、総合相談支援業務や地域の介護予防活動啓発等に加え、地域包括ケアの実現を目指し地域のネットワークの構築のため、介護事業所や民生委員、関係機関との連絡会議等を実施しております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在、サービス利用者に対して提供事業者や介護保険専門員の割合は適当なんでしょうか。また、2025年に向けて利用者の大幅な増加が見込まれますが、必要な事業者や専門員、担当職員などの考え、対策等がありましたら伺います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 事業者の数が適当かどうかということでございますけれども、旭市におきましては介護事業者は現在では充実しております。これから第6期事業計画の中で、生活支援サービスは市が主体的にやるようになりますので、そこら辺でいろいろな方々、関係機関のお手伝いをいただきながらやっていくということになると思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本来であれば、元気で暮らしていただくことが一番でありますので、人生経験を豊かに必要とすれば、活動の場はまだまださまざまあると思います。その他の関連

機関に入っておりませんが、シルバー人材センターや老人クラブなどに対し、さらなる活動支援も要望させていただきます。

それでは、（２）介護保険事業計画に対する同システムの捉え方の再質問をいたします。

今年度は第５期介護保険事業計画の見直し期間です。同システムについては、本市の方向性として先進自治体やモデル自治体の情報収集に努め、利用意向の把握を行い、研究及び検討する期間とありましたが、それらの状況をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 本市の第５期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの構築や新たに創設されたサービスについて研究・検討する期間としております。地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域全体で支え合う体制づくりを目指し、介護事業者、医療機関、民生委員等との連携体制の強化に取り組んでまいりました。

また、見守り活動の推進のため、民間企業の協力を得て地域見守りネットワーク事業を今年度中に立ち上げる予定でございます。介護サービスに関しましては、平成24年度に市内特別養護老人ホームが48床増床になっておりますが、新たに創設を予定しておりました定期巡回・随時対応サービスなどにつきましては、現在ではサービス提供事業者の参入がございませんので、確保できていない状況でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○１番（林 晴道） 第５期介護保険事業計画においては、明智市長のご挨拶の中にも地域包括ケアを念頭に置いた計画とありました。来年度から始まる第６期計画では、同システムをどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 第６期ではどうシステムを捉えるかということでございますけれども、現在、第６期の介護保険事業計画の策定中でございますので、高齢者のニーズや社会資源等現状把握に努め、本市の特性に応じたシステムの構築に向け取り組んでまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○１番（林 晴道） それでは、同システムの構築には地道な取り組みが必要であり、広域的な知識や経験豊富な職員、専門員の協力が必要と思われますが、それらの考えや先進モデル

自治体で行われている地域ケア会議開催の有無についてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 地道な取り組みが必要と、あと地域ケア会議の開催ということだと思いますけれども、あと先進事例ですか。これにつきましては、先進事例は厚生労働省のほうでもいろいろ事例検討とか、そういうのがございますので、そこを参考にしながらやっていきたいと思いますし、地道な取り組みでございますけれども、これは一つ一つやっていく、目標に向かってやっていかせてもらいたいと思います。

地域ケア会議は、今回これは次の計画の中では取り組んでいかないといけないということで、前向きに進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、担当職員の方の充実と地域ケア会議の早期開催を要望させていただきます。

次に移って、（3）旭中央病院介護保険事業方針の再質問をいたします。

病院再整備事業の一環として、本館が大規模改築されました。しかし、老人福祉施設においては老朽化が非常に目につきます。そこで、各施設の建屋状況と今後の整備計画についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまありました4施設の建屋状況につきましてご回答申し上げます。

養護老人ホームは、昭和46年3月竣工でございます。耐用年数は39年、昭和61年と平成2年、平成8年に増築をしております。特別養護老人ホームは昭和57年3月竣工で、耐用年数は39年、平成9年に増築を行っております。介護老人保健施設は昭和63年11月竣工で、耐用年数は39年で、改修等はございません。ケアハウスは平成8年3月竣工で、耐用年数は39年で、同じく改修等はございません。

あと、今後の整備計画というご質問でございますが、当該4施設の今後の整備計画については特に定めてございませんが、大規模修繕ですとか施設整備の必要に応じて、市と協議したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今後ますます需要が増える介護事業でありますし、本市は病院完結型から地域完結型へ大きくかじを切るため、市全体で病院介護事業を計画するものと思われませんが、そこで、老人福祉施設が病院の附属施設なのか。適正な施設運営を再構築していくのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 老人福祉施設と病院事業のすみ分けといったような質問だと思いますけれども、現在のところ老人福祉施設について病院から分離するという考え方は持っておりません。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ここは本市の構想や展望、適正な施設運営を再構築していくのか、行政責任が問われます。特に市長の力強い事業方針が必要だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ただいまの老人福祉施設、中央病院との関係についてご質問がありましたけれども、冒頭にも申し上げましたように、当市が地域包括ケアシステムを構築する上では、市立病院である旭中央病院は医療と介護の重要な役割を担っております。ご質問の老人福祉施設については、ただいまご説明をいたしましたとおり築年数も経過しておりますので、今後の方針については十分に病院側、そしてまた市民、議会とも協議していく必要があると考えておるところであります。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、当地域に合った同システムの構築を、関連機関と一致協力をして組んでいただきますようお願いをいたします。

それでは、次に2項目め、地域医療連携について。

（1）紹介・逆紹介の医療連携の再質問をいたします。

紹介・逆紹介の率によって診療報酬がどのように変動し、病院事業会計へどれほどの影響があるのか。また、当院の目標率と、そのうち市内患者想定数が分かりましたらお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 紹介・逆紹介によって診療報酬はどういうふうにならっていくのかということ、それから、病院事業会計はどれほど影響があるのか。それから、当院の目標、市内の想定患者数についてのご質問がございました。

先ほど、滑川議員からのご質問でもお答えさせていただいたところでございますけれども、本年4月の診療報酬改定で病床数が500床以上の病院で紹介率が40%未満、かつ逆紹介率が30%未満の医療機関につきましては、初診料が282点から209点に減額され、再診料が73点から54点に減額となります。この10倍の金額が減額されるということです。さらに、30日以上投薬につきましても、所定点数の4割が減額となります。これらによる収入への影響は年間約9億円から10億円の減収と想定しております。ただ、いずれにしましても、先ほど申しましたとおり現在はクリアしておりますので、そのおそれはないというふうに考えております。

また、当院の目標といたしましては、現在、紹介・逆紹介ともに目標率は50%としております。なお、市内の患者数の想定につきましては、今のところしておりません。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 市民の多くは中央病院がかかりつけ医で、行けば何でも診てくれる、治るまでゆっくり入院できるものでした。当院の規模が大きく、近隣に中核規模の専門医が少ない環境だと思いますが、紹介・逆紹介率を上げるに当たり、市内の患者数が市内の連携医療機関ではだいぶ不足しているものと思われます。そこで、市内入院患者さんの転院先などの状況をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 市内の患者さんの数が市内の連携医療機関では不足しているということについてのご質問ですが、入院患者の転院先につきましては、患者の状態により転院先を決定しておりますので、市以外の病院となることもございます。また、外来患者の場合は、かかりつけ医がない方はお住まいの近くのクリニック等をご紹介するなどしておりまして、いずれにいたしましても、紹介患者センターの活用等により患者の皆さんに負担がかからないように対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 厚生労働省は、医療機関の役割分担を推奨しており、紹介・逆紹介率を上げなければ病院経営が厳しい状況に陥ります。そのため、市内当院、近隣にお住まいの患者さんに対しても、逆紹介で市外に転院をしなければならない状況です。当地域医療連携機関と十分に協議、ご協力をいただき、市内に200床程度の回復期や慢性期の病院を分院、もしくは誘致をするなどの検討が必要ではないのか。また、全国でこのような取り組みを行っている病院がありましたら、併せてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 市内に200床から300床程度の回復期や慢性期の病院を分院もしくは誘致するなどという、まず第1点目のご質問ですけれども、当病院といたしましては、分院についてはやはり経営的に考えますと非常に難しいと考えるわけでございます。また、医療機関の誘致につきましては、これは医療計画等、県それから市としての対応という考えになりますので、病院といたしましては回答を控えさせていただきます。

なお、全国的にそういった例があるかというご質問でございますけれども、長野県だと思ふんですけれども、佐久総合病院が平成26年に再整備時に機能を分離しております。それから、同じく松本市にございます相澤病院のほうで、今後急性期と回復期、慢性期の施設を別にするということを今計画しているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 必要に応じて機能分離をする病院もあるようです。連携医療機関と協議・検討して、その状況を、今おっしゃられた医療計画等にかかわる県の機関ですか、はかっていたら反映していただきたいものと、そういうふうに思います。

じゃ、続いて（2）の当地域自治体病院への医師派遣の再質問をいたします。

地域医療支援センターとして有能な医療者の育成と確保が必要であると思いますが、これまでの近隣病院への医師派遣の状況と旭中央病院としての近隣病院などへの医師派遣がありましたら、併せてお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 地域医療支援センターから近隣病院への医師の派遣の状況でございますけれども、この事業は千葉県が設けております香取海匝地域自治体病院支援事業補助金交付要綱というのがございまして、それに基づいて行われておりまして、過去の例というお話もございましたので、24年4月時点では常勤が2施設で2人、非常勤が9施設へ、25年4月が常勤が2施設、非常勤が9施設、今年26年4月は常勤が1施設、非常勤が8施設となっております。

具体的には、今年につきましては小見川総合病院に内科医を1名、常勤で出しております。そのほか、県立佐原病院に内科医を1名、東庄病院に整形外科医を1名、多古中央病院に整形外科医1名を、それぞれ非常勤で出している状態になっております。

以上です。

すみません。今9施設とか8施設と言ったのは、そのほかに旭中央病院として医師派遣をしているものを含めての数でございました。申し訳ありません。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 医師不足が、当地域、近隣自治体においても切実な問題となっております。香取海匝地域の拠点病院として、近隣病院への医師派遣という重責を担っていますが、県内の派遣医師の数と確保に対する取り組み、今後の見通し、ありましたら伺いたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 県内の派遣医師数と確保に対する見通しということなんですけれども、ちょっと申し訳ございません。ほかの病院が他の地域の病院に送っているという数については、具体的には把握しておりませんので、申し訳ございませんけれどもその数字は現在手元にございません。

なお、当院の関係で申しますと、地域医療センターからの医師の派遣は、千葉大学の協力を得て行っております。当院及び千葉大学ともに派遣元として医師の確保に大変苦勞している状況になっており、今後とも県及び千葉大学の支援のもと医師派遣に努めてまいりたいと考えておりますけれども、非常に難しい状況であるということとはご理解いただければと思います。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） これは自治体に与える影響が非常に大きく、期待と不安を近隣の首長や

各級議員からよく伺いますので、派遣先病院がどのように決まるのか詳しくお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 派遣先の病院の決定についてでございますけれども、やり方といたしましては、当病院に関してでございますけれども、まず香取海浜二次医療圏内の自治体病院から県に対しまして、何科の医師が不足しているので派遣してもらいたいと、そういうふうな派遣の要望が行われます。要望を受けた県のほうでは、千葉大学医学部のほうへ医師派遣の依頼を行うことになります。これを受けた千葉大学から当院へ医師が派遣され、その後、当院に設けられている地域医療センターから要請があった自治体病院へ医師を派遣するということになります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本市のさらなる発展のために、近隣病院への医師派遣を今後ともよろしくお願い申し上げ、どうか活発的な取り組みの要望をさせていただきます。

次、（3）地域医療の経営方針の再質問をいたします。

近隣病院との経営統合や役員の相互派遣など、運営方法や経営形態について近隣病院とは意見交換や、これまで何らかの取り組みが行われているのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、経営形態などにつきまして、近隣病院との意見交換会や取り組みはとのご質問にお答え申し上げます。

以前、平成18年1月に東総地域医療連携協議会が設置されまして、東総地域の医療連携について協議されたことがあります。この組織は、千葉県、銚子市、旭市、匝瑳市及び東庄町を構成員として組織されまして、平成19年1月には急性期医療を担う旭中央病院を拠点とし、周辺の三つの自治体病院、銚子市立総合病院、匝瑳市民病院、東庄病院が初期救急や回復期の医療を担うということの提言がまとめられました。

平成19年2月には、組織の構成に各市町村の議会、病院長、地元医師会を加え、さらなる検討を続けてまいりましたが、平成20年に銚子市立総合病院が一時閉鎖になりまして、その後はこの協議会の活動が停止してしまったという経緯があります。これ以降、近隣の自治体

と病院の連携や経営統合についての正式な意見交換をする機会がありませんでしたが、旭中央病院の検討委員会の中で、近隣市町村へのアンケートという形で医療連携や経営統合の問題について意向調査を行った経緯がございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今、旭中央病院は国の政策に振り回され、急性期病院としての取り組み、ジェネリック医薬品への切り替えなどで大変な苦勞であろうかと思います。これらの当院地域を取り巻く医療の状況や旭中央病院検討委員会における結論を、国や県とはどの程度協議し、今後どのような取り組みであるのか。また、昨年くらいまで当院事務職員と市職員の人事交流があったようですが、なぜ現在は行われていないのか。今後の予定と併せてお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今後、国・県とどのような取り組みをとということにお答え申し上げます。

先般、医療・介護総合推進法案が国会を通過いたしまして、平成27年度に県が地域医療ビジョンを策定することとなりました。このビジョンの中では、各医療機関の病床を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4段階に分けまして、地域ごとに必要な病床の数を県がまとめ、医療機関ごとの、いわゆる役割分担を進め、病院完結型から地域完結型の医療体制の転換を図ることが求められております。

旭中央病院検討委員会の中でも、地域内の公立病院、その他の医療機関における役割分担の構築についてはかなりの議論があった部分です。国におきましては、膨らみ続ける医療費の抑制という大目的があるわけですが、旭中央病院検討委員会の中で、地域間の医療機関の連携、ネットワーク化という考え方が有効性を持ってまいりました。今後は、これらの動向を踏まえた上で、特に近隣自治体及び県との意見交換会や協議が活発化していくものと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 最後になりますが、当院側から、「市は頼み事ばかりで何もしてくれない。いずれ旭市は医師に見捨てられる」など、一市民として大変残念な話を聞きました。当

市と市立病院との関係を建設的に図るため、大規模な人事交流を検討できないのか。また、県内の医療グループで保育所と幼稚園を兼ねた認定こども園を開設する計画で、そのこども園は24時間保育や病児保育を実施し、小学生の児童保育も併せて行い、地元の市としても協力の姿勢を示しているようです。

このような事業は本市として可能であるのか。ともに経営形態が変わった場合には可能なのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 認定こども園について、子育て支援課よりお答えいたします。

子ども・子育て新制度において回答させていただきます。

ご質問の、認定こども園での24時間保育や病児保育、放課後児童クラブについては、新制度における地域子ども・子育て支援事業に当たりまして、認定こども園においても実施が可能です。

また、経営形態が変わった場合には可能かというご質問であります。認定こども園には四つの種類がございまして、保育所型、地方裁量型であれば設置主体の制限はございません。また、幼稚園型は国、自治体、学校法人で設置ができ、幼保連携型では国、自治体、学校法人に加え社会福祉法人が設置することができるとされています。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（平野忠作） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇お願いします。

（１３番 伊藤房代 登壇）

○１３番（伊藤房代） 議席番号13番、伊藤房代。

平成26年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、認知症サポーター養成講座について、2点目、介護認定について、3点目、放課後児童クラブの充実について質問いたします。

まず、1点目、認知症サポーター養成講座について。

（１）認知症早期発見・早期治療に対して、具体的にどのように手を打っているのでしょうか。

認知症は誰にも起こり得る脳の病気で、85歳以上では4人に1人、その症状があると言われています。平成27年では345万人、平成32年には410万人、平成37年には470万人に増加すると予想されています。認知症の人が記憶障害や認知障害から不安に陥り、その結果、周りの人との関係が損なわれ、家族が疲れ切って共倒れてしまうこともあります。しかし、周囲の理解と気遣いがあれば穏やかに暮らしていけると考えます。そのためには、地域の支え合いが必要です。我が旭市として、認知症と診断されている人はどのくらいの人数なのか、質問いたします。

（２）認知症サポーター養成講座を各地域ごとに開き、誰もが暮らしやすい地域を作っていく運動を開催できないか、質問いたします。

（１）で質問した認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を作っていく運動のキャンペーンが始まり、キャンペーンの一環である認知症サポーターでは、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを増やし、安心して暮らせるまちづくりをするため、旭市としても認知症サポーター養成講座を開き、一人でも多くの認知症の人に手を打っていくことができないか、質問いたします。

2点目、介護認定について。

（１）旭市では、65歳以上の人は1万8,042人と聞いています。要介護・要支援は何人いるのでしょうか。

（２）介護サービスの利用を希望する人は認定の申請が必要ですが、自己申告をできていない人がいっぱいいます。市では、どのように徹底しているのでしょうか。介護保険は、65

歳以上の人は年金より自動的に引かれています。介護認定については自己申告で、そして面接の結果、要介護・要支援というランクが付けられると聞いています。まだまだ要介護・要支援の必要な人たちがたくさんいるのではないのでしょうか。申請の仕方などが分からないため受けられない人たちがいるのではないかと考えます。各地域を回って申請の仕方など、分かりやすく説明し、家族の方々にも一緒に説明を聞いてもらうために、地域ごとの説明会を開くことができないか質問いたします。

3点目、放課後児童クラブの充実について。

(1) 放課後児童クラブ、また放課後の児童の居場所づくりについて、具体的にどのようなになっているのか質問いたします。

放課後児童に対して、居場所づくりだけでなく児童たちが将来の目指すべき手助けができるように応援できないのでしょうか。オリンピックで活躍している人たちは小学校から卓球を習ったり、スケート教室に通ったり、親が体操教室を開いたりしている人たちです。しかし環境があまりよくなく、自分は何かに興味があり、将来に向かいたいと思っている子どもたちがいるのではないのでしょうか。だから、放課後の大事な時間に興味を持っているコース別に特訓を受けられるように、旭市にはいろいろな専門的な資格を持っている先輩がおられるのではないのでしょうか。もったいない時間を将来の名選手、名教育者などが出るように応援ができないか質問いたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、高齢者福祉課から大きな1番と2番についてお答えいたします。

1の認知症サポーター養成講座について、(1)認知症の早期発見及び早期治療に対して具体的にどのような手を打っているかの質問の中で、本市の認知症と診断されている方の人数についてお答えいたします。

介護認定のために主治医意見書において、生活機能の低下の直接の原因となっている診断名の一番目に「認知症」と記載がある件数は、平成25年度で545件となっております。また、26年7月末現在では認知症高齢者の日常生活自立度において、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られるランクⅡ以上の方については1,545人で、認定者の約5割となっております。介護認定申請をされていない認知症の方も含めると、実際に

はこれよりもう少し多い人数になると予測しております。

次に、（２）の認知症サポーター養成講座を各地域で開催できないかの質問にお答えいたします。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する方です。認知症のサポーターになるには、サポーター養成講座を受講していただきますが、受講された方にはサポーターのあかしとしてオレンジリングをお渡ししております。本市では、平成21年度からサポーターの養成を開始しまして、現在までに民生委員、事業所の方々、1,328人に認知症サポーターになっていただいております。今年度は、一般市民を対象に広報で募集し、7月24日に開催したところ、21人の参加が得られ好評でしたので、追加実施を本年度予定しております。

また、サポーター養成講座のほかにも認知症の正しい知識や予防、見守りについて、出前講座を実施しております。一人でも多くの方が認知症の方や家族の応援者になってくれるよう、引き続き認知症サポーター養成講座の開催について啓発してまいりたいと思っております。

次に、大きな２番目の介護認定についての、要支援者・要介護者数についてお答えいたします。

平成26年7月末の状況ですが、65歳以上の第1号被保険者は1万8,042人で、1号被保険者、2号被保険者を含めた認定者数は、要支援者が328人、要介護者が2,439人、合計2,767人となっております。また、1号被保険者における要支援者は322人、要介護者は2,336人で、計2,658人で、65歳以上の認定者数の割合は14.7%となっております。

次に、（２）介護サービス利用のための介護認定申請がご自分でできない方への市の対応につきましては、一般の高齢者に対する基本チェックリストの実施や、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の訪問調査により、介護サービス等支援が必要な方の早期発見に努めております。また、ご自分で申請できない方については、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、申請の代行や適切なサービスにつなぐ支援を行っております。今後も地域に出向いての出前講座等を活用して、総合窓口の啓発を行うとともに民生委員等との連携や地域住民等による見守り活動の推進により、高齢者支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、放課後児童クラブの充実につきましてお答えをいた

します。

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づきまして、小学校に就学している児童のうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいないなど、適切な保育を受けることができない児童を対象にしまして、公民館や学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としております。

本市では、子どもの移動中の安全や利便性を考慮しまして、18クラブが学校敷地内で、1クラブが学校近隣の公民館を利用して運営されています。旭市の放課後児童クラブの入所児童を対象にスポーツなどの専門的な指導を実施することは、放課後児童クラブの入所対象としない児童との間に教育の機会均等という意味から、その公平性を確保することが難しいものと考えます。

したがって、公設公営であります現在の放課後児童クラブにおいては、保育に欠ける児童を対象に適切な遊びや生活の場を与えることとしまして、スポーツなどの専門的指導についてはその希望者がスポーツ少年団やスポーツクラブ等に参加していくということで、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、生涯学習課からは放課後の児童の居場所づくりについて、具体的な取り組みについてご説明します。

生涯学習課では、子どもたちが安全に安心して放課後を過ごせる居場所づくりとして、全ての小学校15校を対象に、手作り遊び教室、おもしろ科学教室等を開催し、物づくりを主体とした地域子ども教室を実施しております。

この地域子ども教室は、社会教育指導員が身の回りにある材料や道具を使って子どもたちが作れる作品を考え、3種類のメニューの中から子どもたちが興味を持った教室に参加していただき、物づくりの楽しさを体験するとともに、異年齢の友達との交流を通し豊かな人間性や社会性を育むことを目的としています。参加した子どもたちからのアンケートでは、各教室に参加して「とても楽しかった」「楽しかった」「また参加したい」と、高い評価をいただいております。今後も多くの子どもたちが放課後を楽しく過ごせる教室づくりを目指していきたいと考えております。

それから、オリンピック等を目指すアスリート等競技者の発掘、養成となりますと、放課後の限られた時間内に毎日継続的な練習が欠かせないことや、子どもによって興味を持つ分野、才能のある分野は大きく異なりますので、15校に専門的な指導員を置くということは、

またコース別に配置するという事は非常に難しいと考えております。この地域子ども教室の中では難しいと考えております。前向きなご答弁でないんですけれども、ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

大きな2点目の、介護認定についての（2）のところを再質問させていただきます。

旭市では、先ほども65歳以上が1万8,042人、そのうちこの65歳以上の要介護が2,336人、要支援が322人、合計2,658人ということで、14.7%の人が要介護・要支援の認定を受けていると聞きました。残りの人たちは全員健康なののでしょうか。私はそう考えられません。要介護・要支援の必要な人がまだいるのではないのでしょうか。ぜひとも、各地域に回って申請の仕方など分かりやすく説明をし、家族の方々にも一緒に説明を聞いてもらうために、地域ごとの説明会を開くことができないか再度質問いたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、各地域ごとに説明会を開くことはできないかについてご答弁申し上げます。

先ほども答弁申し上げましたように、今現在では地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、適切なサービスにつなぐ支援を行っておりますので、市民の皆さんに地域包括支援センターのさらなる啓発等、PR等を行いながら支援の充実に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひとも、この制度を知らないという方が本当にまだまだ多いと思ひます。年金は本当に自動的に引かれております。しかし、その介護認定については自己申告ということですので、この制度を知らないことで利用できないということがないように、これからますます高齢の方が増えると思ひますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の放課後児童クラブの充実についての再質問をさせていただきます。

現在も、今の回答ですと大変厳しいということですが、この放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携というのはどのようなになっているのでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 当然、生涯学習課主催の教室には放課後児童クラブに通っている子どもたちも参加することができるようになっております。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 文部科学省と厚生労働省の関係もあるかなとは思いますが、市としてはその垣根をとっていただいて、旭市独自でこれから、子どもたちの将来のためという部分でお考えをお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

今、学校教育課長のほうからは、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブについてお話をしてもらいました。そしてまた、生涯学習課長のほうからは放課後子ども教室についてお話しをしたところであります。その連携ということでは、直接は文科省との関係でなかなか難しいところはあるかもしれませんが、ふだんの学校教育活動の中では、子どもたちに夢を持たせるというようなことで「学校いきいきプラン」等を考えておりまして、それで本物に触れる、一流のアスリート、さらには芸術家を呼んで地域を交えて子どもたちがそういうものに触れて、そしてその中から夢を持たせるというようなことをやっておるところでございます。直接的な回答にはなりませんけれども、そういうことでご理解いただければというふうに思っています。よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひとも、子どもたちの未来のために、いろいろな専門的な資格を持っていच्छる方が、本当に旭市では先輩の方がおられるのではないのでしょうか。ですので、ぜひともご協力をいただいて、子どもたちの応援ができないかお願いをして、私の質問を終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 米 本 弥 一 郎

○副議長（平野忠作） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（3番 米本弥一郎 登壇）

○3番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、米本弥一郎です。

平成26年市議会第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

ございます。初めての一般質問でございますので、市民の目線、市民の立場から基本的な質問、素朴な質問をさせていただきます。市民の誰もが理解できるやさしい言葉で答弁いただきますよう、お願いいたします。

2項目、7点の質問をさせていただきます。

1項目めは、総合病院国保旭中央病院の経営形態に関する質問です。

平成25年5月の総合病院国保旭中央病院検討委員会の報告書では、「旭中央病院の経営形態に関しては、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速・柔軟な経営を可能とするため、移行費用、職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へと移行すべきである」としています。また、平成25年第3回定例会では、吉田病院事業管理者は「病院としては検討委員会において申し上げたとおり、地方独立行政法人に移行することが望ましいと、こういうふうに考えております」と答弁されています。

病院検討委員会報告書、地方独立行政法人化については、これまでも議論されてきたことであります。しかしながら、前回の定例会、平成26年第2回定例会において明智市長の「本年中には結論を見出していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います」という答弁がありましたので、今議会で質問をさせていただきます。

1点目に、地方独立行政法人にすると医師の招聘はしやすくなるかお伺いします。

中央病院検討委員会の設置は、医師不足がきっかけの一つであったと承知しています。報告書でも、「医師不足問題については、平成24年度に行った各種の措置を継続・拡充するとともに、常勤医師数を維持するだけでなく増員すべく最大限の取り組みが望まれる」としています。これに「地方独立行政法人へと移行すべきである」との経営形態に関する結論が続き、最大限の取り組みの一つが地方独立行政法人化と考えられます。

平成26年第2回定例会では、医師の退職理由として、1、キャリアプランやライフプランの節目、2、病院での勤務や処遇、身近に相談できる医師がいないこと、3、都心から離れた生活環境の問題の三つであるとの答弁がありました。独法化すればこれらの理由が解決されるかお伺いします。

2点目に、独法化されることで政策医療等の不採算部門が切り捨てられないかお伺いします。この点は市民が最も心配していることでありますので、特に丁寧な答弁をお願いいたします。

3点目に、身分が地方公務員でなくなる職員の皆さんの不安は取り除けたかについて、お伺いします。公務員でなくなるということで、具体的にどのようなことを職員の皆さんは心

配しているのかお伺いします。

4点目に、再編ネットワークに係る計画についてお伺いします。このことは中央病院検討委員会でも、平成21年3月に策定された総合病院国保旭中央病院改革プランでも議論されています。再編ネットワークに係る計画とはどのようなものかお伺いします。

2項目めの、保育所、小・中学校における児童・生徒の安全確保についてお伺いします。

市政運営の指針となる後期基本計画、平成24年度から28年度を計画期間とするこの計画では、市民アンケートによる将来イメージとして、「子どもたちを育てる環境のよいまち」が3番目に選択されています。平成26年第1回定例会では、明智市長が施政方針で「人口減少にどうしても歯止めをかけたい」という強い思いを表明されています。保育所、小・中学校の児童・生徒の命を守ることは直接の人口減少対策です。

そこで、1点目として、通学路の安全確保についてお伺いします。平成24年8月に、市内各小学校から抽出された130か所の緊急合同点検が実施されました。教育委員会、各小学校PTA、県、海匠土木事務所、建設課、旭警察署などが協力して実施されました。この130か所の対策で市が事業主体となっているのが64か所ありました。そのうちの9か所は対応を検討中ということでありました。これらの対策、検討の進捗状況をお伺いします。

2点目に、児童・生徒への給食等によるアレルギーの対応についてお伺いします。全国のお食物アレルギーを有する児童・生徒の割合は、保育所児4.9%、小学生2.8%、中学生2.6%、高校生1.9%と発表されています。市内の保育所、小・中学校で食物アレルギーを有する児童・生徒の人数と割合をお伺いします。

3点目に、熱中症対策をお伺いします。体感的には温暖化は年々進行し、室内でも熱中症予防が求められています。保育所、小・中学校ではどのような対応・対策をとっているのか、ハード、ソフト両面からお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうから、質問の1項目め、総合病院国保旭中央病院の経営形態についての（1）番と（3）番と（4）番について、ご答弁させていただきます。

まず、（1）の地方独立行政法人にすると医師の招聘はしやすくなるかということでございますけれども、私どもとしましては、以下の2点で医師の招聘がしやすくなるものと考え

ております。

まず第1点としては、指導的立場にある医師を招聘するためには、従来の公務員型の給与体系や給与水準では限界があり、独立行政法人化によって個別契約、いわゆる年俸制による柔軟な給与設定ができるようになれば、招聘がしやすくなるものと考えております。

2つ目は、医師の勤務の柔軟化という点でございます。公立病院では、地方公務員法により原則兼職が禁止されております。地方独立行政法人法では職員の兼職禁止の規定はなく、法人ごとに定める規定において何らかの許可制をとることが想定されておりますので、招聘する医師の個別の事情に応じた柔軟な運用ができるものと理解しております。

もう1点、医師の退職理由について、独立行政法人化すればこれらの原因は解決されるのかというご質問ですけれども、これらにつきましてはいずれも医師個人の考え方等でありまして、私立の大きな病院でも同じような問題を抱えているというふうに伺っております。したがって、地方独立行政法人であっても全てを解決することは難しいと思われすけれども、先ほど申しましたように、地方公務員法や公営企業法等の縛りがなくなることによりまして、現状よりは処遇等の改善や柔軟な勤務体制などについて、幅広い対応が可能となるのではないかと考えているところであります。

次に、(3)の身分が地方公務員でなくなることへの職員の不安は取り除けたかと、どういうことを心配しているのかという質問でございますけれども、病院の職員誰もが地方公務員としての身分が変わるかもしれないということについて、不安を持つことは当然ではないかというふうに考えております。現在、先ほどからいろいろ議論になっておりますけれども、地方独立行政法人の設立につきまして議会でもこれからいろいろ議論していただくことになると思っておりますけれども、状況を注視いたしまして、時期を逸しないように職員に対する必要な説明等を、市当局と連携して行ってまいりたいと考えております。

なお、職員が心配している点につきましては、いろいろな職種がございますので職種によっても若干違うと思っておりますけれども、説明会やアンケートによりますと、主に雇用の確保、給与体系、共済組合の関係、退職金などについて不安を抱えていることがうかがえますので、説明に当たりましては丁寧に説明して、理解を得てまいりたいと考えております。

次に、(4)の再編ネットワーク化に係る計画とはどのようなものかということですが、再編ネットワーク化に係る計画といいますのは、平成21年3月に策定いたしました旭中央病院改革プラン、いわゆる改革プランの記載項目の一つでございます。当院といたしましては、二次医療圏にとどまらず、より広域の拠点病院としての役割を果たせるよう、施

設及び医療体制の充実を図り、併せて周辺自治体病院への医師派遣を継続して実施するとともに、ネットワーク化についても26年3月をめどに、機能分担やカルテの共有などに可能なところから順次取り組むことというふうに、計画を載せているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは私のほうから、地方独立行政法人となって不採算部門が切り捨てられるのではないかとということに対してお答えを申し上げます。

まず、ここで不採算部門という内容なんですが、具体的には救急医療や小児医療、それから周産期医療等であります。これを政策医療ということになるんですが、地方独立行政法人化した場合におきましては、まず市長が策定し議会の議決を得た中期目標において、その確保について位置付けされております。この目標を受け、法人側はその達成のために中期計画を策定いたしまして、同様に議会の議決を得ることとなります。このことからして、政策医療等につきましては、その確保が図られることともに、これらの部門に関しまして従来と同様に国の交付税措置も図られ、市から病院へ繰り出しがされることから、ご心配には及ばないと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、2番目の（1）通学路の安全確保についてお答えを申し上げます。

通学路の交通安全の確保につきましては、平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受け、文部科学省が示した実施要領に基づき全国一斉に通学路の緊急合同点検が行われました。当市におきましては、保護者、地域住民等の協力を得て、各小学校から抽出された130か所、延べ154件について、教育委員会、小学校教職員、PTA、海匠土木事務所、旭警察署、地元住民及び建設課で、市内各小学校区ごとに緊急合同点検を実施しております。

この点検の結果、改善対策につきましては、国県道の管理者である海匠土木事務所、交通管理を行っている旭警察署、市道の管理者である旭市がそれぞれの箇所ごとに事業主体となって対応することとし、旭市が事業主体となるものは64件となっております。この内訳といたしましては、区画線等の路面標示設置、再塗装、防護柵の設置・修繕等の36件についてが対応済みとなっております。20件につきましては継続事業として対策する予定であり、現

時点での残り 8 件は検討中となっております。

この検討中としております旭市が事業主体となる 8 件につきましては、対策内容が歩車道の分離、車両の速度が速い、交通量が多い、横断歩道の待機場所がない等であり、これらにつきましては道路管理者単独での改善が難しいため、関係機関等との協議・連携を図り、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、2 番目の（2）児童・生徒への給食等によるアレルギーの対応と、（3）熱中症対策について、子育て支援課からお答えいたします。

はじめに、食物アレルギーのある児童数と割合についてお答えいたします。

保育所での給食等のアレルギーを持つ児童数は、現在 9 保育所、19 人です。なお、4 月当初は 27 人でしたが、その後 8 人が診断を受け除去食を終了しております。アレルギーを持っている児童の数は、平成 23 年 4 月には 10 人、平成 24 年 4 月は 13 人、平成 25 年 4 月は 21 人、本年 4 月は 27 人と、年々増加傾向にあります。また、この本年 4 月の割合といたしましては、12 保育所児童数 1,045 人に対しまして 2.6% となっております。

続きまして、熱中症対策についてお答えいたします。

保育所での熱中症対策として、こまめな水分補給、プールでの水遊び、全ての部屋にあります扇風機を利用したり冷房設備のある遊戯室や保育室を活用して、熱中症にならないよう注意しております。公立保育所でのエアコンの設置状況を申し上げますと、遊戯室を含めて保育室全てに設置されている保育所は 4 保育所です。また、遊戯室、ゼロ・1 歳児、2 歳児、3 歳児の保育室には残りの全ての保育所でも設置されております。

本年度から 3 か年の計画で保育室へのエアコンの設置を予定しており、本年度は 3 歳児室へ設置を終了いたしました。来年度は 4 歳児室、28 年度は 5 歳児室への設置を予定しております。今後もよりよい保育環境を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校における食物アレルギーを持つ児童・生徒の人数について申し上げます。

各学校を通じて行った食物アレルギーに関する調査表の集計によれば、本年 7 月現在市内小・中学校で 150 人、率にしますと 2.8% の児童・生徒に食物アレルギーがあるという状況で

す。なお、この人数ですが、医師の診断の有無にかかわらず保護者の申告に基づくものでございます。

食物アレルギーを持つ児童・生徒につきましては、本市におきましては昨年と本年度で比較しますと、今のところ大きく変動はございません。

以上です。

○副議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、私のほうから熱中症対策、小・中学校におけるハード、ソフト、どのような対策をとっているかというご質問にお答えしたいと思います。

ソフト面ということではございますが、これは基本的には給水ということになるかと思えます。児童・生徒は必ず水筒を持って学校へ行っているといったような状況でございます。ハード面でございますが、現在教室で行う授業中の熱中症対策ということで、普通教室に平成23年度から壁かけ型の扇風機等の設置をはじめ、現在小・中学校の全教室に設置が完了しております。また、エアコンについてですが、特別支援学級の4教室、コンピュータ室などの特別教室46室に設置しているという、そういう状況でございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目、1点目から再質問をさせていただきます。

独法化によって年俸制による柔軟な給与設定ができるようになれば、招聘がしやすくなるという答弁でございました。今後は、東千葉メディカルセンターや成田富里徳洲会病院などと競合しながら医師を招聘することになると予想されます。医師の年俸が高騰して病院経営を圧迫しないか、医師の給与は上がったけれども他の職員の給与は下がったということにならないか伺いたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 医師の年俸が上がると経営が苦しくならないか、それに伴いほかの職員の給与が下がることはないのかといったご質問ですけれども、むやみに医師の給与を引き上げたりするわけではございませんで、現在重要なポジションにいる医師ですとか、不足している診療科への招聘など、対象となる医師につきましては十分精査して対応することになりますので、それほど大幅に給与等が上がるとは考えておりません。

したがって、他の職員たちの給与に影響を与えることはないと考えております。むし

ろ、このような立場にある医師の確保がきちっと図られることで、経営上のプラスのほうが大きいのではないかと考えているところです。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） また、先ほどの答弁で、兼職については許可制をとるということでした。具体的に医師の勤務体制はとなると想定しているかお伺いします。名目上の医師数は増えたけれども、実質的に中央病院で働いている医師数は減ってしまったということにならないか、心配しています。

また、これまで中央病院では医師が病院敷地内に住み、いざという時は駆け付けることができるという体制でした。兼職が可能になり、いざという時に担当医がほかの病院で働いていたというような場合があり、患者や家族の信頼を失うようなことがないかお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 兼職禁止がなくなることによって、いわゆる勤務体制がどうなるのか。それから、医師の現在行っている敷地内居住については今後どうなるのかといったご質問でございますけれども、基本的に、そういった特別な対応をするのは、先ほど申しましたような、指導的立場にある医師ということについて検討することになると思っております。したがって、基本的に勤務体制については、これらの医師以外については変わらないと考えるので、大幅な変更はないというふうに考えております。

それから、居住につきましては、現在のところ敷地内の居住についてお願いしているというふうに考えております。ただ、いずれにしてもこれからの議論でございますので、その辺につきましてはまたいろいろな方々のご意見を聞きながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 医師不足を解決するためには、来ていただいた医師に残ってもらうということも必要になります。平成26年第2回定例会では、この5年間初期臨床研修医は30人の募集に対し2倍以上の応募があり、全て埋まっているという答弁がありました。初期臨床研修が終了すると、この先生方はどのくらい中央病院に残ってくれるのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 初期臨床研修医で来た医師が終了した後、どのくらい残るのかといったご質問でございますけれども、昨年度の初期臨床研修医の状況ですけれども、終了した医師が31名おりまして、そのうち11名が引き続き当院において勤務しております。割合としては約35%程度です。

これについてちょっとご説明を差し上げますと、当院のみの状況ではなくて、県全体で見ましても県全体で285名、昨年度研修生がおりましたけれども、108名の方が当該病院に残ったということで、ほぼ38%、同じぐらいの割合となっております。研修後の進路につきましても、うちの病院でいいますと20人退職しておりますけれども、14名が出身大学とか他の大学の医局、もしくはその関連病院に進んでおりまして、キャリアステップとかそういうふうなことを考えて、やはり指導医がいるとか、それから、高度な医療技術などがあるようなところへ後期の研修先を求めているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目、2点目の再質問をさせていただきます。

先ほど、市からは中期目標、中期計画などが策定され、また独法化されても今までと同様の繰り出しがされるので、不採算部門は切り捨てられないとの答弁がございました。中央病院としても、この市と同じような考えで進んでいただけるのか伺いをいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 不採算部門についての病院の考え方のご質問でございますけれども、当院は、初代諸橋院長のころから「すべては患者様のために」ということを掲げまして、不採算医療についても積極的に取り組んでまいりました。その精神は現在も変わることなく、24時間365日体制で臨んでおります救命救急センターをはじめ、地域医療のため病院一丸となって取り組んでおります。

もし地方独立行政法人となった場合におきましても、市のほうで作成いたします中期目標、またそれに従って作成いたします中期計画に従って事業を進めていくわけでございますので、当院から不採算部門について切り捨てる、やめるというようなことは考えてはおりません。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

私たち市民は、中央病院を全国に誇れる病院だと思っています。中央病院のおかげで、この地域で安心して暮らしていけるとと思っています。独法化されても不採算部門は切り捨てられないか、吉田病院事業管理者から市民の皆さんへ向けての答弁をお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、事務部長が申し上げたとおりでございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。今の言葉を信じていきたいと思っております。よろしくお願いします。

続いて、1項目、3点目の再質問をさせていただきます。

職員の皆さんには2回の説明会を開いたとの報告をいただいておりますが、この説明会ではどのような質問・意見が出たのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 2回の説明会で職員からどのような声が聞かれたのかというご質問でございますけれども、説明会につきましては、平成26年2月4日と平成26年2月18日に病院のほうで、市の市長等臨席のもと開催させていただいておりますけれども、その説明会及び事前に行いましたアンケートの結果も併せて、医師、看護師、技師、事務職、全ての業種から出たものとしましては、先ほどもちょっと答弁で申しましたけれども、給料、保険、年金、貯金、退職金はどうなるのかという声が出ております。また、看護職、技師、それから事務職からは、移行に合わせた人員整理等の雇用の保障に対する不安が寄せられております。

これらの不安につきましては、私どもといたしましては、給料の水準を下げるために独立行政法人化するというふうには考えておりませんし、独立行政法人化の後も公務員共済組合には継続可能できる。それから、退職金につきましては、総合事務組合は脱退することにはなりますけれども、引き続き病院独自の退職金制度に引き継ぐ。それから、雇用等については、地方公務員法ではなく労働法令、判例等によって同様に雇用が保護されている旨、説明してきているところではございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、今後はどのような形で職員への説明を進めていくかお伺いをいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 先ほど、第1回目の質問でお答えしたとおりでございまして、市当局との協議や議会での審議の進捗状況を踏まえ、時期を逸しないように説明をきちっと行っていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 時期を逸しないようにというご答弁をいただきました。現時点では、独法化が決定しているわけではありませんので、適時に適切な説明をお願いいたします。

平成24年12月18日に行われた第2回病院検討委員会での、長隆委員の発言を紹介します。事務局が全国の地方独立行政法人に移行した35病院に行ったアンケート結果を説明した後の発言です。「大変いいアンケート調査だと評価したい。公開をしていただき、市民のご理解を得ることを必ずやってほしい。内容については、職員だとか病院関係者についてはもとより、住民、患者に対して分かりやすい形の説明会を行うべきである。できれば、本当は小学校単位でタウンミーティングをやるのが普通だが、もっと大きな会場を用意してやっていただくのもいいのではないか」というものです。分かりやすい説明をして理解を得ること、説明会の規模は小学校単位が望ましいという趣旨だと考えられます。

市と中央病院には、この趣旨に沿った説明会を開いていただきますよう要望いたします。

続いて、1項目、4点目の再質問をさせていただきます。

機能分担に可能なところから順次取り組むという答弁がありました。このことは、地域包括ケアシステムと関係すると思いますが、なぜ機能分担が必要になったのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 機能分担がなぜ必要なのかといったご質問でございますけれども、改革プラン策定当時におきましては、周辺の自治体病院の医師不足による診療機能低下に伴う当院への一極集中を緩和して、周辺自治体病院の機能回復をしていくというのが主な

目的でございましたけれども、現在では、それに加えて高齡化問題が課題とされております。国では、平成26年度の診療報酬改定の基本方針の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて高齡化が進み、医療ニーズが慢性疾患を中心とするものに変化しながら増大し、医療の内容が変わっていく中で、引き続き安全で質の高い医療を受けられるようにするためには医療提供体制の再構築に取り組み、限られた医療資源を医療ニーズに合わせて効果的かつ無駄なく活用できるようにすることが必要だと述べております。

こういった趣旨のもと、機能分担を国では積極的に進めていくということになっているわけでございますけれども、地域包括ケアシステムの構築を病院としても図ることに対しまして、積極的に支援していき、病院の機能分化、機能強化を図り、他の病院とか医療施設との連携を強化していくことが必要だと考えているところであります。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 本年10月から病床機能報告制度がスタートすると聞いています。この制度の目的はどのようなものか、役割分担とはどのような関連があるのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 役割分担と病院機能報告制度との関連性ですけれども、病院機能報告制度といいますものは、本年6月に国会で成立いたしました医療・介護総合確保推進法によって設けられた制度でございます。報告の内容としましては、その病院が地域で担っている医療機能の現状を報告することになるんですけれども、本年7月1日現在での入院患者の状況、病院の機能を報告するというものでございまして、この病床機能報告制度は本年10月1日から施行されるということで、具体的な、いつまでに報告をするのかとかいったものについては、現在国のほうで検討しておりまして、発表を待っているところでございます。

県におきましては、地域の医療需要の将来推計や今回各病院等から報告される情報等を活用いたしまして、二次医療圏ごとに各診療機能の将来の必要量等を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療ビジョンを策定し、医療計画の一部とするというふうなことでございまして、この報告を基に、地域におけるこういった機能が将来必要になるのか、それから、こういったものをさらに推進しなきゃいけないのかということ、県のほうで作っていくということになるということでございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 中央病院では現在、紹介・逆紹介を進めています。このことと機能分担との関係をお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 紹介・逆紹介の推進につきましては、病院機能分化の一部と位置付けられております。具体的には、具合が悪くなりましたらまずかかりつけ医の先生に相談していただき、専門的な治療や検査、手術が必要な場合に当院へ紹介していただき、当院で専門的な治療や検査等を行い、症状が安定した段階で逆紹介にて再度かかりつけ医の先生のもとで経過観察、フォローアップをしていただくというような形での役割分担、これが最も理想的な役割分担と考えております。

実際、今回の診療報酬の改定でも、先ほどの滑川議員、それから林議員のご質問でもお答えいたしましたけれども、紹介・逆紹介については強く推し進められているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

紹介・逆紹介の割合が低くなると、処方料などが減額されることになるかと先ほど伺いました。減収となってしまうまいよう、引き続き十分な広報活動などをお願いいたします。

続いて、2項目、1点目の再質問をさせていただきます。

今後の計画はどうなっているかお伺いします。また、完了のめどがあればお示してください。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 今後の予定ということでございますが、これまでの危険内容のうち既成市街地の道路幅員が狭小、あるいは歩車道の分離がされていない通学路の安全確保等、道路の拡幅が必要で多くの家屋や構築物の補償が伴う箇所。これにつきましては、沿線の土地所有者の皆様への負担や財政面等からも、根本的な解決が難しい状況であります。関係機関と協議等をしまして危険箇所の改善に努めてまいりたいと考えます。

また、対策の内容でございますが、道路上の草の繁茂や樹木の枝の張り出しによる見通し不良の解消、これにつきましては市道の日常管理に努め、通学路沿線土地所有者の皆様へのご協力、これらをお願いして対応していきたいと考えております。

用地買収が難しい理由などから、全ての危険箇所の解消は正直困難な面もございます。今後も区画線等の路面標示設置、再塗装、カーブミラーの設置及び防護柵の設置等につきましては、現状における最善策、これらを検討し継続的に対応してまいりたいと思います。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 市が事業主体となっている64か所以外の多くは、県海匠土木事務所と旭警察署が事業主体となっています。平成24年第4回定例会では、「今後は教育委員会、警察、道路管理者と対応必要箇所について具体的な対応の検討、対策実施に向けて調整を図っていききたいと思います」と答弁されています。これはどこまで進んでいるのかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは答弁申し上げます。

旭警察署での対応につきましては、37件のうち、横断歩道の再塗装や鶴巻小学校北側交差点の信号機の設置等の16件の対策が済んでおります。残り6件については、対策を継続していただく予定となっており、残り15件、これにつきましては検討中でございます。また、海匠土木事務所が事業主体となるものは、39件のうち37件について対策が済んでおります。残り2件については検討中でございます。

また、歩車道分離のうち旭駅東側の踏切内、これにつきましてはカラー舗装、それと歩車道境界ブロックの設置等について、具体的な対策についてJRと協議を進めているところでございます。

緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化などを踏まえながら、効率的・効果的な方法を検討し、対策の実施、対策効果の把握について関係機関と協議、調整を重ね、今後も通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

担当課の皆さんは、限られた財源、人員の中で最大限の努力をされていると認識しています。しかしながら、この通学路の整備は先日の子ども議会でも質問されていきました。子どもたち自身も危険な通学路だな、怖いなと思いながら毎日通学しているわけです。緊急合同点検から2年たっても対応が完了しない、完了のめどすら立っていないという状況は、私たち大人が子どもの命を守るという責任を果たしていないということでございます。市が主導し

て、一刻も早く根本策ではなくても次善の策、素早い対応をお願いいたします。

続いて、2項目、2点目の再質問をさせていただきます。

食物アレルギーを有する児童・生徒への給食等における対応をお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） アレルギーのある児童への対応といたしましては、まず保育所のほうですが、保育所入所に際しましてアレルギーの有無などの申し出をいただいております。給食、おやつに対応が必要な児童については、入所後に保育所長、担任、栄養士、調理員が保護者と面談を行い、除去食等について相談しております。加えて、毎月給食献立表と材料表を事前に保護者へ配布し、食べられない食材を確認していただき、除去食、代替食で対応しております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、小・中学校の状況につきまして答弁させていただきます。

現在、学校給食センターでは、毎月配布している献立表とは別に、料理ごとに食物アレルギーの原因食物25種類を明記しました「献立食品調査表」を作成し、各学校を通して該当する児童・生徒の保護者へ配布しているところです。さらに、この9月からは料理に使われている調味料等を含めた食品ごとに含まれるアレルギー原因食物を詳細に明示した「学校別・日別アレルギー一覧表」の配布を始めました。

このような対応により、事前に保護者がアレルギー原因食物を把握するとともに、原因食物を取り除いた料理の食べ方について、子どもや担任と情報共有しているところです。また、どうしても除去が難しい場合やアレルギー原因食物が多い場合などについては、弁当の持参をお願いしているところです。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでは、「食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります」としています。アナフィラキシーの説明を

お願いします。また、保育所、小・中学校でアナフィラキシー、その疑いも含めて発症例があるかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、アナフィラキシーについてでございますが、今議員のほうがいぶお詳しいかと思いますが、とりあえずお答えさせていただきます。

アナフィラキシーとは、アレルギー反応によりじんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、また息苦しさなどの呼吸器症状が複数同時に、かつ急激に出現した症状をいうとされています。先ほど重篤というお言葉がありましたけれども、この中でも血圧が低下し意識レベルの低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態ということを言われております。

なお、保育所でのこのアナフィラキシーの発症事例はございません。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 小・中学校におきまして、給食後にアナフィラキシー症状、もしくはアナフィラキシーショック症状の発症事例につきましては、昨年度で2件、本年度はこれまでに1件が報告されているところです。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございました。

アナフィラキシーに対処するための研修等はされているのかお伺いします。また、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐためのアドレナリン自己注射薬、商品名でエピペンというそうですが、このエピペンを処方されている児童・生徒がいるかお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 保育所の研修等といたしましては、病院の看護師等を講師といたしまして、アレルギー対策としての研修を行っており、この中でエピペンの実技講習なども行って研修を受けております。

また、保育所でエピペンを処方されている児童はおりません。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 小・中学校の状況につきまして申し上げます。

アドレナリン自己注射薬でありますエピペンについて申し上げます。

食物アレルギー、それ以外のアレルギーによりまして医師により処方されているエピペンを所持している児童・生徒の数でございますけれども、8名でございます。家庭から学校へ持参する際は、本人が所持・保管することを基本としております。エピペンの使用訓練ですとかアレルギーに関する理解につきましては、市内全校におきまして教職員が定期的に研修等を実施しまして、万が一の事態に備えているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 保育所では、アナフィラキシーの症例はないというご答弁でした。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインによれば、「保育所生活の中で初めてのアナフィラキシーを起こすこともまれではない。アナフィラキシーを過去に起こしたことのある子どもが在籍していない保育所でも、アナフィラキシーに関する基礎組織、対処法などに習熟していく必要がある」としています。また、先ほどの学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでも、「教職員全員の共通理解が必要である」としています。

アナフィラキシーへの適切な対処、エピペンの適切な使用が児童・生徒の命を救うことになります。医師でない保健師、教職員がアナフィラキシーであると判断することはかなり難しいことだと思いますが、命を守るという使命感を持って研修されることを要望いたします。

2項目、3点目の再質問をさせていただきます。

答弁いただいた対応・対策で心配ありませんか。また、保育室や普通教室での児童・生徒の様子をお伺いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 保育所のほうは、3か年計画によりましてエアコンの設置を予定しております。あと、児童の様子でございますが、特に暑い日などにつきましてはエアコンのない保育室の児童について、朝来た時からエアコンのあります遊戯室等を利用して保育しております。また、先ほどもお答えさせていただきましたが、冷たい水や麦茶など定期的に飲ませるほか、喉が渴いたという児童へはその都度飲ませて対応しておりますので、何と

か暑さに負けず子どもらしく過ごしているのかなと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 現在の対応で心配ないかというご質問ですが、心配とはかなり難しい質問かなと思います。ただ、現場のほうの状況をちょっとお話しさせていただきますと、普通教室での児童・生徒の様子ですが、扇風機の効果について現場の先生方から、ありがたい、子どもたちの授業への集中力も保て、暑さ対策には十分役に立っているよというようなご意見をいただいているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） 熱中症対策、暑さ対策で小・中学校、保育所、エアコンの整備とそういった部分で、保育所のほうは年次計画で、3か年計画でエアコンを設置するということになっていたわけでありまして、このところの暑さ、昨年も今年も非常に厳しい暑さが夏は続いているところでありまして、今年は3歳児でありまして、来年4歳児、再来年5歳児という予定でエアコンを設置するということになっておりましたけれども、来年度、それこそ保育、教育の公平・公正の立場から、来年度一気に4歳・5歳児の教室もエアコンを設置するというような方向でいきたいと、そんなように思います。

それとまた、小・中学校でありますけれども、2年くらい前に扇風機を全教室に設置したわけでありまして、その効果が非常にいいというようなこともあります。今、小・中学校でやるべき予算、財政のほうもいろいろ耐震化も終わってはおりますけれども、大規模改修やいろいろな部分でまだまだいろんな部分で予算がかかるわけでありまして、当座は扇風機で小・中学校は対応していただきたい。全国の天気予報でもいろいろ毎日示されているように、銚子地方は平均からすれば2度、3度、この辺の気候は低いわけでありまして、子どもたちもそういった部分で扇風機で当座は我慢していただけるように、ひとつ保護者の立場から、議員の立場からも皆さん方にご指導いただければと、そんなように思っておるところでありますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 市長から特別ご答弁をいただけたとは思っておりませんでしたので、大変ありがとうございました。日ごろ真心とふれあいの市政を掲げていらっしゃる明智市長の、真心のこもった答弁として大変ありがたく受け止めさせていただきます。

今後は、計画的なエアコンの設置をお願いして、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（平野忠作） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時40分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（高橋利彦） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

9月議会の最後の質問者となりました。4項目の一般質問を行いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めは、災害対策について伺います。

災害はいろいろありますが、特に豪雨による土砂災害について質問します。

去る8月20日未明に広島市で集中豪雨となり、そのために土石流が発生し多くの死者、行方不明者が出るという大災害になってしまいました。その前後においても、日本各地で豪雨による多くの被害が発生しているところです。本日も北海道で、時間雨量で100ミリを超える雨が降ったとの報道がされております。

ちなみに、私たちが経験した中で一番雨が降ったと記憶しているのは、椿の海が再現されるほどの雨が降った昭和46年の台風25号です。このときは、降り始めからの雨量としては369.5ミリ、最大の時間雨量としましては61ミリでした。今年、日本各地で被害が出た際の降雨量と比較しますと驚くほどの量ではありませんが、今後それ以上の雨が降る可能性は十分考えられます。例えば、昨年大島であった豪雨が、少し雲の流れが変わっていれば旭市にかかってもおかしくない状況であったと考えられます。このような豪雨は人命にかかわって

きますので、対策はしっかりと立てておかねばならないと思います。

(1) として、ソフト対策について伺いますが、その前にまず、今回の広島の高雨による土砂災害、あるいは昨年の大島の土砂災害等に鑑みて、旭市でも考えられる土砂災害について市民を守るための対応はどのようにお考えでしょうか。

(2) といたしまして、ハード対策について伺います。旭市で起こる可能性のある土砂災害としては、土石流などは地形上想定されておらず、急傾斜地の崩壊、いわゆる崖崩れであります。この崖崩れについて、旭市ではどのような対策がとられているか伺います。

2項目めとして、旭中央病院の経営基盤の強化について質問します。

旭中央病院は、今独法化するかどうかという問題を抱えています。独法化でも今の経営形態でも、最終的な赤字は市立病院であることから市が負うということになっています。ただ、病院は60年間黒字経営を堅持されてきたということで、そういう事態を招いたことは一度もありませんでした。しかし、これまでとは諸般の事情が大きく変わってきており、今後の持続可能な経営を考えたときには、このままでいいのかという不安があります。旭中央病院検討委員会においても複数の委員が、経営が悪化した場合のリスクを旭市だけで負うという、今の方式に心配の声が上がっていました。この問題について、旭市としては何らかの対策を考えているのか伺います。

3項目めとして、水田農業について質問します。

今年の米価は大幅に下落しています。半面飼料用米は安定しており、今後飼料用米の重要性が増してくると思われます。

(1) として、飼料用米等の補助金の補助水準について伺います。

今年の飼料用米の補助水準は10アール当たりで、国からの補助金が8万円と、そのほかにプラスアルファとなっています。それに販売金額を全て合計しますと、10アール当たりの収入は約11万7,000円となります。一方、食用米は価格が低迷し10万円を下回る状況です。

ということで、飼料用米を生産したほうが有利という状況になっています。昨年はほぼ同じくらいでした。このような今年の米価情勢ですが、飼料用米生産による10アール11万7,000円くらいの収入が、農家の米の再生産をするための最低水準であると私は考えます。そして、飼料用米を定着させるには、今の補助水準の維持が欠かせないと思います。市長は、飼料用米の補助水準についてどのようにお考えでしょうか。

(2) として、飼料用米の検査について伺います。

今年から飼料用米は検査をすることになりました。飼料用米専門の新たな検査員を急遽養

成しての検査、また、検査場も農家の便宜を図るために何か所か新たに開設されました。しかし、検査体制が整わないうちに米の収穫が始まりました。200ヘクタールを超える検査は順調に行われたのでしょうか、伺います。

(3)として、飼料用米等の来年度以降の需給について伺います。

先ほども述べましたが、今年は飼料用米生産のほうが入入は多くなっています。そうしたことから、来年以降、飼料用米またはホールクロップサイレージの生産が増えることが予想されます。生産増加に対応する需要は確保される見通しかどうか、伺います。

4項目めは、介護保険の見直し法案の影響について伺います。

(1)として、見直しの内容と介護サービス受給者への影響について伺います。

去る6月に、医療・介護総合推進法が成立しました。団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする2025年問題や、将来の人口減社会を見据え、医療・介護のあり方を見直そうというものです。この中で、介護について質問します。

今回の法案での介護保険について、見直しの内容とはどのようなものか。また、現在介護サービスを受けている人にどのような影響があるのかお伺いします。

(2)としまして、旭市の対応について伺います。

この見直しに伴い、旭市としては介護をどう展開していくのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の水田農業について、(1)の飼料用米等の補助金の補助水準についてということでお答えをしたいと思います。

国においては、今年から新たな米政策を打ち出しており、今年の状況では補助は高水準にあると考えております。今後もその方針に沿って補助水準を推進していただきたいと、強く要望していきたいと、そのように思っております。

旭市は、飼料用米について先進的に取り組んでいるため国も注目しており、たびたび意見を求められていますので、今年の状況について、畜産農家と米農家の意見等を聞きながら、国へ伝えたいと思います。今年は食用米の価格を見ると、昨年に比べ大変な値下がりをしているところでありまして、飼料用米のほうが有利な状況となっているところでありまして、

食用米では、米の直接支払交付金が29年度まで実施されるとともに、収入減少による経営への影響を緩和できるように、国と農業者の拠出に基づくセーフティネットとして、ナラシ対策により収入減の補填がされております。26年度に限って、ナラシ対策移行円滑化対策も実施されておまして、米の直接支払交付金の交付対象者は、農業者の拠出なしで国費相当分の5割が交付されます。今後は一定の収入を確保できるように、この制度の周知と加入の促進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 総務課から、大きな1の豪雨対策についての中での土砂災害について、市で考えている対応ということにお答えいたしたいと思えます。

市では、大雨警報、洪水警報等が発表された場合、総務課職員をはじめ建設課職員、農水産課職員などが地域防災計画の配備基準により、昼夜を問わず緊急登庁することになっております。旭市内にも急傾斜地を抱える地域があるため、市として台風や各種警報等の発表には職員が注意を払っております。千葉県が土砂災害の危険度が高い場所を「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」に指定しております。旭市ではそれを受け、現在49か所が指定されております。この指定に基づき、平成23年3月に土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域にお住まいの住民の皆さんに危険区域を地図で示した「土砂災害危険箇所位置図」を配布しております。

今回の台風を教訓にしまして、災害対策本部において状況を的確に把握し、市民への周知や対策を考えていかなければならないと、今回の台風で教訓を受けました。今後、多様な災害に対応できるよう、避難指示の場合はサイレンを鳴らすとか、そういういろいろな周知の仕方とか、そういうものを新たなマニュアル作りを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、1項目めの2点目でございます。ハード対策はというご質問でございました。

現状の制度としましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これに基づき実施する急傾斜地崩壊防止工事があり、事業主体は要件によりそれぞれ都道府県と市町村に分かれております。なお、当該事業を実施するには、事前に区域の指定を県から受ける必要がございます。このほかには、都道府県を事業主体とする治山事業として予防治山工事があ

ります。

また、本市では住民自らが危険回避のため、崖地等にある住宅を除却移転する場合等への旭市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の制度も施行されております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、質問の２番目、旭中央病院の経営基盤の強化についてということでお答え申し上げます。経営リスクを旭市だけが負うことは心配であると。この対策を旭市は考えているのかということの回答です。

旭中央病院は、過去60年余りにわたり健全経営を維持してきた自治体病院としては希有な存在です。これらは、病院職員の努力と経営陣の不断の経営改善によるものと考えております。一般的に自治体病院は、不採算医療を行っていることなどから経営が厳しくなりやすく、周辺市町においても自治体病院の経営にかなりの負担が強いられている現状であります。このような中で、特に旭中央病院の経営悪化を前提として運営経費の負担についての協議をすることは、非常に困難であると考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より３番目の水田農業について、こちらの（２）（３）、２点につきまして回答させていただきます。

（２）の飼料用米等の検査についてということですが、米政策の見直しに伴いまして、今年から飼料米への数量払い助成となるために農産物検査を行うこととなりました。検査内容は、数量、水分、虫食い等の被害のお米が入っているか、違った穀物が入っているか、それから異物の混入、この比率をチェックする、こういう検査内容であります。主食米の検査よりは簡単なものとなっております。

旭市飼料用米利用者協議会では、会議を開催して飼料用米の受け入れに際して、米農家と畜産農家の経費をできるだけ軽減するための検査体制として、畜産農家自らが登録検査機関となる方や、市内の関係する登録検査機関や日本穀物検定協会に依頼するなど、さまざまですが、畜産農家側で受け入れ態勢を整えております。また、検査料は１キログラム当たり１円に統一して行うこととしております。

飼料用米の受け入れ状況ですが、検査機関の登録手続きの確認のために、収穫の早かった農家には少し受け入れを待ってもらった方もありましたが、現在旭市では順調に受け

入れをしている状況でございます。

続きまして、（３）の飼料用米等の来年度以降の需給についてということで、来年度はさらに飼料用米への取り組みが増えること、これが予想されております。どの程度増えるのかについては、現在収穫中ということもありますので予想もできないところもあります。飼料用米については、全農や飼料会社への販売もできますが、旭市では、飼料用米利用者協議会に参加する畜産農家との連携で取り組んでいるところであります。

畜産農家には、まだ受け入れは可能であるとの話は聞いております。できる限り市内畜産農家と連携を強化して、来年行えるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、４番目の介護保険の見直し法案の影響についてお答えいたします。

最初に、（１）見直し内容と介護サービス受給者の影響についてでございますが、医療介護総合確保推進法が平成26年６月25日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。主な改正事項についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの重点化としまして、平成27年４月から新規の入居者を要介護３以上の要介護者、または居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者となります。

利用者負担の見直しとしましては、27年８月から一定以上の所得の方の自己負担割合が１割から２割となります。

補足給付の見直しとしましては、施設入所者等にかかる費用のうち食事、居住費を住民税非課税者に補助するものですが、平成27年８月から預貯金等の資産の状況についても勘案することになります。

要支援の方が受ける予防給付の見直しとしましては、訪問介護と通所介護を平成29年度までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することになります。なお、詳しい判定基準等は今後政令で定められることになっております。

受給者への影響でございますが、特別養護老人ホームの見直しでは、要介護１・２の方が施設に入所できないということになりますが、居宅での生活が著しく困難と認めた場合は市町村が関与し、特例的に入所が認められることになっております。このことに関しましては、現在とそれほど変わるものではないと考えております。

利用者の負担の見直しでは、負担割合が２割になる方については、所得が基準額を超える

のは、国の試算で在宅サービスの利用者のうち15%、特養入所者で5%と推計しております。また、対象者全員の負担が必ず2倍になるものではございません。高額介護サービス費の仕組み等に基づき、利用者には月額上限が設けられております。

補足給付の見直しでは、預貯金等の基準額を超えるのは、国の試算では単身世帯で11%、夫婦世帯で8%程度と推計しております。この補足給付は、本来の給付と異なった福祉的な性格や経過的な性格を持っており、預貯金を保有し負担能力が高い方には負担していただくことになります。なお、利用者負担と補足給付の基準額を超える方については、現在把握はできておりません。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行される介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護を合わせて、平成26年5月の利用状況で193人の方が利用しておりますが、移行によりサービスの低下がないよう検討してまいります。

次に、（２）の旭市の対応についてお答えさせていただきます。

現在市では、平成27年から平成29年までの高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画を策定中であり、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築の実現を進めております。

地域支援事業の見直しに関する新しい介護予防・日常生活支援事業については、多様な生活サービスの提供が必要となり、現在地域の支援が不足している状況でございますので、第6期介護保険事業計画の最終年度であります平成29年度までに実施を延ばし、27年、28年度の2年間に地域資源の発掘や開発に努め、円滑に移行できるよう関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、再質問をさせていただきます。

まず、（１）のソフト対策についてでありますけれども、この中で市の対応をお伺いしたんですが、警報が出たときには職員の皆さんは登庁するというようなシステムの中で、いろいろと対応されているというようなことをお伺いしました。

災害に対応しますには、これまで多くの議員の皆さんが質問された中で答弁ありましたが、まずは自助・共助・公助という言葉がありますけれども、まずは自助と。自分の身は自分で守るといったような考え方が大事だろうと思います。そういったことで、例えば台風なんかのときは、いろいろと前々から情報が流れておりますので、それに気を付けてしっかりとそ

ういった自助という部分で対応できるのかなと思いますけれども、今回のような広島の高雨のようなああいった場合について、自助だけではなかなか——何と言いますか、せんだって避難勧告ですか、出ましたけれども、あのときもやはり状況を思い起こしてみますと、それまではずっと暑い日が続いていて、まさか夜にあんなに雨が降るといったようなことを考えた人はいなかったと思います。ああいった場合に、市がそれなりの情報を把握できたならば、その情報を流してもらいたいと、警報として流してもらいたいというのが今回の趣旨なんです。

まず最初にお伺いしますのは、ソフト対策としてお伺いしますのは、豪雨にかかわる災害の発生が予測された場合に、先ほど若干答弁されましたけれども、情報の収集のための体制はどのようにとられているのか。

2番目としまして、どこからその情報を集めているのか。その収集した情報を分析して、市民に緊急情報として伝えると判断する基準ですか、それはどの辺に置いているのか。その辺についてお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 先ほども申し上げましたが、注意報の場合には職員は自宅待機で状況を見守るということになっております。大雨警報、洪水警報等が出ましたら、関係する総務課職員、建設課、農水産課の職員は昼夜問わず、地域防災計画の配備基準により市役所に集合することになっております。職員は、緊急登庁後はテレビ等のニュース、気象情報はもちろんのこと、千葉県の防災情報システムやインターネット、それから気象庁や銚子気象台が発表する気象情報や防災情報を収集いたしまして、また、市民からの通報や職員の市内パトロールによる浸水箇所や河川の水位等、そのような状況の把握に努めます。

警報からもっとひどい状態になった場合には市長に連絡し、災害対策本部を設置していただいて、市長ともども情報の収集に努め、市長の判断で——前回の台風の件なんです、台風の場合には土砂災害警戒情報が発表され、これは防災計画の中で発表された場合には避難勧告を出すという文言がございましたので、それは文章を変えながらやわらかく、各自が注意するようにという内容で避難勧告を出したわけです。今後は、きちんと情報を収集して、災害対策本部長であります市長の判断で対応していきたい、そのように考えております。

それと、島田議員のおっしゃる住民への周知のことなんですが、私も同感です。台風の場合にはテレビ等情報でだいぶ入ってきます。しかし、大雨とか豪雨の場合には、その地区だ

けを襲うすごい雨量が発生する場合があります。そういうときには、やはり住民の皆様にもその都度その都度、今旭市の海上地区ではこのくらいの雨量が降っています、そのような情報は流すべきだと反省をしております。

そのためにも、市内には雨量計が4か所設置してございます。市独自で雨量計を設置しております。旧旭市とほか3町の全て、4か所に設置しております。その設置場所は、旭健康福祉センター、海上支所、飯岡の展望台、干潟支所、4か所に百葉箱がございまして、市のホームページでも「インターネット百葉箱」ということで検索できるようになっています。その情報が、気温、湿度、降水量、風速、気圧、そういうものが市内4か所に設置されておりますので、こういう情報も市民には事前に知らせるということが必要なのかなと、島田議員の質問に対しましてつくづく感じております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 雨量についてなんですけれども、私も急傾斜地のところに自宅が建っております、この雨量についてはかなり気にしております。今、総務課長の答弁の中でインターネット、ホームページですか。ホームページにその雨量は検索していけば載っているというような答弁がありましたけれども、若い人は検索、私もやればできますけれども、若い方はそれができると思いますけれども高齢者の方々、そういう方はなかなかどれだけの雨が降ったのかは聞かなければ分からないわけなんですよ。

このくらいの雨が降ったということが分かれば、実際に自分では感じておりますので、かなり降ってきたかと、何ミリ降ったのかなと、今回の雨は何ミリ降ったのかなと、そういうのを後でもいいですから災害情報といいますか、そういった市の広報の隅に、8月10日の降水量はこのくらい降りましたと。市民は実感しているわけですので、あれが大体150ミリの雨だったのかということが分かりますので、そういうのをやっぱり経験といいますか、自分で把握するといいますか、そういうのが大事だと思いますので、そういったこともお願いしておきたいと思います。

防災無線の使用の方法ですか。使用の方法といいますか、その情報を防災無線で流すということについてお伺いしたいんですけれども、防災無線は通常、市のいろんな情報を流すといったようなことに多く使われているわけでありまして。そういった中で、やはり防災のための情報といいますか、それは実際にはあまり流れていないということなんですけれども、いざそういった情報を流すときに、火事の場合はサイレンが鳴りますので火事だなというのは、

みんなびっくりしますけれども。ただ警報が出ましたといったことについて、通常の放送と一緒に流すというようなことでありますと、なかなか皆さんが気がつかないといいますか、ふだんの放送だなというふうな感じで聞き流してしまう可能性もありますので、先ほど総務課長の最初の答弁の中でもありましたけれども、何らかの、警報だといったようなことが分かるような予鈴といいますか、サイレンでもいいと思うんですけれども。サイレンは火事専門ということであれば、また違って何か、これは危険情報ですよといったような予鈴をまずやって情報を流してもらえれば、そんなに頻繁に流れるわけではないと思いますので、市民の皆さんも何事が起きるのかなといったようなことで警戒すると思いますので、その辺について要望させていただきます。

質問としまして避難勧告ですか、今回出ましたけれども、この判断の基準というものはどういうものか、あれば伺います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） まず、防災無線の関係でお答えしたいと思います。

防災無線は電波法の絡みがございまして、その予鈴とか、まず最初に発する言葉、それは電波法で決められておりますので、今後防災のための情報の流し方については検討したいと思います。

それと、2点目ですが、地域防災計画の中に避難勧告の基準というのがございまして、今回初めて出たんですが土砂災害警戒情報。これが県と気象庁から発表された場合には、避難勧告を発表する。しかし、今回の状況を見てみますと、雨量が2時から3時まで1時間に79ミリ降っていました。その後下火になって、土砂災害警戒情報が出たのは6時過ぎです。職員がいろいろ調査をして避難場所を確保して、職員を待機させて7時に勧告を出した。これは全く雨も少なくなっているときですので、そういう今回の経験も生かして見直し、マニュアルを作っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今、総務課長の答弁の中で、避難場所を確保してから避難勧告を考えるとといったような、言葉尻を捉えるようで本当に申し上げないんですけれども、緊急のときは避難場所はとにかくどうでもいいと思うんですよ。とにかく指示を出すと、避難してくださいと。それが大事だと思いますので、その辺についても今後対応をよろしくお願いします。

次に、（２）のハード対策についてお伺いしますが、この対策といたしましては三つ示されたわけでありますが、この中で急傾斜地の崩壊の防止工事とがけ地危険住宅移転事業について、それぞれ再質問させていただきますけれども、この急傾斜地崩壊防止事業について、この事業の実施状況と市として今後工事の必要性、また実際に工事の要望が上がっているのかどうかお伺いします。

それと、住宅移転事業のほうにつきましては、この事業の合併後の利用状況はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、お答えを申し上げます。

まず実施状況でございますが、その前に法律でございます。急傾斜地の危険防止対策、これは法律で「斜面の崩壊を誘発、助長するような有害行為の禁止」というものがうたわれております。これは、人為的原因をもってするものは駄目よということでございます。

それと、市内の状況でございますが、市内指定区域８か所のうち６か所については、コンクリート擁壁の設置やのり枠工法等によるのり面保護を実施済みでございます。その他の危険区域以外についても対策の要望はございますが、残念ながら急傾斜地崩壊危険区域の指定要件が整わないために、事業化には至っておりません。

それと、今後の対応ということでございますけれども、未着手区域周辺の環境変化等、これらを見きわめながら県と協議の上、必要に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

それと、二つ目でございますが、旭市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、これにつきましては、合併後の利用はございません。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○１１番（島田和雄） 工事のほうにつきましては、８か所の中で６か所は既に終わっていると。あとの２か所につきましては、指定要件が整わなくて工事ができていないといったような答弁でございました。私の地域でも１件、要望までにはいかない事例がありまして、今いろいろと対応を市にもお願いしているところなんですけれども。そういった中で、それはそれでお願いしたいんですが、それとは別にしまして、この工事は基本的には県が実施されていると思うんですけれども、工事の対象にならないような工事もありまして、そう

いったことにつきましては、住民の皆さんが独自に工事を実施されているといったようなところもあります。そういった工事につきまして人命が、これからいろいろと大雨が見込まれるといったような中で、市としてそれについて、工事について補助金が出せないかどうか伺います。

住宅のほうにつきましては利用者がゼロということで、住宅の移転ですね。合併後は利用者がゼロだったというようなことでありましたが、根本的な問題の解決ということを考えますと、移転するのが一番根本的な解決になるわけでありますけれども、そういった中で利用者がゼロだったということでは、この補助の条例といいますか、それを皆さん知らないんじゃないかなというふうに思っているんですが、周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは最初のご質問ですが、個人の行う対策事業、この補助制度を制定できないかというご質問かと思いますが、急傾斜地等の危険を解消することは重要な課題であると認識しておりますが、法律に基づいて、指定した区域について補助事業で対応することが最善であると考えております。個人での対応事業に補助するとしても、急傾斜地の工法、これ自体が特殊でございまして、事業費そのものが多額となります。そういうことになりますと、個人負担が相当重くなることが考えられます。場合によっては移転したほうが安価に済むのではないかということから、この補助金の制度があると認識しております。できましたら、この活用をしていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 工事についてなんですが、高額な工事になるといったような答弁でありましたけれども、移転した場合と、どちらにするほうが安く済むかといったような答弁の内容だと思いますけれども、そこまではかからないんだが、工事を実施したほうが良いという判断でやっている家庭が実際にあります。そういった場合に、これからは恐らくあると思うんですけれども、そんなに高額ではないんですよ。そういった中で、補助金を出していただければ助かるんじゃないかなと思ひまして。

個人的な工事ということの中でそういった助成について、ほかにはないのかなといったようなことも考えましたら、私道の整備ですとか、あと水道工事につきましても半分の助成が

ありますよね。そういったような考え方の中で、この急傾斜の工事につきましても市で考えていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 確かにお気持ちはよく分かります。ただ、公費を投入しますので、やはり人命にかかわる地域でございます。それに対しての工事というものは、やはり公共事業に準じてそれなりの強度、設計を持ったものでないと難しいかと思えます。そうなりますと、当然ながら、程度にもよりますけれども何千万円という事業費がかかります。そうしますと、仮に2分の1を負担しましても2分の1は自己負担ということです。ですから、5,000万円かかれば2,500万円を個人が負担する。それを考えますと、やはり移転をされたほうが安いと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、質問が終わってしまいましたので、要望だけさせていただきたいと思えます。移転したほうが良いといったようなご回答でした。そういうことであれば、移転にかかわる補助金ですか、そちらのほうを、今現在の補助金にさらに上乗せをしていただければというふうに思えます。要望です。

次に、2項目めといたしまして、中央病院の経営基盤の強化についてですが、周辺の市からの負担については困難だといったような答弁がありましたけれども、それではどのようにすればいいのかということなんですけれども、例えば、これは私ども総務常任委員会ですか、当時平成22年ですけれども、行政視察をしまして、滋賀県彦根市でしたけれども、これは定住自立圏構想についての視察で行ったわけなんですけれども、そこで、医療についてこういうことが書かれていたとか実際に行われていたんですけれども、救急医療について、彦根市立病院が周辺の市から負担金を受けて運営を行っているという事例がありました。

このような取り組みができないかということなんですけれども、そのほかに何かいい方法があればお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先進地視察をした彦根市が応分な協定によって負担をしているということで、ちょっとその状況について調べてみました。彦根市は、休日救急診療所です

か、急病診療所のように複数の自治体が運営負担について協定を結んでいると。その協定は、設立の協議と合わせて行われたということになっております。ですから、今中央病院の関係について、例えば赤字になりそうだとか、まだ将来的なそのような経営形態の中で結ぶ、事態が発生してからということとは、ちょっと不可能なのかなと。

東メディカルセンター、これは新聞等でそのような協定があったと報道されているんですが、これも調べてみたんですが、救急部門に限って負担について協議を始めようとしていました。しかし、実際には今進んでいない状況ですね。これは県の提案でそのようなことをやられたということになっております。

その対策として、今後ということで、赤字負担の協議は難しいと考えていますが、それ以外の経営に関する部分につきましては、先般6月18日に、先ほど来ずっと出ていたんですが、医療・介護総合推進法案が国会を通過いたしまして、27年度には県がその辺の関係で地域医療ビジョンの策定をする予定でおります。その過程の中で、機能分化であったり機能強化、連携等についてさまざまな協議がこれから行われていくということになっております。

千葉県の東部の医療の将来を考えた場合には、県を巻き込んだ形で、関係市町村間でさまざまな協議をこれから行っていくことは重要なことだというように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 最初の質問で、赤字になった場合といったような言葉を出してしまいましたけれども、そうではなくて、救急医療について周辺から負担を求めるといったような、赤字だからということではなくて、そういうことができないかどうか、これからいろいろと研究していただければと思います。

東メディカルセンター、東金市、九十九里町ですか、でもやっているようですけれども、負担を求める話をされているようですけれども、あそこよりもこちらのほうがまとまりやすいのかなといったような、条件的にはですね。そういうふうに私は思っていますけれども、今後ちょっとその辺、そのことについて答弁はいいですから、研究していただければと思います。

質問としましては、先ほどの質問で林晴道議員、また米本議員が質問されておりましたが、その中でちょっと思ったことを質問させていただきたいと思います。

先日の新聞報道で、銚子市立病院が医療公社を立ち上げて、将来この中央病院との経営統合も考えているといったような報道がされたということの中で、先ほど市長から答弁ありま

したけれども、仮の話ですけれども、仮に統合された場合は、負担はどうなるのかといったことを聞きたかったというか、最初は聞こうと思っていたんですけれども、その答弁もお願いしたいんですけれども。

もう一つは、先に質問された議員らの質疑応答を聞いておまして、この辺の医療の機能分化のお話がありましたけれども、その場合の疑問なんです、先般出されました旭中央病院の検討委員会の報告を見ますと、結論としては独法化をして、将来は周辺病院との経営統合を目指すといったようなことが、二つですね、独法化と経営統合といったようなことが示されていたと思うんですけれども、その中で経営統合なんです、紹介とか逆紹介の率を上げていかなければならないといったような中で、統合した場合にそういうことはどのようにするのか。紹介・逆紹介が可能なのか、それともそれはまずくなるのか、その辺ですがお伺いします。2点。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、質問が2点ですか。経営統合した場合、負担はどうなるのかという場合と、それから、経営統合した場合、紹介・逆紹介はどうなるのかという質問ですけれども、負担は基本的に合併すると、例えば設置団体が二つの市になりますから、以前の組合立と同じような形で負担することになります。ですから、両方の市のほうへ交付税措置がされますので、それに基づいて、現在と同じ形であれば入ってきたお金をそのまま旭中央病院へ流すというような形になると思います。

それから、紹介・逆紹介につきましては、同じ経営母体については紹介・逆紹介を算定できませんので、合併しますと基本的には紹介・逆紹介はなくなりますので、非常に経営的には苦しくなると。ですから、可能なものとしては、例えば理事長を同じ人に1回やるとか、緩やかな連合体。ですから、当時の検討の時点とこの4月に打ち出された診療報酬の考え方がまるで違ってきてしまいましたので、その辺についてはもう一度考え直さなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、検討委員会の報告につきましては、2点出されていた独法化と経営統合を目指すといったことにつきましては、経営統合のほうは考えないといったような、今後そういった方針ということによろしいんでしょうか。その辺について答弁を

お願いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） あくまでも、諮問委員会ではなくて検討委員会ということで検討してもらったわけでありまして、その結果は報告書ということで報告をしていただいたということでもありますので、それにがんじがらめに縛られるというものではないわけでありまして、先ほど事務部長のほうからお話がありましたように、医療環境、そういったものが毎年毎年、診療報酬やらそういった部分でいろいろ変わるわけでありまして、独法化のほうは今検討されているところでありますけれども、医療連携・経営統合ということにつきましては、自治体それぞれが持っているいろいろな役目があると思います。

そういったものも含めて方向性を出していくということは、今の時点で少し無理ではないのかなということでありまして、経営統合のことについては今のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 分かりました。

それでは、次の水田農業についての（1）番目のほうなんですけれども、補助金の補助水準につきましては、市長のお考えも維持を国に要請していただけるといったようなことでありました。今の米価が続きますと、恐らくこの辺の田んぼでも、お米を作る人が恐らくいなくなってしまうのではないかとといったような危惧をしているわけでありまして、それを克服するには、今の飼料用米の生産を増やして、今の水準を維持していただいて、食用米の価格もそれに近づけてもらえればというふうに思っているところです。

次の質問でなくて（1）のほうなんですけれども、補助金についてですけれども、8万円を先ほど国から補助されるというふうな答弁でありましたけれども、そのほかにも生産性向上の取り組みに対する補助、多収性専用品種を作った場合の補助、それから耕畜連携をした場合の補助と、これだけ補助金がプラスされているわけなんですけれども、これらの取り組みに取り組みますとさらに補助金が上積みされるということで、所得が増えるわけでありまして、これらの取り組みはどのくらいの農家の方が取り組んでいられるのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、補助金の加算ということで、先ほど島田議員がおっし

やいましたように、10アール当たり8万円の補助があります。これに加えて3種類補助金がございます。まず、稲わらを畜産農家に販売する耕畜連携助成、これが10アール当たり1万3,000円の補助がありまして、この取り組みについては39人。それから、多収穫性専用品種、これは夢あおばですとかモミロマンという結構米が取れるという、そういう品種を栽培すると10アール当たり1万2,000円の上乗せがある。これにつきましては、31名の方が。それから、生産性向上取り組み、これにつきましては一応今のところ飼料用作付農家全員137人が対象となる予定です。これにつきましては10アール当たり1万円の上乗せということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 3種類のプラスアルファ部分の補助金があったわけでありましてけれども、一番目の生産性向上の取り組みについては全農家、137戸が取り組まれているということではありますが、そのほかにつきましてはまだまだ取り組みが少ないといったような現状だと思います。

これらに取り組みますと、またかなり所得が向上することが考えられますので、これらの取り組みが円滑に進むように、市としても積極的な対応といいますか、農家に対して、どの辺が問題でこれができないのか協議しまして、こういう取り組みが進むようにお願いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 今おっしゃいましたように、旭市としてもいろいろ情報収集しまして、皆さんにこの情報をお伝えして進めていきたいと思っております。いろいろお聞きすると、多収性専用品種ですとか、こういうのも栽培的に刈り取りがちょっと遅れるとかいろいろ問題があるようですので、その辺も指導しながら数量が多くなるようにうちのほうも推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） よろしくをお願いします。

では、次の飼料用米の検査についてですけれども、最初ちょっと戸惑ったところもあったのが順調にいったということで、安心しております。特に言うことはないんですけれども、強いて言えば、検査というのはこれまでやらなかったのを今年からやるようになったということで、本来あまりやらなくてよかったものを、これからコストと費用をかけるということ

になりますので、できるだけこれがかからないようなシステムといいますか、始まったばかりですからいろいろと問題があると思いますので、その辺を取り上げて今後に生かしていただければと思います。

次に、飼料用米の来年度以降の需給についてですけれども、飯嶋議員がこれは質問されて、同じような答弁をいただいたわけでありまして、その中で考えられますのは、来年度以降大幅に飼料用米が増えた場合には、市内の畜産農家だけでは需要が賄い切れないといえますか、そういったことが一つは考えられるわけなんです、そういった場合の対応というのを考えておかなければならないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） おっしゃるとおり来年は増えると思います。今週に入りまして、専用品種はどうしたら種が入るんだというような問い合わせも何件かありましたので、そちらも情報収集して伝えていきたいと思っております。

それで、多くなったらどうなるのかということで、今、農林水産省のほうでも飼料用米の生産者と受給者のマッチングを支援しているということです。県ですとか地域の農業再生協議会、これを通じまして県を越えた取引でも取り組みを支援しているということです、市としてもこの取り組みに対して、どれだけの量が増えるか今のところちょっと、申し訳ないんですけれども分からない状況ですけれども、こういう国の方針でもありますので対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 県と相談してマッチングをいろいろと考えていくというようなお話でしたが、需要者ですか、直接旭市が取引をしているわけなんですけれども、需要者は自分で配合できる畜産農家なんですよ、実際に使っている農家は。総体的には畜産農家は配合飼料を使っておりますので、飼料用米を買っても配合する機械といいますか、道具といいますか、そういうものがないんですよ。そういう農家がかかり占めていると思います。県下全体でも恐らくそうだと思います。自分で配合できる畜産農家は少ないんですよ、実際は。旭市にはたまたま大規模な畜産農家がありますけれども、全体的に見た場合にはそういう農家は少ないということで、恐らく国もそういうふうに考えていると思いますけれども、飼料メーカーとの直接取引といいますか、それをやるしかないんじゃないかなと思います、国が

飼料用米を大々的に推進していくに当たっては。

その辺について旭市も協議を始めて、いざという時に対応できるようにしなければならないんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 飼料用米について飼料会社の受け入れということで、これについて農水産課のほうでちょっと調べまして、日本飼料工業会、こちらの傘下の工場がマッチングを今行っているということを聞いております。会社を調べましたら、この近隣にも香取市ですとか、茨城県に多くあるみたいですが、そちらでマッチングを進めているということです。市といたしましても、その状況を把握させていただいて、情報を収集させていただいて、農家の方、これから利用者協議会を開催する予定でありますので、そちらのほうでも情報収集に努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田議員に申し上げます。残り時間あと5分ですので、簡潔にお願いします。

島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、4番目の介護保険の見直し法案の影響についてのうち（1）番目のほうですが、見直し内容と介護サービス受給者への影響について再質問させていただきます。

介護につきましては、介護サービスの給付の抑制ですか、こういうことが今後行われるとといったようなことで、来年の4月からということになると思いますけれども。その中で、介護度1・2の人が今後特養へ入れなくなるというようなことでありましたが、今現在は、こういった介護度1・2の人で特養へ入所している人は全体で何人くらいいるのか。

○議長（高橋利彦） 島田議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 現在、特養に入所している方の人数についてお答え申し上げます。本年5月の入居者数で申し上げますと、要介護1が10人、要介護2が41人で、合計51人となっております。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 失礼しました。市内の入居者は定員数が443人おりまして、

そのうち市内では42人が1・2の方でございます。市外が9人入っているような状況になっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、特養に入所している方が443人いる中で、介護度1・2の方は51人の方が今現在は特養に入所されているということであります。今現在入所されている方はそのまま入所が継続されるということだそうですが、恐らくこれからもそういう方で介護度が1・2の方でも、やはり同じくらいの割合の方が特養の希望を表明するんじゃないかと思えますけれども、そういった場合どのような対応をされるのか、市としては、お伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 介護度1・2の方でも特養への入所の必要性がある方についての対応についてお答えいたします。

新たに入所する方については、原則やはり先ほど言いましたように要介護3以上に限定することになりますが、要介護1・2の方であっても、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと施設に設置している入所判定委員会を経て、特例的に特養への入所が認められることになっております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、特別な事情がある場合は入所を認めてもらえるというようなことでよろしいでしょうか。

では、次の（2）の旭市の対応についてお伺いしますけれども、今回の見直しで要支援の人が今度新しいサービス、これは市町村が主体となって行うというようなサービスになるということでありまして、実際にはどのようなサービスを市町村が行うようになるのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 今回の見直しで新たに、新しい介護予防事業、日常生活支援事業に移行することになります。これまで全国一律の基準でありました予防給付の訪問介護と通所介護については、地域の実情に応じた取り組みができるようになります。既存の介護

予防事業所によるサービスに加えて、NPOや民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して、要支援者等へ多様なサービスを提供していくことになりまして、事業対象者は要支援認定者と高齢者の基本チェックリスト該当者になります。

国は、今年度末までに介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインを策定することになっておりまして、本市においても多様な生活支援サービスの提供に向けて、現状把握をするとともに地域の資源の開発等を検討し、平成29年4月よりの円滑な実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 介護につきましては、今現在も人手不足というようなことが言われているわけなんです、今後さらに需要が高まっていくと見込まれるわけなんです、介護の担い手をどのように確保されていくのか、この問題を市はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 今ご質問の担い手の確保ということでございますけれども、先ほどご答弁申しました新しい総合事業ですか、それにおける生活支援サービスの充実に向けては、今後高齢者の多様な生活支援の充実に向けまして、ボランティア等の生活支援の担い手の育成や発掘、資源の開発は重要な課題となっております。今後は、高齢者が支援の側に回る取り組みも検討しまして、関係機関等とサービスの充実に向けて協議してまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今後の介護は高齢者同士で、元気な高齢者が介護を担うということになるというようなお話でした。そういうことかなと私も思います。間もなく私もそういった仲間入りするわけでありまして、介護ができれば皆さんの介護のお役に立ちたい。逆に介護されるかも分かりませんが、そういうことで、皆さんもご認識をいただければと思ひまして、これで一般質問を終わりにいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（高橋利彦）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　3時59分

平成26年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成26年9月25日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 常任委員長陳情報告
- 第 8 質疑、討論、採決
- 第 9 事務報告
- 第10 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 日程第 7 常任委員長陳情報告
- 日程第 8 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 9 事務報告
- 日程第10 閉 会

出席議員（２２名）

１番	林 晴 道	２番	高 橋 秀 典
３番	米 本 弥一郎	４番	有 田 恵 子
５番	宮 内 保	６番	磯 本 繁
７番	飯 嶋 正 利	８番	宮 澤 芳 雄
９番	太 田 將 範	１０番	伊 藤 保
１１番	島 田 和 雄	１２番	平 野 忠 作
１３番	伊 藤 房 代	１４番	林 七 巳
１５番	向 後 悦 世	１６番	景 山 岩三郎
１７番	滑 川 公 英	１８番	木 内 欽 市
１９番	佐久間 茂 樹	２０番	林 俊 介
２１番	高 橋 利 彦	２２番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	行 政 改 革 推 進 課 長	加 瀬 正 彦
総 務 課 長	堀 江 通 洋	企画政策課長	伊 藤 浩
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	伊 藤 正 男	環 境 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康管理課長	野 口 國 男
社会福祉課長	加 瀬 恭 史	子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	商工観光課長	堀 江 隆 夫
農水産課長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大久保 孝 治
都市整備課長	林 利 夫	下 水 道 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	赤 松 正	消 防 長	佐 藤 清 和

水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	飯塚 正志
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	石見 孝男	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員局長	田杭 平三
農業委員会 事務局 会長	岩井 正和		

事務局職員出席者

事務局 長	伊藤 恒男	事務局 次長	高安 一範
-------	-------	--------	-------

開会 午前 10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（高橋利彦） 議案第1号から議案第19号までの19議案及び請願第3号の1件、並びに陳情第3号の1件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（高橋利彦） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長島田和雄議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 島田和雄 登壇）

○決算審査特別委員長（島田和雄） 皆さんおはようございます。

それでは、決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計

決算の認定について、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月12日及び16日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑6点について申し上げます。

1点目として、歳入の税収について夜間休日納付の現年度分と滞納繰越分の内訳はとの質疑では、現年度分が3,124万4,375円、滞納繰越分が2,101万3,318円で合計5,225万7,693円となっているとの答弁がありました。

2点目として、緊急通報体制等整備事業について、地域別の設置台数はとの質疑では、旭地域133台、海上地域27台、飯岡地域30台、干潟地域9台で合計199台となっているとの答弁がありました。

3点目として、グループホーム運営費等助成事業について、事業所数と利用者の人数はとの質疑では、グループホームは13事業所で人数は57人となっているとの答弁がありました。

4点目として、住宅用太陽光発電システム設置助成事業について、平成22年度以降の件数と補助金額の実績はとの質疑では、平成22年度が33件で284万8,000円、23年度が49件で433万7,000円、24年度が73件で693万3,000円、25年度が127件、1,170万2,000円となっているとの答弁がありました。

5点目として、保安林植栽事業について具体的な工事内容はとの質疑では、中谷里地先の減災施設整備工事で盛土工事を行った866平米に、クロマツ526本、トベラ135本、マサキ135本、計796本を植栽したとの答弁がありました。

最後に6点目として、公債費について、合併特例債と臨時財政対策債の25年度末の残高と交付税の算入期間はとの質疑では、合併特例債の残高が100億6,389万7,000円で算入期間は10年と15年の2種類、臨時財政対策債の残高が117億1,058万3,000円で算入期間は20年となっているとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

水道管の老朽化に伴う今後の対策はとの質疑では、水道管については、他の水道事業体の状況から50年から60年ぐらいは使用できると思われるが、本市の水道管で最も古いものは35年を経過しているので、今後は条件の厳しい所から順次対応していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、旭中央病院のホームページ作成及びメンテナンス費用について、その内容と効果はとの質疑では、研修医用のサイトを充実させるとともに、スマートフォンにも対応できるように改修した。これにより、アクセス数が約10%増加しているとの答弁がありました。

2点目として、医師紹介に関するコンサルティング委託料の具体的な内容と実績はとの質疑では、病院が希望する医師に対するリサーチ、アプローチ、スカウトにかかる活動費用として、年間300万円、成功報酬は、招聘医師の年収の2割となっており、去年は救急の常勤医と非常勤医各1名招聘できたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号から議案第6号までの6議案は、全員賛成で認定することに決し、議案第7号、議案第8号の2議案は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年9月25日、決算審査特別委員会委員長、島田和雄。

○議長（高橋利彦） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより、一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第8号までの8議案について採決いたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第7号は可決及び認定することに決しました。

議案第8号、平成25年度旭市病院事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（高橋利彦） 日程第3、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○建設経済常任委員長（飯嶋正利） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日、本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月18日午前10時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第9号の審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

商業活性化推進事業について、事業予定の商店街名と事業内容はとの質疑では、塚前通り商店街と新町通り商店街はいずれも防犯灯のLED化を予定している。また本町通り商店街

は街路灯の改修、防犯カメラの設置、街路舗装の整備、駐車場の整備等を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、ご報告いたします。

平成26年9月25日、建設経済常任委員長、飯嶋正利。

○議長（高橋利彦） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第11号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月19日午前10時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁を申し上げます。

初めに、議案第9号の審査内容について、主な質疑2点とその答弁内容を申し上げます。

1点目として、住宅用省エネルギー設備設置助成事業について、設備18件の具体的な内容はどの質疑では、太陽光発電設備以外で、エネファームが6件、家庭用蓄電池が6件、エネルギー管理システムが5件、電気自動車充電設備が1件となっているとの答弁がありました。

2点目として、感染症予防対策事業について、水痘の予防接種と肺炎球菌ワクチン接種の接種人数はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑では、水痘については、延べ2,193人、肺炎球菌ワクチンは3,708人を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

待機児童数ゼロを目指し、国が制定を求めた条例と思われるが、市内保育所の定員と入所者数はどの質疑では、9月1日現在、私立保育所5か所の合計は定員500名に対し、入所児

童数574名、入所率は114%、公立保育所13か所の合計定員1,275名に対し、入所児童数は1,165名、入所率は91%で、待機児童数はゼロとなっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、5議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成26年9月25日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（高橋利彦） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第17号、工事請負契約の締結について、議案第18号、工事請負契約の締結について、議案第19号、訴えの提起についての7件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月22日午前10時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第9号の審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

企画事務費の報償費について、国土強靱化地域計画検討委員に対してのものとのことだが、委員の構成はどのようなのかとの質疑では、委員の構成は、学識経験を有する者として大学の教授と准教授の2名、各種団体を代表する者として7名、市民の代表として4名、行政機関の職員として内閣官房の企画官を含む3名で計16名となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙の報告書のとおり、7議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成26年9月25日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（高橋利彦） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより、一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号から議案第19号までの11議案について採決いたします。

議案第9号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、訴えの提起について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長（高橋利彦） 日程第5、常任委員長請願報告。

これより、文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇)

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において付託されました請願第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月19日、付託議案の審査終了後、担当課より、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、手話言語法が制定されることにより、ろう者の方々の生活が便利になるとともに、市民の障害者に対する理解も進むものと思われるとの意見があり、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成26年9月25日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（高橋利彦） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第 6 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 日程第 6、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

請願第 3 号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより、請願第 3 号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより、請願第 3 号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第 3 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、請願第 3 号は採択と決しました。

◎日程第 7 常任委員長陳情報告

○議長（高橋利彦） 日程第 7、常任委員長陳情報告。

これより、総務常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る 9 月 5 日の本会議において付託されました陳情第 3 号、日本国憲法第 9 条にノーベル平和賞の受賞をとの請願の提出を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9 月 22 日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、本件の内容については市の所管事務ではないとのことであり、当該団体の権限外の事項については、不採択のほかないと思われるとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成 26 年 9 月 25 日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（高橋利彦） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第 8 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 日程第 8、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

陳情第 3 号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより、陳情第 3 号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより、陳情第 3 号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第 3 号、日本国憲法第 9 条にノーベル平和賞の受賞をとの請願の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 賛成少数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 景山岩三郎 登壇)

○議会運営委員長（景山岩三郎） 議員の皆様、最終日、どうもお疲れさまです。よろしくどうぞお願いいたします。

ただいま、議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私より報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成26年旭市議会第3回定例会議事日程その2、本日9月25日木曜日をご覧いただきたいと思います。この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決、以上のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。

発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（高橋利彦） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（高橋利彦） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

本発議案については、本意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって本市議会は、国が下記事項について講じていただくよう強く求める。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（高橋利彦） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 事務報告

○議長（高橋利彦） 日程第9、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 堀江通洋 登壇)

○総務課長（堀江通洋） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金22万円を情報産業労働組合連合会千葉県協議会様より、6月30日受納いたしました。

1つ、金30万円を一般財団法人千葉陸上競技協会様より、8月6日受納いたしました。

1つ、金10万円を岡部浩二様より、8月26日受納いたしました。

1つ、金10万円を鈴木薫様より、8月26日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（高橋利彦） 事務報告は終わりました。

◎日程第10 閉 会

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成26年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前 11時 6分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 高橋 利彦

副議長 平野 忠作

議員 太田 將範

議員 伊藤 保